

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

# 二十一世紀日本の再生と制度転換

日本経済政策学会年報XLIX

2 0 0 1



日本経済政策学会編  
勁草書房発売

日本経済政策学会編

# 二十一世紀日本の再生と制度転換

日本経済政策学会年報XLIX

2001



日本経済政策学会編

勁草書房発売

## 第五十七回大会共通論題

### 『二十一世紀日本の再生と制度転換』

日本経済政策学会の第五十七回全国大会は、平成十二年五月二十七（土）、二十八日（日）の二日間にわたって、沖縄国際大学において開催された。

第五十七回大会の共通論題は、次の趣旨から「二十一世紀日本の再生と制度転換」となった。すなわち、日本は今、社会、経済、政治に対する国民の価値・意識等の変化を受け、二十一世紀へ向けた新たな社会経済システムの再生とその制度転換が求められている。その背景にあるのは経済の国際化と自由化、情報化と技術革新の進展、社会の高齢化と成熟化といったメガトレンドの変化であり、これまで効率的に機能していた中央集権・集中システムの制度疲労が見られるようになり、その見直しを求める声が高まりつつある。

こうした問題意識に基づき、今大会の共通論題は、プログラム委員会と西日本部会理事・幹事会の協議を経て、学  
会本部および各地域部会の理事・幹事会の了承を得て最終的に決定された。戦後のわが国の経済社会システムやそれ  
を支える政策体系が根本から変化していることから、共通論題をメインテーマとして、三本柱に

(1) 産業政策

(2) 環境政策

(3) 地方分権  
を設定して議論することとなつた。

産業政策は、明治以来の日本の経済政策の主要な柱であり、二十一世紀においても「内容を一新して」取り組むべき重要なテーマと言える。環境政策は、一九七〇年以降に新しい政策課題として登場してきたもので、二十一世紀の日本を論ずるときに避けて通ることのできないテーマである。地方分権は、取り組むべき重要な政策課題でありながら、中央集権的政策の下でないがしろにされてきたという経緯があり、それぞれの地域が二十一世紀に向けて取り組むべき重要なテーマとして採り上げることにした。

大会初日の二十七日（土）の午前は、共通論題に関する前記の三つのテーマを中心に、全国的視点から二十世紀（ないし明治以降）の日本経済と経済政策を回顧し、二十一世紀へ向けた新たな社会経済システムの再構築（再生）と制度転換のための政策課題と政策手法の提示を行い、地域の自立的発展に向けた地域的役割について議論していた。共通論題は眞継 隆（名古屋大学）、加藤壽延（亜細亞大学）の両氏が座長を務め、産業政策—桑原 哲（通産省産業構造課）、環境政策—郡嶋 孝（同志社大学）、地方分権—川野辺裕幸（東海大学）の三つの報告が行われ、新庄浩二（神戸大学）、植田和弘（京都大学）、黒川和美（法政大学）の三氏による討論が続いた。時間的制約の中で、ホットな議論が展開され、盛会であった。

さらに大会初日の午後は、沖縄特別セッション・パネルディスカッショ�이開催され、午前の共通論題に関する三つのテーマを中心に、地域的視点から沖縄の地域特性を活かした地域産業の振興と経済的自立発展、沖縄の地域的発展のための新たな制度的枠組みづくり、東アジア太平洋地域における沖縄の地域的役割等について議論がなされ、これまでの一極集中型から多軸国土形成を目指した、アジア太平洋地域との経済・学術文化交流拠点としての亜熱帯沖縄の地域的役割が強調された。沖縄特別セッションは伊藤善市（帝京大学）、高良有政（沖縄大学）の両氏が座長を務め、産業政策—大城 肇（琉球大学）、環境政策—吳錫畢（沖縄国際大学）、地方分権—大城 保（沖縄国際大学）の三つの報告が行われ、鶴田俊正（専修大学）、外間安益（鹿児島国際大学）、樋本功（広島市立大学）の三氏による討論が続いた。

大会一日目の二十八日（日）は、自由論題十四セッションの報告があり、うち四セッションは大学院コーナーとして二〇〇〇年の今大会から新たに開催された。今後の学会活性化を図るために設けられた大学院生コーナーだが、座長の先生方には総括コメントまでお引き受けいただき、大変ご苦労をおかけした。座長の負担軽減と討論者の配置等については今後の検討課題である。

さらに、二〇〇〇年の節目の大会ということで、大会前日の二十六日（金）には、本学会も共催となり、沖縄特別国際シンポジウム「二十一世紀・アジア太平洋の中の日本そして沖縄—発展の方向を探る」が宜野湾市のコンベンションセンターで開催された。シンポジウムの開催に際し、植草 益前会長、横井弘美会長をはじめ、常務理事・幹事会の先生方、会員の皆様のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げたい。

最後に、第五十七回全国大会が大過なく終えることができたのは、横井弘美会長はじめ、座長、報告者、討論者の先生方、常務理事・幹事の先生方、さらに本部の皆様と開催校までご足労下さった会員ならびに非会員の皆様のお陰である。心から感謝の意を表したい。

二〇〇〇年九月

## 第五十七回全国大会プログラム委員会

## 第五十七回大会共通論題『二十一世紀日本の再生と制度転換』

第五十七回全国大会プログラム委員会 1

## 〈共通論題〉

産業政策の変遷と今後の方向性について ..... 桑原 哲 ..... 9  
 二十一世紀の日本の再生と制度転換——環境政策 ..... 郡寫 孝 ..... 21

二十一世紀日本の制度転換と地方分権 ..... 川野迈裕幸 ..... 27  
 コメント ..... 新庄 浩二 ..... 38

コメント ..... 植田和弘 ..... 41  
 コメント ..... 黒川和美 ..... 44

総括 ..... 貞繼藤壽延 ..... 46  
 〈沖縄特別セツション〉 ..... 加隆 ..... 48

地域における産業政策 ..... 大城 肇 ..... 48  
 沖縄開発からみる赤土汚染に関する一考察 ..... 吳錫畢 ..... 52

二十一世紀日本社会システム・地域分権ネットワーク型社会 ..... 大城 保 ..... 57  
 —協力システムの制度化と地域分権の確立—

沖縄開発からみる赤土汚染に関する一考察 ..... 吳錫畢 ..... 52  
 二十一世紀日本社会システム・地域分権ネットワーク型社会 ..... 大城 保 ..... 57  
 —協力システムの制度化と地域分権の確立—

沖縄開発からみる赤土汚染に関する一考察 ..... 吳錫畢 ..... 52  
 二十一世紀日本社会システム・地域分権ネットワーク型社会 ..... 大城 保 ..... 57  
 —協力システムの制度化と地域分権の確立—

沖縄開発からみる赤土汚染に関する一考察 ..... 吳錫畢 ..... 52  
 二十一世紀日本社会システム・地域分権ネットワーク型社会 ..... 大城 保 ..... 57  
 —協力システムの制度化と地域分権の確立—

沖縄特別セツション・パネルディスカション〈総括〉 ..... 伊藤善市 ..... 62  
 〈自由論題〉 ..... 朝元照雄 ..... 68

台湾の中小企業政策 ..... 富川盛武 ..... 72  
 —経済発展と政府の役割—

台湾の経済発展と産業ネットワーク ..... 伊藤善市 ..... 62  
 —連関効果を中心—

沖縄の内発的持続的発展 ..... 佐々木輝雄 ..... 80  
 地方自治体における自然循環型の発展モデル ..... 佐々木輝雄 ..... 80

EUにおける産業競争力政策のシステム ..... 佐々木輝雄 ..... 80  
 移行経済下の企業の所有集中と効率・モンゴル国のケース ..... 阿部和望 ..... 84  
 ロード・プライシング導入の合意形成とボリシーミックス・アプローチ ..... 小淵洋一 ..... 92  
 地方分権時代における地域交通政策の意思決定システム ..... 太田和博 ..... 96  
 産業集積の変容と産業立地政策 ..... 山崎朗 ..... 100

産業別投資と産業構造の変化について ..... 野北晴子 ..... 104  
 —日本経済の国際化と産業の空洞化—

東南アジア都市における環境と健康 ..... 小島宏 ..... 108  
 韓国の土地所有と「新環境農業」政策 ..... 深川博史 ..... 112

汚染排出許可証市場とモニタリング	細江 守紀	116
公共選択論の視点からの開発援助政策	奥井 克美	120
—経済・政治構造改革に関するものを中心に—		
水道事業の一般化費用関数の推定	中山 徳良	124
消費者参加の地球温暖化抑制のための経済政策構築の提案	鈴木 利治	132
動学応用一般均衡（CGE）モデルの作成とその沖縄県への適用例	金城 盛彦	136
ルーカス型総供給方程式の批判的吟味	丹羽 春喜	140
—ケインズ的マクロ政策有効性の論証—		
為替介入の経済効果分析	大森 和明	144
我が国の金融検査の改革について	齊藤 壽彦	148
男女別失業者の産業部門に与える効果	杉浦 立明	152
出生率反転への政策選択	山口 純哉	160
—保育所民間化とPFI導入試論—	橋山 禮治郎	156
被災地神戸経済復興の産業連関的検討	高倉 博樹	168
求められる地域の適正規模	金城 栄律	164
ドイツにおける住宅手当の政策効果	高倉 博樹	168
—GSOEPによる実証分析—		
国民健康保険の医療費地域格差の要因分析	文成 炎	177
—二次医療圏データを用いて—		
日本銀行の金融政策における意思決定について	鈴木 義浩	181
韓国と台湾の財政制度の相違と財政政策の比較分析	茂木 創	191
財政改革と経済・ニュージーランドの改革と日本への示唆	釣雅雄	195
Uzawa-Lucasモデルにおける環境の外部性、環境政策、および	伊ヶ崎 大理	199
成長の持続可能性・公害型汚染と環境ホルモン型汚染		
公共事業評価の現状と課題	田尻慎太郎	203
ゼロエミッションを志向した産業集積の今日的意義と可能性	牧瀬 稔	207
—評—		
吳錫畢著『環境政策の経済分析』	寺西俊一	211
阿部望著『現代イギリスの産業競争力政策』	遠山嘉博	213
影山僖一著『通商産業政策論研究——自動車産業発展戦略と政策効果』	井手秀樹	215
学会記事		
Summary		

## 産業政策の変遷と今後の方向性について

桑原哲

（通商産業省）

### ＜共通論題＞

#### 一 産業政策の変遷について

「産業政策」を総体としてどの範囲で捉えるかについて実務では、必ずしも考え方が確立していない。最広義で捉えれば市場経済に対する行政介入の大半を包摂したものになり、最狭義では、不況業種対策に集約される。歴史的には、産業政策の中核は産業調整政策であり、不況業種対策であると認識されてきた。米国・欧州では特にこの傾向が強く、米国で産業政策全般に対する否定的評価が根強かつたのは、こうした産業政策の範囲に対する一般的な理解を一つの背景としている。しかし、米国のみならず、欧州や日本においても伝統的な産業調整政策は、産業政策全体における位置づけを縮小させており、技術開発政策、競争政策、地域財産権政策、人材開発政策等の従来産業政策の周辺分野と見なされた分野における施策の位置づけが拡大してきている。こうした傾向は、主要先進国の中でも、世界的潮流ではあるものの、その認識と変化の過程は、国によって大きく異なる。米国ではこれらの広義の産業政策に含まれる

についての動態的分析は必ずしも十分には行われてきていません。本稿では、産業政策の変遷を我が国の製造業と一部のサービス業を念頭において産業構造の変化や技術進歩の影響との相関を視野に入れつつ整理してみたい。

## 二 我が国の産業調整政策について

個別業種に対する産業政策の中心は、我が國のみならず各国とも「不況業種対策」であり、基本的には、経済構造変化のなかで趨勢的な不況に陥った産業から、各種の経営資源が円滑に成長分野に移動することを支援することを目的としている。我が国最近のものは、一九七三年の第一次石油危機による投入価格構造の急激な変化、一九八五年のプラザ合意以降の急激な円高を背景として構造不況対策立法が行われている。

- ① 市場価格の上昇を目的とした生産制限、投資制限、設備廃棄への支援、輸入制限のための国境措置等
- ② 生産原価低減のための生産性改善に対する支援等
- ③ 成長分野への事業転換支援

を中心とし、労働移動に対する援助や地域対策を包摂する形で、「競争制限措置の容認」、「輸入制限」、「低利融資」、「利子補給」、「債務保証」、「税負担の軽減」、「補助金等の交付」といった手段が用意されていた。

こうした不況業種対策の内容は、重点の置き方に違いはあるものの各国ともほぼ同様であるが、我が国の場合、その運用まで視野にいれるいくつかの際だった特色を見いだすことができる。

第一に市場システムの補完という立場を重視し、民間企業の自主性を尊重したこと。  
第二に当該業種、さらには関連業種や金融機関までも含めた関係民間企業のコンセンサス形成を重視したこと。  
第三に国境措置はほとんど実施されなかったこと。

第四に不況対策は常に期間を限つて実施されたこと。

これらの特色は、我が国における不況対策実施のために財政や一般消費者が直接的に負担したコストが著しく小さかったことを示唆している。欧米諸国における不況業種対策の多くが、財政支援や国境措置に大きく依存した形で実施される場合が多いのと著しく異なっている。

特定の不況業種対策の実施にあたっては、「なぜ特定の業種における経営の失敗を国民経済の負担のもとで救済する必要があるのか」という問題に常に突き当たることになる。我が国の立法例では多くの場合、経営の責に帰しがたい「経済状況の急激な変化」によって当該業種が「特に深刻な影響」を受けたものであることをその根拠の主要な一つとして掲げている。しかし、より積極的に当該業種の国民経済的な重要性を正面から規定するものは皆無である。これは、政府関与が行われるからには当該産業が戦略的に重要なものでなければならぬという考え方にはだらつた歐州主要国と考え方とかなり異なっている。我が国においても戦略的重要性を見いだしうる産業分野を示す試みは行われているが、後述するビジョンのような形で示されるに限られ、その支援策も技術開発促進策を中心とした控えめなものに留まっている。したがつて欧州の一部の国で行

われたような国営化といった極めて政府関与の程度の高い介入策は全く行われなかつた。著しく単純化して表現すると、欧州の一部では財政的な高負担を伴う形での強い政府関与が当該（不況）産業の戦略的重要性という積極的な理由のもとで行われたのに對し、我が国では財政的負担の小さい弱い政府関与が経営の責に帰しがたい経済環境の激変という消極的な理由のもとで行われた。もちろん欧州における不況業種対策として国営化といった著しく財政負担の大きな政府関与が行われたものはごく一部にすぎない。しかし、財政負担の大きい政府関与を正當化できなかつた多くの不況業種対策において、国境措置は極めて頻繁にかつ期限を定めることなく実施されている。国境措置は、財政負担を明示的に発生させないものの、消費者負担を制度的に高める手法であり、不況業種対策によって直接生じる国民経済的な負担は、我が国において実施されたものに比して大きなものになつていると考えられる。

不況業種を維持、再生、転換させるトータルでのコストが、国・地域を問わず、基本的には一定であると考えられると仮定すると、我が国の不況業種対策において、財政負担も比較的小さく、かつ国境措置によるコストの転化も行われなかつた背景について検討する必要がある。

不況業種対策におけるトータルの国民経済的コストの測定は、多くの技術的困難もあってほとんど行われていない。したがつて我が国における不況産業対策の実施に伴う財政的コストや不況カルテルによる直接的な消費者利益の逸失との相対的関係は必ずしもあきらかではない。したがつて多くの問題は残るもの、ここでは後者は

前者に比してかなり小さなものであつたであろうことと、その差は不況業種対策によつて制度的、直接的に必然とされるコスト負担の変更といつメカニズム以外のメカニズムで負担されたであろうことを仮定している。こうした仮定を否定すれば、我が国における不況業種対策は、極めてノミナルなものであり、実体経済に対する影響はほとんどなかつたと考へざるを得ない。しかしそれがほとんど意味のない政策であったと見なすことは、最近でも石油危機からプラザ合意後の急激な円高までの十数年間にわたつて不況業種対策が実施されてきたこと、さらに九〇年代のバブル崩壊後の不況局面において、特定業種を対象とした不況業種対策は、縮小されてきたことと整合的ではないと考えられる。私は上述の仮定は我が国の現実に妥当し、我が国の不況業種対策と我が国の企業を取り巻くガバナンス機能との間に補完的関係が成立し、政府の関与は民間企業間でのガバナンス機能がワークする上で触媒的役割を果たしていたのではないかと考へてゐる。

我が国のコーポレートガバナンスシステムについては、すでに多くの研究が行われており、ここでは詳述しない。私は、母体行主義に象徴される我が国の企業グループ内のガバナンス構造は、母体行と事業会社、中核企業と関連下請け企業との間に前者に超過利潤が発生する構造、あるいは利益分配が前者に有利に傾斜する構造と前者が後者の最終的な企業リスクを一定の条件下で負担し、その破綻の影響を遮断・制限する構造が結合したものであると理解している。この結合は非対称的であり、前者の構造が契約に基づく明示的なものであるのに対し、後者の構造は默示的で事後的・状況依存的

なものであった。事業会社が母体行からの融資あるいは母体行を幹事行とする社債の発行以外により有利な資金調達手段が可能であるにもかかわらず、そうした選択を探らないことが将来のセイフティネットを母体行との関係強化によってより確実なものとすることに

対する期待によって動機付けられたとしても、実現された融资契約に付随して将来のセイフティネットについてのコミットメントが示されることとは皆無であり、その履行は専ら相互の信頼関係に依存している。したがって極言すれば、前者がその負担を回避することも不可能ではない。このような非対称性をもつガバナンスシステムが、長期にわたって存続し得た背景には、時々の景気変動を省略した長期的な期待成長率が高い経済状況のもとで、前者にとって後者の構造に基づくコストを前者の構造に基づく利益が上回るという経済計算が個別のケースについてもかなり成立し得たであろうことが考えられる。

経営が困難に陥った事業会社を取り巻く関連事業会社や金融機関がセイフティネット機能の一端を担う蓋然性が存在する場合において、誰がどのような形で負担を分担するかは、主要な関係者間における話し合いを通じたコンセンサスの形成のなかで決定されていく。したがって事前の明示的な取決めがある場合に比べて負担のあり方は流動的であり、主要関係者自身の経営の状況やその地位の変動の影響を受けやすい。こうしたプロセスのなかで、政府が特定不況業種対策を通じて影響の緩和と再建の支援に一定の範囲での負担を行う（インセンティブ措置を与える）ことは、主要関係者間の負担のあり方に大きな影響を与え、政府の関与は、その小ささにもかかわ

処理に関するコンセンサス形成を促すこと等が行われた。

産業構造全体のなかにおける当該不況業種の位置付けと政府の関与のあり方に関するコンセンサス形成と当該不況業種に属する個別の企業の救済と再建に必要な費用の分担のあり方に関するコンセンサス形成という一層構想において、政府は前者のコンセンサス形成のプロセスにおいてより強い関与を行い、しばしば主導的な役割を果たしてきた。基本計画の策定は、ほとんどの場合、関係業界の参加者を中心メンバーとした審議会での検討を経て行われた。審議会における検討は、個別企業の利害関係の影響を受けながらも、我が国の産業構造全体のなかでの当該業種の位置付けという視点から、当該業種の将来の需給関係やコスト構造の見通し、再建や転換の可能性・方向性、再建や転換を実現していくまでの政府と産業界の役割分担等について行われた。参加者の意見の収集と集約は政府によつて主導され、基本計画の原案も多くの場合政府によつて作成されている。他方、当該不況業種に属する個々の企業の再建に関する直接の利害関係者のコンセンサス形成は、前者のコンセンサス形成によつて間接的に促されながらも、前述のガバナンス構造を形成する関係者のなかで、主導権をもつ企業によつてリードされている場合が多い。我が国の不況業種対策では、外延部の環境整備を政府主導で進め、さらに一定のインセンティブ効果を付与することによつて、グループ企業内での救済システムの発動を促していく形で進められた。こうした手法が有効性をもつた背景には、我が国の多くのグループ企業におけるガバナンス構造が事後の・状況依存的なものであつたこと、すなわちグループ内企業が経営困難や破綻に直面したこと

らず、レバレッジの利いた形で全体のセイフティネット形成を促すことが可能になる。

さらに我が国の不況業種対策には、関係当事者の負担に直接的な影響を与えるインセンティブ措置とは別に当該不況業種が不況に陥った背景、将来の経済環境や需給の状況、コスト構造等、再建の可否と方向性に関する「基本計画」の策定がしばしば行われている。

こうした基本計画の策定は、その策定プロセスにおける情報交換と相互説得を通じてより広く関係業界を巻き込んだ形で我が国の産業構造全体のなかで当該不況業者をどのように位置づけるかについてのコンセンサスの形成を促している。こうした産業構造全体を視野にいれたコンセンサスの形成は、当該不況業種に属する困難に陥った特定企業に直接の利害関係を有する関係者間における費用の分担の交渉プロセスを外側から間接的に規定していく機能をもつっていた。こうしたなかで「行政指導」は、コンセンサス形成を促す潤滑剤として機能したと言つていいことができる。行政指導は、最広義で捉えれば、行政府の意思や要請の表明であり、個別性の強いものから、一般的なもの、行政処分を背景としたものからそうでないものまで様々なものが包摂される。不況業種対策立案のプロセスで行われた行政指導は、情報交換のようなものまで包摂した最も広い意味での行政指導に属するものであり、インセンティブ措置の実施と背景とはしていったものの、一般の許認可を背景とした行政指導に比べて、事实上の強制力は弱いものであった。具体的には関係業界に対する基本計画策定プロセスへの参加の要請、意見の聴取とその集約、基本的方向性に対する支持の要請、基本計画の方向性を踏まえた個別事案の

場合、他のグループ内企業や金融機関の果たすべき責任について、その存在に関する默示的了解は存在するものの、その範囲について明確な了解や取決めが存在せず、その時の状況に依存してあらゆる要素が考慮されながら、事後的に合意形成が進められるという形をとつていたことが決定的な影響を与えていた。当該企業の経営困難や破綻に際しての責任の分担が、事前に明示的に取り決められたもの以外に存在しないという一般的理解が存在している状況では、政府の関与があるまでもなく、事前に取り決められた費用の分担が行われ、さらに当該企業の再建のために必要な追加的な費用分担が必要であったとしても、政府の関与によってそれを関係企業に追加的に負担させることは困難であり、その費用の大半を政府自身が（あるいは国境措置によって消費者が）負担せざるを得ない。こうした状況では、不況業種対策における政府の関与はより直接に費用の負担やコスト構造の変更をもたらす対応が中心となり、上述の基本計画の策定といったプロセスを経ることの現実的な意味は著しく小さくなる。

### 三 成長産業に対する産業政策

成長産業に対する産業政策は、我が国のみならず、各国とも確立した政策体系は形成されていない。成長産業に対する政策は、技術開発支援、知的財産権制度の整備、証券市場等の直接金融市场改革等、本来特定の産業を目的としたものではない政策ツールを主体としており、産業政策の外延を拡大してきていくと見ることもできるが、そもそも産業政策という視点から捉える必要はないという見方

も不可能ではない。米国ではなお後者のような考え方がある。

我が国の場合、成長産業に対する政策は、将来のビジョンの策定と技術開発支援等を結びつけるパターンが、一種定型的な政策パターンとなってきた。こうした政策パターンは、一時期一部の米国の研究者からターゲッティング・インダストリー政策として批判を浴びたこともあるが、ビジョンの策定という部分を除けば、技術開発支援策等の具体的な政策ツールの内容は、米国や欧州で行われるものと大差なく、米国に比べれば政策支援の規模はむろろ小さい。

政府が将来の産業展望等に関するビジョンを策定する意味と機能面から見た場合、二つの側面をもつていて。

第一は、将来の成長分野を示すことによって民間部門の資源配分に影響を与えることである。この側面については、その有用性について極めて否定的な考え方が多い。政府の方が民間企業より成長分野を見いだすことに長けていたことは考えがたいからである。さらに成長部門への進出という側面では、上述した不況産業対策においてみられたような政府の関与が民間企業のガバナンスメカニズムに作用するといった形でレバッジを持つことは考えがたい。我が国が企業グループ間におけるガバナンスメカニズムは事後的であるところに特色があり、事前の事業評価については、個々の企業の独自判断が広汎に認められていた。したがってある企業が経営困難や破綻に陥った場合には法的に明確な責任以上の負担を期待される企業や金融機関も、当該企業が経営的に健全な状況の下で、どのような成長分野に進出するかについて厳しい干渉を行うことは希である。しかし、以下のようないくつかの条件の下では、こうした側面での有用性も肯定し

うると考えられる。第一は、情報の開示が不十分でかつ非対称性が強い状況にあること。こうした状況下では、成長分野に関する各企業の評価や情報が、企業戦略上秘匿する必要がある範囲を超えて開示されず、流通しないため、情報交換の媒体としてビジョンの作成プロセスを利用することは可能である。第二に産業の発展パターンや成長分野の方向性について、経験的なプロトタイプを外国の産業の例に見いだすことができるいわゆるキャッチアップ型の成長パターンを自国の産業が辿っていることである。

政府がビジョンを策定する意味の第二は、政府の今後の施策の方針性に関する意図と背景の表明である。政府が実施する諸施策の基本的な考え方を産業界や消費者に開示することは、政策のアカウンタビリティを高める意味を有している。しかし施策の内容や効果に関する情報提供は、個々の具体的な施策の実施に当たって行うことによっても可能であり、このよくな観点に限った見方からすると、あえて将来の産業構造や成長分野を示す形で包括的に施策の体系を示すことの意義は小さいようにも考えられる。しかし最近では、個々の施策が本来の「政策目標」としていた価値体系では包摂しきれない価値体系のもとで複数の施策が有機的に結びつく形で実施される場合が増えてきている。例えば、現在OECDでは、GROWTH PROJECTの名のもとに「長期的な経済成長のパフォーマンスを強化する要因及び政策」についての分析が進められつつある。検討対象に上っている種々の項目のなかで、コーポレートガバナンスのあり方も主要な検討項目になっている。コーポレートガバナンスに関する制度整備は、本来株式会社に象徴される所有と経営の分

離が進むなかで企業統治のあり方をどのようにすべきかという観点から進められてきた。したがって国民経済の成長を高めるという観点とは、経緯的には直接の関わりを持つていない。しかし一九八〇年代後半以後の米国の経験から、資本コストを考慮した企業の将来の収益率に対しても株価が極めて敏感に反応する構造が、情報技術の飛躍的な進歩のなかで、情報革命の進展と産業構造の変化、そして国民経済全体の高成長に大きな影響をもたらしているのではないかと考えられ始めている。こうした視点から見た場合、コーポレートガバナンスに関する制度設計は、単にステイクホルダーの利害調整とエイジエンシーコストの低減を図る観点のみならず、産業構造の変化を促し、国民経済全体の生産性を高めたために必要な制度整備という観点からの検討が必要になってくる。

それぞれの施策や制度的枠組みが本来有していた政策目標とは次元の異なる政策目的のもとで統合的に理解され、修正される必要がある場合においては、その次元の異なる政策目標のもとで、個々の施策や制度が持つ位置づけを統合的に示していくことの意義は大きい。換言すれば、第二の側面は、個々の価値体系のもとで静態的位置づけられていた諸施策、諸制度をその本来有する政策目的を否定することなく、総合的な価値体系のもとで再定義し、再編成する役割を有している。こうした観点からの成長産業に関する政策ニーズは、我が国のみならず、各国とも拡大してきている。特許権制度や著作権制度、通信や放送に関する諸制度を情報化の進展のなかで統合的に理解し、再編していくという試みはほとんどすべての先進国で取り組まれている。

#### 四 ガバナンスメカニズムの変化と

##### グローバリゼイションの進展、情報技術の 発達と浸透が産業政策にもたらした影響

一九八〇年代半ば以降、我が国の企業グループのガバナンスシステムの特色であつた事後的・状況依存的ガバナンスメカニズムは二つの側面から大きく崩れだしている。

第一はこうしたメカニズムを維持することとの利益と費用の関係が成立しなくなってしまったことである。一九八〇年代半ば以降の金融自由化の進展は、金融機関に超過利潤が発生する構造を解消してきている。信用力の高い事業法人は、資金調達コストの低い直接金融市场からの資金調達に傾斜し、金融機関は比較的リスクの高い金利構造のものにおけるリスクの小さい借り手を減少させていった。一九八〇年代終りから一九九〇年代始めにかけて代替的に拡大していった不動産部門への融資の拡大は、結果的にリスク資産のウエイトを著しく高め、バブル崩壊後、黙示的な了解事項であつた金融機関のセイフティネット機能の発動は、次々に反故にされてきている。前述した非対称性に伴う脆弱性は顕在化しており、当事者間の高度な信頼関係の上に成り立っていた構造を再形成することは困難な状況にある。

第一は、情報化の進展が企業間の連携のあり方に変化をもたらしていることである。我が国のガバナンスシステムの基礎となつた企業グループ内の関係は、製造業の場合、多くは部品・半製品の提供者と購入者の関係であり、最終アセンブラーを最後のリスクテ

イカ一とするものであつた。こうした構造は、産業レベルの発展パターンにおける前方関連性、後方関連性が強い影響を及ぼしたものと考えができるが、高い期待成長率の下における将来の購入規模の拡大に対する期待を基礎とし、製品ごとに原材料から最終商品に至る縦の流れのなかにリスクを分散させるシステムを形成していた。しかし、長期間の不況を経て、将来の購入規模の拡大に対する期待は縮小し、提供者の側からグループ外企業との取引の拡大や個々の取引における収益性の改善に対する欲求がつよまる一方、最終アセンブラーの経営戦略も最終需要者の需要の連鎖を広くカバーして収益機会を確保していく方向にあり、従来の縦構造の企業関係を解消、流動化させる一方、異なる商品やサービスの提供を有機的に結びつけるための横の企業関係の連携強化を図つてきている。こうした経営手法の変化は、生産プロセスを軸とした企業連携を最終需要の連鎖を軸とした企業連携に切り替えるものであり、従来流動的で疎遠であった最終消費者と最終消費財、サービスの提供者との関係を飛躍的に緊密化させる一方で、従来緊密で比較的固定的であった最終消費財、サービスの提供者と半製品、部品の提供者との関係を流動化し、その選別を強化する方向に作用することを指摘しておきたい。

こうした変化は、政府の不況業種対策が民間部門の事後の・状況依存的ガバナンスマネジメントに影響を与えることによって、小さな政策コストで大きな成果を得るという構造を崩してきている。

他方企業経営の国際化が進み、企業間の競争が各国の市場をまたがる地球規模のものとなることによって、特定の産業が単に自国内

から成長産業の成長のための環境整備へシフトしてきている。

## 五 結論

以上の記述を簡潔に要約すると以下の通り。

- (1) 過去、産業政策の中核であった不況業種政策は、以下のよつな背景からその有効性と必要性を急速に縮小している。
  - 事後の・状況的ガバナンスマネジメントの崩壊によつて、行政介入のレバッジが失われてきていること。
  - 国内市場と国際市場の融合が各分野で展開するに従い、国内市場のみを基礎とした産業の存続の意味が薄れています。
  - 國際的なサプライチェーンの再編が進むなかで、特定の不況業種を支援することが、他の産業にとって、無意味か場合によつては有害ですらあることが一層明らかになってきたこと。
- (2) 産業政策の中心は、情報技術の発達とその普及、企業経営のグローバリゼイションの進展といった経済環境の変化に対応する形で、成長分野の成長のための環境整備にシフトしてきている。
- (3) 従来異なる価値体系のもとで発達してきた諸制度を経済状況の変化に呼応した総合的な価値体系の下で再編成することが、産業政策の課題となつてきている。

本稿は、筆者個人の責任において作成されたものであり、その属する組織の見解を著したものではないことを確認しておきたい。

最後に沖縄での学会において私に寄せられた質問のいくつかについて、簡単にお答えしたい。

成長産業における産業政策は不要ではないかというものと産業政策の発動要件をそれによつて利益・不利益をそれぞれ受ける人口と総額を明示して行つべきではないかという質問が寄せられた。私はこの質問を寄せられた方々は、成長産業、不況産業を問わらず、産業政策イコール限られた保護策と助成策という考え方を前提とされているのではないかと考えている。しかし、そうした施策は、成長産業に対する政策ツールの中心ではなくなっている。

先の学会でも言及された産業再生法は、三つの部分①組織再編に対する支援、②中小企業の起業等に対する支援、③技術の部分からなっている。組織再編の支援に関する部分は、本法の中核となる部分であるが、組織の分割や子会社化を迅速に進めるためのいくつかの特例措置（現物出資に関する商法上の検査手続きの軽減、合併子会社設立等に関する登録免許税の減免、債権債務の一括承継手続き）を設けたものである。この特例措置は、単に不効率部門を整理合理化することのみならず、成長分野を当該企業のバリューチェーンのなかに迅速に組み込んでいくことが可能になるよう条件整備を行つということを念頭に置いていたものであり、現実の利用例においても半分は、成長分野への進出の手段として利用されている。当該部分の特例措置の多くは、商法の特例をなすものであり、事実その後の会社分割法の成立によって産業再生法上の①の部分はその存在意義を半減させている。数年後に予定されている会社法の抜本改正においては、産業再生法の特例措置は実質的に商法本則に取り入

れられ、抜本改正後においては(1)の存在意義はほぼなくなる可能性が高いと考えている。その意味では、産業再生法は、商法上の組織変更に関する硬直性を、資本充実原則の変更等商法の根本原則に関する議論を回避する形でパッチワーフ的に緩和し、迅速な対応を図るとともに将来の商法改正の方向に関するテストスタディの場を提供するような意味を持っている。こうした立法措置をとるに至った背景には、①「選択と集中」による事業再構築が、単に効率性の向上という役割を超えて様々な事業の結合による価値創造プロセスに拡大されてきているという米国で顕著に見られる経済実体、②資本充実原則や会計原則に関する総合的な検討を経た後、統一的整合的な会社法制の整備が行われるまで数年の期間を要すると考えられたこと等から部分的に組織変更に関する手続きの軽減措置をとることが望ましいという成長政策的観点がある。

「つした政策課題について「成長分野に関する産業政策は、おそらく必要ない」とか「あらゆる施策について政策効果の数値的要件を課すべきである」といった考え方が現実的であるとは思えない。八〇年代以降、不況業種対策は地域政策的色彩を有するものが多くなってきており、地方分権との調整をどうするのかというご質問もいただいた。不況業種対策が、地域政策、中小企業政策との関連性を強めたものになってきたことは指摘の通りである。不況業種対策の本質的な問題が、関連産業分野の雇用であることを考えるにと、今後地域政策と関連を持たない不況業種対策は、ほとんど実施されなくなる可能性が高い。

地方分権との関係についてコメントをしていただくと、私は、こ

を冠することによって意味を不明確にしている面があると考えている。具体的には、保護的措置に対する否定的評価が共有される一方で、個別企業に対する介入のあり方や研究開発促進策のあり方についてのかなり異なる考え方が混在している印象を持っている。「ミクロの諸施策を動員した成長政策」といった表現の方が、聞き慣れない表現ではあるが、私の考え方には合っていると考えている。省庁横断的な政策立案が現在の体制で円滑に実施し得ないのではないかというご質問もいただいたが、私はそれは多分に運用実態の問題ではないかとを考えている。通産省の提起する政策の大半は他省政府の権限に影響を与えるものを持ち、上記の産業再生法においてもその立法過程において法務省との調整が行われた。十年前までは、商法改正について通産省が主体的な政策的提言を行なうことはまれであったが、近年では非常に多くなっている。通産省の問題提起は、経済実態に則した成長政策的観点に基づくものである。より迅速な対応を可能にするために商法の権限を通産省に移し替えた方がいいとも、産業政策に冠する権限を法務省に移し替えた方がいいとも私は思わない。しかし、横断的な問題に関する政策決定を処理するために臨時の組織や意思決定の場を时限的に設ける方が効率的である場合は多いと考えられる。これまでにも民間からの参加も得て何々本部の設置といったことがしばしば行われている。どのようないフレームワークがうまく機能するかアブリオリに判断することは難しい。概して言えば末端の利害調整の積み上げを先行させる形での政策決定プロセスは、横断的な政策決定を効果的に行なう上で限界が大きい。直接的で、強い利害関係を有するステークホルダーの利

うした施策は、地方と国の現在の権限分配を前提にしているが、地方分権を今後どう進めるかということに対してもニュートラルなものではないかと考えている。現実の法制度の大半は、具体的にこの指摘のあった「地域産業集積活性化法」を含めて、法的フレームワークは、税の特例、予算措置等が国に分配された権限の特例を設けるところにある。条例で同様の措置を定めた場合、国税の軽減を行うことは困難である。ポジティブに考えれば、地方公共団体の長は、こうした法律によって、従来国の権限であった部分について行政ツールを保有する面が強調される。ネガティブに考えれば、そもそも基本的なフレームワークに地方の意見が十分反映されていない可能性があるという見方が出てくる。こうした制度のうち、特に予算措置を国に大きく依存するものについては、結果的に国の地方に対する影響力を強化するものとして機能しているとの指摘がある。私は地方分権の本質的な問題は国と地方の基本的な権限分配をどうするかであって、一旦分配された権限の特例をどうするかではないと考えている。もし地方に大幅な権限分配が行われ、国に分配された権限の特例を設けるまでもなく、こうした施策が実施可能であれば、法的措置を講じる必要性はなくなる。

私の考え方が欧州の「Industrial Competitive Policy」と同じかどうかというご質問があつたのでコメントすると、基本的には極めて近いものとお考えいただいて結構であると思つていて。ただOECDにおけるいくつかの国のコメント等から類推して、「競争力」

害に規定される割合が大きくなりすぎるとからである。むしろ政策の骨格が先に形成され、その後利害調整される方法の方が大きな成果を生み出す場合が多い。また、経験的には総理の強いリーダーシップの有無が、成否に大きな影響を与えている。

米国に比べて、日本の政策決定における専門家や消費者の関与の機会が少ないのでないかというご指摘もいただいた。米国では日本ほど頻繁に審議会を開いて学者や専門家の意見を聞くことはしないが、米国の方が専門家や消費者の政策に対するInputは、実質的に見てより大きいというご指摘もある。実務的な立場からコメントすると、米国に比べて、日本では各方面的意見を吸収する行政側の努力にも問題があるかもしれないが、現実的で具体的な政策を多様なステークホルダーが提起する努力にもかなり問題があるように思える。米国では「政策を売り歩く人々」がかなりの数存在しており、政治家や行政官に対して積極的な働きかけを行なっている。日本でも外資系コンサルティング会社や民間研究所の中には、積極的な政策提言を行なうものも増えてきており、いわゆる政策新人類といわれた政治家の政策提言を支えたものもある。一般に米国と比べて日本学者は、政策提言に極めて受け身の姿勢をとることが多く、聞かれば批判とコメントは行なうが、自ら現実的な政策を提言し、その実現のために働きかけるといった姿勢は著しく乏しい。

ビジネス特許に関する日米の特許当局の基本的な考え方方は、一般に理解されているほど大きな差はないのではないかと考えている。日本の場合は、新規性について「自然法則を利用した」ものであることが要件になつてているのに対し、米国では単に有用性が要件にな

つてゐるにすぎない点が考え方における最大の違いであるが、現実的にはこの点が大きな差を生みだしているかどうか疑わしい。むしろ新規性の認定をどの程度のものについて行つかという運用面の違いが現実的な問題になつてゐる。極めて単純化して言えば、米国では、司法判断が新規性の認定を甘めに行なうまいがあり、特許当局は司法判断によつて形成された判例を後追いせざるを得ないという連鎖のなかで新規性の認定範囲が拡大してきた面がある。こうしたなかで私は、以下の二点が対応策として重要ではないかと考えている。一つは、特許当局のハーモナイゼイションの強化である。問題が程度の差であることに鑑みれば、考え方の共有を具体的なケースの判断に則しつつ進める必要があり、先行技術の情報アクセスを相互に認め合う等のきめ細かい対応が必要であろう。この点については、三極特許庁専門家会合においても論議されている。もう一つは、競争政策上の観点からのチェックを強化することである。仮にビジネス特許が認められた場合であつても、その使用の拒否や不当に高価な使用料の要求が競争制限的効果を持つ場合は、特許権の乱用として規制される必要がある。この点はこれまで具体的にケースとなつたものもほとんどなく今後の課題であると考えている。

#### 参考文献

- 〔1〕小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎編（1984）『日本の産業政策』東京大学出版会
- 〔2〕寺本義也・坂井種次・西村友幸（1997）『日本企業の「オープン・アーキテクチャ戦略」ガバナンス』生産性出版

## 二十一世紀の日本の再生と制度転換——環境政策

郡 眞 孝

（同志社大学）

「環境の世紀」といわれる二十一世紀の環境政策を展望するにあたつて最近の動向の中でのいくつかの課題について論じてみたい。環境問題のグローバル化の問題が地球環境問題であるとすれば、経済のグローバル化がさらに進展するといわれる二十一世紀においては、まず、さらなる経済のグローバル化の進展による環境への影響をどう評価するかが問題とされよう。その懸念の予兆はWTOやNAFTA等に対する環境・消費团体のプロテストとして顕在化しつつある。ここで論点は、これまでの自由貿易体制が製品基準に基づいて推進されてきたことに対し、製品ではなく生産プロセスそのもの、つまり、生産基準に基づいて推進されることを要求している。すなわち、物の作り方そのものが問われている。従来、品質と価格（安価で高品質）によって判断されてきた物を、たとえば、その安さが人権や環境への配慮が欠けたが故の安さであった場合の安価を問題とする。物の作り方、その生産プロセスにおいて、十分な環境への配慮、労働者への人権配慮がなされて物作りがなされていながら問題とされる。しかし、これは一方において、これこれの配慮のもとに作られていない物に対して輸入の禁止をするという措置

[3] 深尾光洋・森田泰子（1997）『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社

[4] 新井富雄・渡辺茂・太田智之（1999）『資本市場とコーポレートガバナンス』中央経済社

[5] 高橋良子（2000）『企業リストラの現状と展望について』『日銀調査月報』2月号

[6] 國領一郎（1999）『オープン・アーキテクチャ戦略』ダイヤモンド社

[7] 岡崎哲二（1997）『工業化の軌跡 経済大国前史』読売新聞社

[8] U.S. Department of Commerce（1998）The EMERGING DIGITAL ECONOMY II  
<http://www.ecommerce.gov>

[9] 第一八回三極特許庁専門家会合結果概要  
<http://www.jpo-mitit.go.jp/saikin/press120616.htm>

がとられる事態になつた場合、とりわけ、人権にいたつては、内政干渉と取られかねない内容をもつことにもなる。現実的には、人権に関しては、グローバル・サリバン原則が、環境に関しては、バルディーズ（その後、セリーズ）原則が自主的原則として運用されている。また、先進的な取り組みを行つてゐる企業にあっても、従来の財務会計に加えて、環境側面に対しても環境会計、人権を含めた倫理的側面に対しては社会的倫理会計、これらの三つの会計のトリプルボットムラインを求める「サステイナビリティ会計」も導入されつつある。さらに、インターナショナルではなく、グローバルな問題としての地球環境問題は、また、グローバルな問題を国益（ナショナルリンクレス）を中心とする国際的な（インターナショナル）取り組みのフレームワークによって解決することが果たして可能かといつた解決の制度的な転換をも包摂することになるであろう。なぜなら、グローバルコモンズである地球を保護する地球益にたつ地球環境政策は国益にたつインターナショナルなフレームワークでは、その解決が難しいと考えられる。ここでは、このような従来の解決の枠組みの制度転換を求めるであらういくつかの要因について論じたい。

## 二 持続可能な発展を巡る問題

### —持続可能な発展とエコロジカル・デベロップメント—

ブラジルのリオデジャネイロで開催された一九九二年の国連環境開発会議（いわゆる地球サミット）はスウェーデンのストックホルムで開催された一九七二年の国連人間環境会議の影を引きずつていた。グローバルコモンズとしての地球環境を保全するための合意作成としてもっぱら政治的目的のためにパッケージ化された倫理的立場の表明として一九八七年の国連の環境開発世界委員会（いわゆるブルントラント委員会）の報告書「我々の共通の未来」において提案された「持続可能な発展」がこの会議のキーコンセプトとして採用された。「持続可能な発展」とは、一般的には「将来世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような発展」とされる。この概念はWANTS論による需要サイドではなく生存の必要性からくるNEEDS論による供給サイドからの定義であることは注目されるが、その後、さまざまな定義が試みられ、二四を越える定義があるといわれている。とりわけ、この概念を「経済と環境の関係」にとどめず、たとえば果たして環境と経済を両立させねば問題は解決するのかといった疑問がとりわけ発展途上国から提出されている。彼らは経済のグローバル化が進行する中での経済開発は自地域とりわけ自地域外との関係や文化的依存関係をも問題として包摂した概念、とりわけ、地域の内発的な潜在能力を開発することによって自立を求める発展として経済開発がとらえられる。国連環境開発（UNEP）はこれを「資源を

切かつ合理的に利用する方法や技術の様式を考慮しながら、その地域の潜在的な力に合致する、地方ないし地域レベルでの開発」として資源の「賢い利用」と開発 자체についての論及（自立と内発的発展）とともに地域の文化的配慮を「持続可能な発展」の概念に盛り込み、これを「持続可能な発展」から区別するために「エコロジカル・デベロップメント」と定義している。この概念を供給サイドにおいて再定義すると「自然資本、人的資本および文化的資本のストックを含んで、社会の総資本ストックの価値を無限の将来にわたって少なくとも維持する」ということになる。特に、自然資本、①単に経済サービスの生産のみで評価すべきものではなく、エコロジカルなライフサポートシステムとしてのエコサービスを生産することを『ネイチャ』に掲載された試算では生態系からもたらされるエコサービスの経済価値は、少なく見積もっても、ストックとして五〇兆ドル、フローとして年間三三兆ドルになるという、②他の資本と代替可能かどうかによって「強い持続性」と「弱い持続性」とに分類される。伝統的な環境経済学は「弱い持続性（代替可能性）」に、エコロジー経済学は「強い持続性（代替不可能性）」にたっている。エコロジー経済学は、自然資本以外のいかなる資本・手段をもつても「安定した気候や生産性の高い生態系を代替することは」は不可能とする。このよるな前提にたってポール・ホーケンやエイモリー・B・ロビンズ、L・ハンター・ロビンズは「自然資本」の保全による持続性を目指した「十一世紀の資本主義を「自然資本主義」の時代と論じている。

## 三 自然資本主義論をめぐつて

「自然資本主義」にあっては、①経済は自然なしには成立しないこと、②経済システムはエコシステムのサブシステムであること、

③自然からは経済サービスとともに市場では評価されないエコサービスが生産されていること、さらに、④これらの総サービスを最大にすることが必要なこと等から自然資本の再評価を求めている。そのためには、自然資本主義においては、四つの転換が必要であると論じる。①環境効率に基づく自然資本の生産性の上昇、②自然循環にできるだけなじんだ循環型生産（クローズド）システムへの転換、③ビジネス・ソリューションとしてのサービス化による脱物質化（ディマテラリゼイション）、④自然資本への再投資、である。

このことは、大量生産・大量消費・大量廃棄による「使い捨て」から大量生産・大量消費・大量リサイクルの「リサイクル」経済でもない、「大量生産・大量消費」そのものを見直すことは「大量」の「量」を適量なものに変える量的な問題だけではなく、質的な構造そのものを見直すことの必要性を示している。この意味で環境政策は環境「量的政策」のみならず環境「構造政策」でなければならぬ。このことは「エコロジーのエコノミー化」とともに「エコノミーのエコロジー化」による経済システムの転換が必要であることを示している。

## 四 技術志向的環境政策と

社会システム設計的政策

### (1) 技術指向的環境政策

自然資本主義への転換にしろ、自然循環の輪の限界を越えようとする経済活動の「自然への埋め戻し」（ハーマン・ディリーのいわゆる「フル・ワールド」から「エンプティ・ワールド」へ）にしろ、あるいは循環型社会（ドイツや日本）への転換やエコサイクル社会（スウェーデン）への転換にしろ、いずれにしても従来の構造の転換をはかるための環境政策とは何かが論じられる必要がある。エコロジカルな目標と経済目標を統合すること、あるいはニーズと収益性の両立をどう確保するか、伝統的には直接規制政策による手法が多く用されてきた。規制強化は、経済のグローバル化の進展の中であつて、国内企業の国際競争力を失い、企業の海外移転によつて「社会的費用の第三者へのさらなる外部化」をもたらす可能性が指摘されてきた。しかし、ここにきて、技術的なブレークスルーによつて環境問題の解決を志向する技術志向的環境政策の主唱者たち（その代表はマイケル・ポーター）は適切な規制政策は新しい環境技術によるブレークスルーによつてこの技術革新が「イノベーション・オフセット」をもたらす可能性が存在することを示唆している。このポーター仮説は実証的なレベルでは経済のグローバル化による海外移転の可能性とイノベーション・オフセットの可能性のどちらの可能性も否定しないが、実務的な政策担当者にはかなり受け入れられており、環境規制政策と環境技術政策のハイブリッド・アプロ

一チはとりわけ国際競争戦略における一つの有力な政策となりつつある。

## (2) ハイブリッド環境政策

さらに、直接的な規制によって経済主体に直接に働きかけるのではなく、市場を通した間接的な規制、経済的手法によるインセンティブを利用し経済的規制への政策デザインの変更が試みられてきた。すなわち、規制政策の非効率性からより市場と調和的な経済的インセンティブに基づく環境政策、たとえば環境税やチャージ（課徴金や料金化）や預かり金・払い戻し制度等がより政策的パフォーマンスの高い政策として規制緩和とともに論じられ、実施してきた。

市場調和的政策による効率的な環境政策の展開である。しかし、今日では、むしろこの経済的インセンティブをもつ経済手法による環境政策は規制手法とのハイブリッド化が進み、政策手法としても多様な手法の提案がなされている。いわゆる、ピグー税からボウモール・オーツ税への展開である。たとえば、規制による排出量を「権利」とする排出権取引市場の創出はすでに米国において試みられている。これは「バッズの市場化（マーケットアルバッズ）」であるが、取引可能な再生可能なエネルギーの導入の義務化や取引可能なグリーン購入の義務化によって「義務」の市場化をはかることが可能であることを示唆している。これは「環境にいいこと」を義務化する、いわば「グッズの市場化（マーケットアルグッズ）」といえよう。さらに多様な達成手段の存在を前提として一定の規制のものと個別ではなく全体としてその規制値を遵守させるために多様な手段を組み合わせてポートフォリオによってそのコストパフォーマンスのアプローチは規制緩和とともに調和させながらも環境規制の実現をあげる効率的フレキシビリティをもつ手段として評価される。

このようには政策手段も経済のグローバル化や国際競争の激化や規制緩和に伴つて転換を遂げつつあるといえよう。

(4) 拡大生産者責任と責任の共存

さらに、環境コストの市場への内部化を進める手法として拡大生産者責任政策および責任共有化政策があげられる。環境コストの市場への内部化はそのコスト負担を生産者と消費者に求める。環境コストの経済活動への内部化はその物理的義務（社会的システムの構築）、金銭的義務（社会的システムの構築に伴うコスト負担）、情報提供義務を伴いこのための新たな政策デザインの設計を求める。また、この社会システムの設計はそれぞれの経済主体に環境コストの内部化に伴うその負担のよう軽減のための努力、すなわち、コスト回避（コスト削減）行動を誘発することになる。しかし、これらの政策は特にヨーロッパを中心と論議を呼んでいる政策である。ともすれば、これらの政策が他国にとって非関税障壁として作用する場合が多くなってきている。一九七一年OECDの「汚染者負

スを追求させる「ポートフォリオスタンダード」やグリーン料金で知られるサーキュラーエコノミーを基金とした「システムベネフィットチャージ」等経済的手法等規制手法のハイブリッド化はとるべき政策手段をますます多様で豊富なものとしている。（ただ注意しなければならないのは、このハイブリッド政策は環境保全という政策目的に対して複数の政策手段——直接規制手段と経済規制手段や直接規制手段と社会的手段——を組み合わせる政策であり、この意味ではベスト・ミックスやオプティマム・ミックスなどとはできるが、討論者がコメントされたボリシー・ミックスではないことに注意する）

と政策手段が一致していなければならない。すなわち、たとえば環境保全と経済発展という二つの政策目的に対して二つの政策手段をどう組み合わせて「有効市場区分」を求めるかがボリシー・ミックスの本質であり、そのため、どの政策手段がどの政策目的に有効かをアセスメントするものである。ハイブリッド政策とは、一つの政策目的に複数の政策手段を組み合わせて政策目的を効率的に達成する政策をいう。このことはフロアから藤井隆先生がコメントされたように環境政策の新しい展開を評価する場合に、従来の経済学の定義との整合性をはかつていくことにほかならない。注意すべき事柄であると考える。）

## (3) 社会的規制——自主的取り組みと自主的合意アプローチ

さらに、自由市場環境主義の立場から、環境管理システムの構築や環境報告書・環境会計等による環境情報開示や環境ラベル、「知る権利」に基づくPRTTR制度等による情報提供等のボランタリ

担の原則（PPPの原則）」が自由貿易における環境ダンピングを防止するためのものであるが、拡大生産者負担に基づく政策が自国の企業を他国の企業よりもより経済的優位をもたらすことである。環境ラベル等の情報提供義務や拡大生産者責任による物理的義務が非関税障壁と判断されることになる。そのためこのような拡大生産者責任政策は環境政策と競争政策との調和が求められることになる。

## 五 まとめ

以上、環境政策は経済の構造転換にあること、また、その手法は伝統的な環境政策（古典的環境政策といつてもよい）から次第に手法の組み合わせによってハイブリッド化し、多様で、より効率的でより効果的な環境政策手段の開発によって政策の転換をもたらしていくといえよう。しかし、ますますグローバル化する経済に対しても国対応の環境政策は必ずしも競争政策と環境政策の調和をもたらすものではなく、一九七〇年代の問題が環境への無規制や弱い規制が「環境ダンピング」として作用するよう、国際的な水準よりより厳しい規制は「非関税障壁」となることからいかに環境政策と競争政策を国際的な観点から調和させるか等課題も多い。このことから、環境保全を地域の内発的発展と結び付け経済のローカリゼイションを求める戦略も展開されてきている。何よりも自然資源は自由移動するものではないという認識からである。これらの動きを総合化して「グローバリゼイション」や「ローバルゼイション」のもとでの環境政策の展開ともいいう場合もある。しかし、一方で一九七〇年代

から本格的に展開されてきた環境政策が一九八〇年代、一九九〇年代を通して、より環境有効的でかつコスト効率的な環境政策へと展開してきたことは評価されるべき成果と考えることができます。この意味で二一世紀の環境政策は明確なビジョンと環境政策のプリンシップ、戦略とそれを実現する手法、さらに、政策を実施する主体、とりわけ、複数の主体間のパートナーシップとネットワーク化、政策成果の評価等の総合化が求められることになろう。

#### (付記)

報告にあたって討論の労をとられました植田和弘先生、さらに、議論を深めていたいただいた藤井隆先生に感謝します。

## 二十一世紀日本の制度転換と地方分権

川野辺 裕幸

（東海大学）

### I. 中央統制と地域間再分配

#### 日本型地方自治とその転機

##### 一 中央政府による財政統制と 日本型政策決定システム

わが国の地方自治の形式は、財政調整の割合が極めて高い集権システムである。中央・地方政府関係を財政收支から見ると、総税収の約六割を国が徴収し、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金等の財政調整を通じて総歳出の約三分の一が地方政府によって支出される。したがつて財政調整に向けられるのは総税収の約三分の一弱である。財政調整財源のうち地方交付税は、財政力の弱い地方政府に配分される一般財源であるが、実際には東京都を除く四十六道府県と、全市町村の約九五%に分配されるため、地方政府にとって最大の補助財源であり、しかもその配算根拠の算定において政策誘導的な性格が付与される。

国庫支出金は中央政府が地方政府に対する行う画一的統制の代表的な政策手段であり、その箇所付けについて、補助事業の獲得が政治的影響力を受けやすい制度でもある。中央政府は、国庫支出金の

対象となる事業の地方政府負担分に対して地方債起債の許可権を有する。また、地方債は財政投融資資金で引き受け、地方交付税算定の際に、地方政府負担分や地方債の元利償還分の一部が基準財政需要に繰り入れられる。地方単独事業も、地方債の起債許可と地方交付税による事後の補填という形の財源補填がなされる。<sup>①</sup>このように中央政府は、国庫支出金の交付、地方債の起債許可制度、財政投融資資金による地方債の引き受け、一般財源である地方交付税の政策誘導的な交付、さらに法定外普通税の許可等、補助財源に止まるごとに、政策手段を有機的に組み合わせることで、財政面から地方政府に対する統制を行ってきた。

国庫支出金の対象となる補助事業は大部分が公共事業であり、各省庁の各部局に散在している。地方政府の首長・官僚は、中央省庁のそれぞれの部局に対して補助金獲得のための陳情を繰り返し、地元選出国会議員の仲介が行われる。省庁の各部局は中央政府の予算折衝において新たな補助事業の競争的な獲得をめざし、地方政府の首長・官僚は個々の補助事業の獲得をめざして、他の地方政府と横並びの競争をする。その結果決定される各地方政府の政策が、自治省によって地方交付税の配分と地方債の起債許可によつて財政的な裏付けをうける。地方政府は補助事業によってコスト意識が希薄と

なり、新規事業の相次ぐ提示に反応することで、個々の事業をスクランブルしていく。個々の補助事業において事後的な政策評価システムの存在しないことでそれが促進された。こうして補助財源への依存は地方政府のモラルハザードを引き起す。特に近年は景気刺激のための公共事業の拡大がつづき、公共事業の一一定割合を地元の事業者から発注しなければならない官公需法の規定と相まって、レント・シーキングが助長される。それを後押しする土木建設業者の代表が地元議員であつたり、首長の有力な支持団体であつたりすることは稀ではない。住民一人あたりの生産額が活発でない地域ほど公共部門の比重は高く、地方産業における土木建設業の存在も大きい構造ができる。

日本型政策決定システムの主要な特徴は、官僚が優位に立つて裁量的な政策決定を行い、政策決定に参加する主体が協調して情報を共有することで、裁量的な決定の不確実性を減殺させることであつた。地方から繰り返し行われる霞が関詣でや国会議員の介在は、補助事業の箇所付けが裁量的に行われたために有効であつた。情報の共有は人的交流に進み、地方団体へのキャリア官僚の出向、キャリア地方官僚の中央省庁への出向、自治省官僚の知事選への出馬、それに先立つ副知事の派遣などが行われる。人事交流を通じて、中央省庁の官僚は地方政府の実状を把握することで各省庁の行う補助事業の有効性を高めることができるとともに、天下り先の一源泉を確保し、政策運営上の統制力を強めることとなる。一方、地方政府は出向官僚を通じた政策情報の確保と中央政府からの財政資源の誘導を図ることができる。こうして、中央・地方政府の間には、規制官

から一九九六年の一・七%に低下する一方、社会保障による部分は二・四%から一五・七%へと著しく増加している。その結果、再分配政策における租税対社会保障のウエイトは、一対一から一対九と逆転するに至っている。急速にウエイトを高めてきた社会保障政策は年金等の貨幣的手段と現物支給による部分とに分かれ。租税と並んで貨幣的再分配の手段である年金についても、全国一律の条件の下に保険料の徴収と年金の給付が行われてきた。これに対して、医療・介護・社会福祉等の現物給付による社会保障は地方政府によって担われており、この点で再分配政策において地方政府は重要な役割をもってきた。ただし中央政府による画一的統制のもとで地方政府が執行する形をもつものが多い。

また、税制の再分配効果は人的再分配に止まらず、地域間再分配の機能もあげられる。直接税比率の高いわが国の税制では、所得税と法人税の税収が特に多いが、いずれも大都市において税収が高い。影響力から、中央政府による補助事業の実施は都市部から郡部へ、特に大都市圏からそれ以外の地域への財政資源の再分配手段として比較すると郡部への国会議員の議席割り当てが過剰であり、その機能してきた。資源分配機能を果たすべき政策手段が、成長経済のなかで、その果実を相対的に成長に乗り遅れた地域へ再分配する機能を担ってきた。

中央・地方政府をめぐる政策決定が中央政府官僚主導によつて裁量的に行われてきたのは、各部局の官僚が自分の管轄分野における

府と業界団体、族議員の関係と同様に、情報共有型の政策決定システムが形作られたこととなつた。

## 二 中央・地方政府の機能分担と地域間再分配

日本型政策決定システムのもとで、中央政府と地方政府はどのような財政上の役割を果たしてきたのだろうか。財政の役割を資源配分効率の確保、所得再分配、補整的財政政策に分けたのはマスグレイブであった。この便宜的な三分割法を援用すれば、資源配分に関する問題は、中央政府は純粹公共財を地方政府は地方公共財や準公共財を供給する。また住民の地域移動を前提にして所得再分配機能は中央政府が担い、景気安定機能も市場が地方政府の範囲を超えるために中央政府が担う。

ところが、わが国の財政調整システムのもとでは、こうした機能分担とは異なる役割が中央・地方政府に割り当てられてきた。資源配分機能に関していえば、地方公共財や準公共財が地方政府によって供給されるものの、中央政府による一律の機関委任事務の形をとつたり、上記のような財政統制のもとでの政策誘導によつて、画一的な供給が行われてきた。

財政による所得再分配機能には累進所得税・相続税等の租税制度と各種社会保障政策がある。相続税や累進構造をもつ所得税が国税であることから、税制による再分配はもっぱら中央政府によつて担われてきたが、所得再分配政策におけるウエイトは過去二十年に大幅に低下し、社会保障政策による部分が急増した。ジニ係数ベースでみた不平等の改善度は、税制による部分が一九七八年の四・八%

新しい施策をいち早く具体化して全国に普及させるという先導的役割をもつてきたからであり、個々の地域の開発にとつて必要な施策を地方政府自体よりも中央政府各部局の官僚の方がより明確に認識しているとの前提があつたからである。また、中央が提起する補助事業はどうしても画一的にならざるを得ないが、これらの施策は多くの場合公共事業をもつなう経済開発であり、暗黙のうちに地域の経済的発展という目標が中央・地方政府の官僚および首長、地元選出国会議員はもとより、住民におおむね共有されてきたし、補助事業の有利さのゆえに画一性のものと認識されてきた。また、中央政府各部局の官僚が競争的に提起する補助事業は先導的であるがゆえに、その地域間配分に関して確立された客観的な基準など存在しないから、箇所付けに当たつては裁量的な政策決定をとらざるを得なかつた。

しかしこうした閉鎖的でチェック機能に欠ける政策決定システムは、その有効性を保障する条件が失われると、外部からの規律付けがないために、当事者によるモラルハザードが生じる。本来地方政府に対して行政のチェック機能を果たすはずの議会や住民は、受益と負担の分離からコスト意識を薄れさせ、自ら納める税金の使途ではなく、中央からの依存財源と補助事業の獲得に首長評価のウエイトをおくことになる。当選回数の浅い首長ほど建設事業費の割合を高め、自治省出身の知事ほど地方交付税収の割合が高くなる傾向はこうした政策決定システムの特異性を示している。

一方、わが国の社会経済が成熟化し、かつての欧米モデルのよう

が見いだせなくなつてくる。本来、官僚の役割は政治家によつて選択されるグランド・デザインのもとでビースミールな政策立案について専門知識に基づいて精緻なプランを提示することであり、そのかぎりにおいて有効性をもつ。政治によるさまざまの利害衝突の調整なしに官僚がグランド・デザインを描くことは不可能であるし、グランド・デザインなしに政策立案を中央政府官僚の裁量による試行錯誤に任せ、それが補助金によって地方政府を誘導することになれば、地方政府にあたえる混乱は大きい。何より、中央政府官僚に対する規律付けが欠けていれば、立案される政策が国民や住民の利益とかけ離れた官僚の利益誘導をもたらす可能性が高まる。地方政府への補助金をめぐる官僚の一連の不祥事は、中央・地方政府をめぐる従来型の政策決定システムにおいて、その有効性が失われたことから必然的に起つモラルハザードを示している。

### 三 制度転換の契機

中央から地方へ、大都市から農村への地域間再分配機能の存続を困難にする原因の第一は財政構造の悪化である。長期不況と低成長の持続は成長セクターからの税収を減少させた。所得税、法人税、消費税等の基幹税の税収は軒並み停滞して、中央政府の歳入欠陥を生んだ。これに加えて、景気浮揚のための裁量的財政政策は、有効な手応えのないまま數次にわたつて繰り返された。所得税・住民税の恒久的減税、国庫支出金や地方単独事業による公共事業費の増額、公的金融を通じた融資枠拡大・融資保証等によって、中央政府・地方政府とともに財政収支の赤字幅が急拡大した。さらに、中央にあつ

ては財政投融资機関の累積債務、地方政府では第三セクターの赤字が加わり、政府部門は中央・地方・特殊法人に巨額の構造的な財政赤字と累積債務を抱えるに至つた。この間に、地方交付税特別会計の借り入れも累積し、一般財源による財政調整の限界も露わになっている。地方政府への補助事業をテコにした景気安定政策が財政状況の悪化を促進させ、財政危機をより深刻なものにしているのである。すでに構造赤字は巨額に達しており、将来の少子・高齢化の急速な進展と財政需要の増加を想定するとき、こうした方式による中央から地方へ、成長セクターから低成長セクターへの再分配はもはや持続が不可能な段階に達している。

第二に、グローバル化は、中央政府が担う貨幣的手段による垂直的な所得再分配機能をさらに低下させ、急激な少子・高齢化は中央政府の統制下での地方政府による社会保障政策の執行という形をも困難にする。

経済活動のグローバル化のなかで、所得税や法人税については、国際的な税率の調整や協調が進行している。わが国の水準から見ればその傾向は依然として低率化・フラット化であり、税収減を避けるために各種控除措置の見直しや所得税の課税最低限の引き下げと同時に使う必要がある。いずれも垂直的再分配の強化の方向ではなく、水平的な公正の実現にウエイトがおかれる。また年金財政の危機は、保険料の増額、給付の見直しと二・三階部分の確定拠出化を含む公的年金の再構成を主要な項目とする制度改革を余儀なくさせる。ここでも最低限の生活保障を確保しつつ、世代間の公正や、異種所得間の公正の実現が中心のテーマとなる。

## II. 制度転換と地方分権

### 一 自己統治…あたらしい制度改革の理念

新しい日本社会における政府の制度設計はチェック・アンド・バランスと市場中心主義の理念によるべきである。ジョン・ロックに発した権力分立の概念は、イギリスにおいては王権の制限を意味した。絶対王政の経験のないアメリカに渡った権力分立の思想はトマス・ジェファーソンに代表される「建国の父」たちによって純化され、三権が互いに牽制しあつて均衡をたもつ政治制度が設計された。それは、絶対的な権力は必ず腐敗し国民を苦しめるという前提のもとに、国民が共通の利益を実現するために考案した自己統治(self-government)のシステムである。

チェック機能を欠いた官僚依存をはじめとする政策決定システムが破綻したいまこそ、制約を受けることのない権力の危険性を回避し、自己統治の理念に基づくチェック・アンド・バランスの制度設計をめざすべきである。チェック・アンド・バランスを実現する制度改革では、官僚の権力を人事面から制約することが不可欠である。公務員試験によらない中途採用や政治的任命、期限付き雇用など官僚の任用と昇進システムの流動化を図ることなどである。さらに、各省庁における企画立案と検査・監督権限の別組織化、最高裁判事は内閣による任命に止まらず、国会の承認を必要とすること、首相公選、立法府、行政府、司法府の基本単位に対してできるだけ国民の選択を反映させる一方、政府組織を機能別に純化させ相互牽

制を行つように対する抗的に設置することなども改革のメニューに含まれなければならない。さらに、制度の透明性、ルール化、一般化に加えて、情報公開法や行政手続法、政策評価の履行と公開によって、政府の行政行為に対する部外者のアクセス・コストを低減し、いつでも外部から政府の個々の部局に対して異議を唱えうる状況を可能にしておくことが、政府のアカウンタビリティーを確保することにつながる。

現在進行中のＩＴ革命によつて、近い将来には大容量・双方向の情報に誰でも・どこでも・誰とでもリアルタイム・低コストでアクセスすることが可能となる。まず情報と資金が瞬間にほぼゼロ・コストで世界中を動く。さらに情報や資金の移動コストがモノや人の移動コストのうち、かなりの部分を占めていることを考えれば、その移動も飛躍的に容易になる。こうして世界の市場は連結する。財・サービスはもとより、資金・資源・労働力・技術革新・ノウハウといった広範にわたるリソースの利用可能性が地球規模に拡がるのである。一方、世界規模での競争が生じることもあるから、地球規模のリソースをいち早く取り入れることができなければ、急速に拡大する世界経済の取引から取り残され、長期の停滞を余儀なくされる。働き手を失く高齢者の多い成熟国家として、これは致命的な状況である。

世界規模で移動するリソースにとって、できるだけ使い勝手のいい透明で公正な競争ルールをもつ競争市場を用意することが必要である。すなわち制度設計を市場中心主義に変えていくことがわが国における政府制度の転換のもつ一つの理念である。市場中心主義の

制度理念は、参入退出が行なうる分野であれば政治制度にも直接適用されるべきである。その一つが選挙制度である。一人が一人として数えられ、それ以上でも以下でもないという一人一票の原則と多数決という民主主義の原理がもつとも広範に実現するような選挙制度を設計すること、既存の政治家や政党が国民多数の意志に反する行動をとっている場合には、新しい候補者や政党が容易に参入してこられる工夫をすることは政治家や政党間の競争を確保し、有権者の主権を確保することにつながる。

こうした一連の制度改革のなかで、地方分権は重要な位置を占める。住民にもつとも近い地方政府は、本来、受益と負担の対応がもつともそれやすく、住民のニーズを吸い上げやすい政府組織である。自己統治の基本単位として、もつとも身近にある地方政府に実質的な行政の意思決定の場がおかれて、住民が主体的に参画していくには、中央政府の関与の廃止や行政権限の移譲だけではなく、財政面でも自立した地方政府が必要である。そのためには、住民に受益と負担が認識できる財源の確保、行政サービスの効率的で自立的な供給ができる行政規模、住民の意思を議会に反映しやすい選挙制度が必要である。さらに、行政サービスをめぐる地域間競争の結果、一地方政府の創意が他の地方政府に伝搬するような制度設計が必要である。それには競争の前提として、競合可能な地方政府単位が実現したうえで、第三者による行政情報アクセスを容易にする必要がある。

そのうえで、中央に偏った財政構造の廃止と財源の地方への移譲、地域間財源調整の新しいルール化が必要である。また市町村合併に止まらない道州制やブロック化まで視野に入れた区割りの変更、

## 地方選挙制度改革、情報公開・パブリック・コメント・成果志向の政策評価等の制度による透明性とアカウンタビリティーの向上が視野に入つてくる。情報アクセス・コストを劇的に低下させるＩＴ革命は、特に発信側のコストを激減させる。地域政策情報データがネット上に蓄積され、それをリンクしたデータベースも自然発生的にできあがるだろうから、同様の政策に関する評価が比較可能となり、地方議会、住民および第三者によるチェック機能が向上する。さらに政策情報ネットワークの構築とネット上の評価は、ＩＴ革命のもたらす産業立地条件の緩和と相まって、所得目的以外の誘因による住民移動を引き起こし、地方政府間に競争を促す一つの条件をつくる。

次にこつした理念に基づく地方分権のための新しい制度設計の課題を検討しよう。

## 二 地方分権の課題と制度設計

地方分権推進委員会の五年間にわたる活動の成果は、第一次第二次の地方分権推進計画と地方分権一括法に結実した。その内容は機関委任事務の廃止、法令に基づかない国の関与の廃止と関与の類型化、国から県、県から市町村への権限移譲の推進、必置規制の緩和等である。一連の改革では、中央政府の裁量的行政介入を廃止してその権限を制約し、透明であらかじめ定められたルールに従つた政策運営を目指すことを目的に、事務権限の地方への移譲と地方政府の自主性の拡大に重点がおかれている。しかし、ここで検討する地方分権の課題ははるかに遠大である。

### (1) 補助事業の廃止

地方分権推進計画では、国庫補助金に原則五年の終期を設けるとともに、財政構造改革の集中改革期間には毎年前年度比一割削減と定めている。また新たな補助計画は厳に抑制することとなつていて、個々の補助事業の内容に踏み込むことなく全体としてシーリングと年度計画を設ける歳出削減方法は、橋本政権下での財政構造改革の手法と同一であり、個々の権益にメスを入れるだけの政治力がない場合に使用される。しかし、国庫支出金の削減にとって中央政府の財政危機はチャンスでもある。もはやこの制度が立ち行かない以上、補助金に変わる財源移譲とともに提起すれば、公共事業をめぐるレント・シーキング・サークルから地方政府の多数派を切り離すこと也可能であるかもしれない。

### (2) 財源移譲と自主財源の確保

地方政府の歳入に占める地方税の割合は三四・九%で、それより低い地方政府は全体の八割弱にも及ぶ。地域間の財政調整制度である地方交付税収入が地方税を上回つてゐるものは七割弱である（いずれも平成十年度地方財政決算）。地方政府が自立して自主的な運営を可能とするには、住民に受益と負担の対応がとれていなくてはならず、それには自主財源の確保が何よりも必要である。

財源移譲の税目は、まとまつた税収があり地域間格差の少ないものでなければならない。まとまつた税収は法人税、所得税、消費税などで上がるが、地域間格差も大きい。そこで所得税は所得比例部分を拡大して地方税とし、累進的要素を国税に残す、消費税については地方消費税の割合を拡大することで財源移譲を果たそうとする。

たとえば所得税から住民税への財源移譲は神野直彦・金子勝氏が提唱する。住民税は $5\%$ 、 $10\%$ 、 $15\%$ の三段階で課税されているが、これを $10\%$ の比例税とする代わりに、所得税を減税すれば、三兆円の財源移譲になるとの試算がある。地方政府は地方行政サービスの受益に対して課税し、貨幣的再分配の性格をもつ税目は国税とするという原則に対応する。

法人事業税は企業の所得に課税するため税収が景気に左右されやすく、税収の安定性の観点からすると自主財源として好ましくない。利益が上ががらなくても企業は地方行政サービスの恩恵を受けているという考え方から経費負担を要求することは合理的である。東京都の銀行税は課税対象を大手銀行に絞るので課税上の公平性を欠くし、ゼロ金利政策で業務利益を保証され、公的資金の導入をうけて経営を再建することがいかに不公正であったとしても、国民の負担で行っている大手銀行の不良債権処理対策の利益を都や都民が法人事業税の名目で横取りして財政再建に充てるのは、レントの争奪にばかりならない。さらに、五年間の時限制で銀行業の経営を持ち直したころに廃止されるなら、税収の安定性や継続性が問題となる。企業種を対象に低い税負担で恒久的な外型標準課税を導入することが安定的で自立的な自主財源として適当であろう。

所得による税収格差がさほど大きくなくて、住民の数を反映している税目も財源移転の検討対象となる。交付税に繰り入れられるたばこ税、酒税の地方分引き上げがそれにあたる。

### (3) 市町村合併から道州制へ

財源移譲が行われても現在の四十七都道府県と約三千三百の市町

割という設計主義的な形で行わざるを得まい。

#### (4) 地方債起債の自由化と総務省権限の抑制

郵便貯金はこれまで全額を資金運用部へ繰り入れていたが、二〇〇一年より完全自主運用に移行する。以後、地方債に向かう郵貯資金は市場における評価を前提とすることになる。地方債の厳格な格付けが生じるのは当然である。市場は地方債を起債する地方政府に財務状況のディスクロージャーと情報公開を求めることになる。また地方政府のアカウンタビリティーを確保するためにも個別政策に関する政策評価の実施と公開が要求される。九〇年代末期の金融危機でわかつたように、市場の評価はたえずスケジュールを先取りして始まるし、不十分な情報公開が過敏で不安定な市場の動きを促す危険性がある。正当で正確な格付けを得るためにも情報公開は不可欠であろう。これらの行政情報は投資家のみならず、地方住民の自治にとって有益である。

ただし、懸念されることは、省庁再編による総務省の発足がこのような郵貯全額自主運用移行とともに市場化と情報公開の流れ逆行するかもしれないことである。自治省・郵政省・総務省を合併してできる総務省が、それぞの省庁の以前もつっていた権限をそのまま引き継けば財源を通じて地方政府を縛る強大な中央官庁となる。今まで自治省は地方交付税額を決定するとともに地方債起債を許可してきた。今回都道府県の地方債の起債は自治大臣との協議とし、市町村の起債については都道府県知事との協議となつて地方政府の自立性がわずかに高まつてはいる。しかし自治大臣は同意した起債に対しても公的資金の手当や元利償還に当たつての交付税等の財源

村制度は自立的な地方政府経営の単位とはなり得ない。<sup>(7)</sup> 現行の市町村が財政上で自立し、行政サービスの効率的な供給単位となるためには、ある程度の人口規模が必要であるし、経済活動単位としての自立も必要である。区割りにはこれに加えて、自然条件、生活・歴史・文化が加味されねばならない。<sup>(8)</sup> 現行の優遇措置による誘導に止まらず、規模の小さい自治体ほど優遇される非効率で不公平な制度を廃止したうえで、自発的な合併を促すことにも必要であろう。合理的基準によるガイドラインを公表して当事者間の協議にゆだねることも考えられるが、地域間のクリーム・スキミングを防ぐためにも、都道府県の調整は不可欠であろう。

市町村合併によって自立可能な基礎的地方政府ができるても、依然として財政調整は不可避であり、十分に地域間競争が可能な単位とはいえない。また基礎的自治体を超えた広域の行政サービスも必要となる。広域調整と地域間競争の単位として中間団体が必要である。地方分権一括法では都道府県の役割が拡大し、地方分権推進計画によれば都道府県が市町村合併の調整を行うので、この経路の延長で考えれば、都道府県の調整による市町村合併がまず行われ、つぎに都道府県合併による広域中間団体が作られ、基礎的自治体についても県境間での再編成が行われるという手順を踏まざるを得ない。ただし地方分権一括法の下で都道府県の権限は強化されるから、自発的な都道府県合併による広域中間団体への移行は困難を極めるものとならざるを得ない。競争の基本単位となるためには、均等の競争力を持つ得るようなる分割が必要であるから、広域中間団体への大幅な権限移譲を前提として、全国一本の統治システムを道州制への分

措置を行つとしておりその優位性は依然として高い。しかも今まで大蔵省理財局が作成していた財政投融資計画に代わって総務省の外局である郵便貯金が自主運用によってその地方債を引き受けるのだから、総務省による地方政府経営への裁量的な介入の余地は旧制度におけるよりもはるかに高い。総務省の裁量的介入を防ぐためには、地方交付税の配分において政策誘導要因を排除して透明性を高めること。配分ルールを単純化して財政調整の役割に純化させること、同じく地方債についても、起債協議の前提として、一定の財政状態以上にある地方政府の起債を原則自由とし、あとは市場での評価に待つこととすべきである。

さらに郵貯の自主運用については外局なり公社が直接運用をすべきではない。役所や公社という組織内の公務員として運用上の当事者能力に限界があるから、貯金者に対して運用リスクの責任をとれるとは思えない。また政策担当者として裁量性が許されれば、財政金融政策の一元性を確保するうえで問題も生じるし、政治的圧力にさらされることもある。ここでは明確な運用ルールと委託見直しの基準を透明にして複数の民間企業への競争的な運用委託の形をとるべきである。裁量的な政策決定がしにくい自主運用システムを作ることが何よりも必要である。

#### (5) 地方交付税の地域間財政調整への純化

ほとんどすべての地方政府に交付される現状を考えれば、基準財政需要がナショナル・ミニマムをはるかに超えた行政サービスを想定していることになる。基準財形需要の洗い直しがまづもつて不可欠である。本来、地域間財政調整を行うのであれば、拠出は地方

政府の側であつて、地域住民が納得できるような機械的でわかりやすいルールに基づいて財政調整がされるべきであり、中央政府による政策誘導の余地を設けるべきではない。

#### (6) 地方選挙制度改革

大部分の市町村では大選挙区制単記非移譲式の投票が行われている。選挙区の部分代表を許す中選挙区制は特定勢力による利益誘導の問題を生じやすい。地方分権は地方議会の重要度を高めるから過剰代表の問題は大きい。一方、地域統合は旧来の同質的地域を超えるため、旧地域からの代表が必要となる。選挙区が小さいほど個別の地域の事情を反映する代表が出やすいといつ事情もある。地域議会に住民の意思をより反映させるには衆議院選挙制度の小選挙区化改革に対応して地方選挙制度も小選挙区化することが必要であろう。

- (1) 神野・金子 (1998) 九九頁。  
(2) 川野辺 (1997) 七頁。

- (3) 厚生省『所得再分配調査』各年度版

- (4) 試算によれば、中央政府だけでも構造赤字は一般会計ベースで、約二五兆円に達する。川野辺 (2000) 三四頁。

- (5) Buchanan (1975) 一三頁。

- (6) 神野・金子 (1998) 一六一頁。

- (7) 地方政府への補助金額の合計は住民一人当たり二八万八六七一円である。残りの国税收入が中央政府独自の行政サービス費用に充てられると仮定して住民一人当たり額を計算すると一六万九三五六円となる。都道府県別国税収入の住民一人当たり額からこれを引いたものを純地方財源と仮定すると、住民一人当たり補助金

- (8) 提供する行政サービスの種類によって最適供給規模は異なる。黒川 (1997) によれば、総務費はL字型をしており (一二一頁)、吉村 (1999) によれば、大部分はU字型で概ね人口一五万~三〇万のところに最適規模があるが、議員定数は人口四万人規模でL字型となる (二七一頁)。

- (9) 黒川 (1997) 九八頁。  
(10) この点で齋藤 (1996) の全国を一〇の州と二特別州に分ける提案は注目に値する。

#### 参考文献

- Buchanan, J. M. (1975), *The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, Chicago: The University of Chicago Press  
川野辺裕幸 (1978)『自由の限界：人間と制度の経済学』秀潤社  
川野辺裕幸 (1997)「制度転換と政策決定」『日本経済政策学会年報』四五・七一~六。  
川野辺裕幸 (2000)「調整インフレで財政破綻は救えない」『改革者』四七四・三六一~九。  
黒川和美 (1997)『民優論』PHP研究所

- 齊藤精一郎他 (1996)『日本再編計画』PHP研究所  
神野直彦・金子勝 (1998)『地方に財源を』東洋経済新報社  
長峯純一 (1998)『公共選択と地方文献』勁草書房  
堀場勇夫 (1999)『地方分権の経済分析』東洋経済新報社  
村松岐夫・伊藤光利 (1996)『地方選挙の研究：「日本の政治風土」の主役たち』日本経済新聞社  
吉村弘 (1999)『再適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社

#### (謝辞)

予定討論者の黒川和美先生ならびにフロアの諸先生より数々の教示をいただきました。記して感謝申し上げます。

額を上回るのは東京・大阪・愛知・神奈川の四都府県にすぎない（いすれも平成一〇年度地方財政決算より計算）。

## コメント

新庄 浩二

（神戸大学）

桑原氏のご報告では、不況産業に対する産業調整政策、成長に対する産業政策、最近の各国における産業政策の関心の方向が論じられている。以下では、これらの点に若干のコメントを加えるとともに、今大会のメインテーマが「二十一世紀日本の再生と制度転換」であり、今年一月からは中央省庁が再編され、通産省は経済産業省に衣替えして新しくスタートするので、「二十一世紀の産業政策のあり方」についても言及することにしたい。

一 桑原報告では、わが国の不況業種対策は、民間企業の自主性を尊重し、国境措置もほとんど実施されず、時限的であつたため、諸外国に比べ財政や一般消費者が負担したコストが著しく小さく効果的であった、と高い評価を与えている。しかし、不況業種対策が長期的観点から見て、果たして過剰設備削減という政策目的を十分達成したといえるのか、という点には疑問がある。わが国の不況業種対策は時限措置といいながら、一九七八／八三年の「特安法」、一九八三／八七年の「産構法」、一九八七／九六年の「円滑化法」、一九九五／二〇〇二年の「事業革新法」さらには一九九九年からは「産業活力再生法」と形を変えて継続してきた。このことは、カルテル容認の下で一時的に過剰設備処理が実現されても、好況にならぬ結果となつたことは、桑原氏の第二の論点である成長産業に対する政策については、一九五〇／六〇年代に通産省が行つてきた直接介入的な保護育成政策は、貿易・資本の自由化が進展するなか、目覚ましい諸産業の成長によつて政策介入の手段、あるいはその根拠を失い、ビジョンの提示や技術開発援助といった、より間接誘導的な形へと姿を変えてきたという経緯を指摘することができる。確かに、七〇年代の通産政策ビジョン（「知識集約型産業構造」への転換）、や八〇年代のビジョン（「技術立国と創造的知識集約化」）などは、その時点における産業活動の目指すべき方向性を提示し、それなりのインパクトを与えたと言える。しかし、九〇年代ビジョンや、最近出された「二十一世紀経済産業政策ビジョン」は、具体的な政策提言のない漠然とした未来社会論にとどまつており、官民の情報格差のほどんどなくなつた現在では、有効な政策手段としての役割を果たしてい るとは思われない。

わが国が当面する難問解決への处方箋を示した政策提言として、「前川レポート」（一九七六年）や「平岩レポート」（一九九三年）、さらに、最近では、「樋口レポート」（経済戦略会議報告、一九九

は大蔵省の護送船団行政の下で国際競争力を失うに至つたわが国の銀行業についても同様である。

言つまでもなく、市場経済システムが有効に機能するためには、企業が参入、退出、価格・数量、設備などを自己責任の下で自主的に決定することが基本原則であり、二十一世紀の産業政策を考えるに当たつても、ますグローバル市場における競争政策の重要性を確認することが肝心である。

桑原氏の第二の論点である成長産業に対する政策については、一九五〇／六〇年代に通産省が行つてきた直接介入的な保護育成政策

九年）などが挙げられる。これらは、首相の私的（または公的）諮問機関による報告書であるため、提言された政策の実現という点に問題の存することは事実であるが、社会的にはかなりの影響力があつたと認められる。桑原氏の第三の論点については、筆者も全く同意であるが、現在わが国が直面する危機を開拓するためには個別産業の枠にとらわれない産業横断的（horizontal）な視点が必要であり、むしろこれから産業政策ビジョンは、例えば、経済財政諮問会議など通産省の管轄を離れた所で構想されるべきではないかと思われる。

二 二十一世紀末の産業政策は、二〇〇一年一月から発足した経済産業省が中心となつて担つていくことになる。中央省庁再編の方針を定めた中央省庁改革基本法（平成十年六月成立）において経済産業省の編成方針が示されているので、従来とは異なる政策のあり方を指向すると思われる点をそこから抜き出してみよう。

### ● 経済構造改革を推進すること（第二十一条一）

#### ○ 産業政策について

個別産業の復興又は産業間の所得再分配を行つ策から撤退、又は縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること（第二十一条二のイ）

● 小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行ふ行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること（第二十一条四）

● 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化

れば一齊に設備増設に走り、次の不況時には再び設備の過剰に苦しむということが繰り返されてきたことを意味する。別の見方をすれば、不況時の政府介入が企業の安易な経営判断を許し、自己責任を欠く横並びの企業行動を誘発してきたといつていい。その後の

対外貿易摩擦や日米構造協議などで批判的となつた、系列企業間の取引慣行や基準・規格・認証などの非関税障壁が實際には輸入障壁として作用し、国内企業にとつては将来の売上高や利益増の期待があるために、銀行を含む企業間の協力関係（言い換えれば、企業のガバナンスマネジメント）がうまく機能したと考えられる。直接的な財政負担は小さかつたとしても、国際比較で見た高コスト・高価格構造から判断すれば、消費者にとって相当の負担となつたことは否定できないであろう。

第一次石油危機後に苦境に陥つた構造不況業種に対し、通産省として何ら特別立法による救済措置を行わず、例えは独禁法による不況カルテルの適用にとどめるというようなことは、立場上とり得なかつたであろうが、今日の時点から考へれば、不況業種対策は一時的には成功したよう見える政策介入であつても、長期的にはそうとは言えない具体例と言えるのではないかと思われる。その点で

し、国の関与を縮小すること（第二十一条五）

●エネルギー政策について

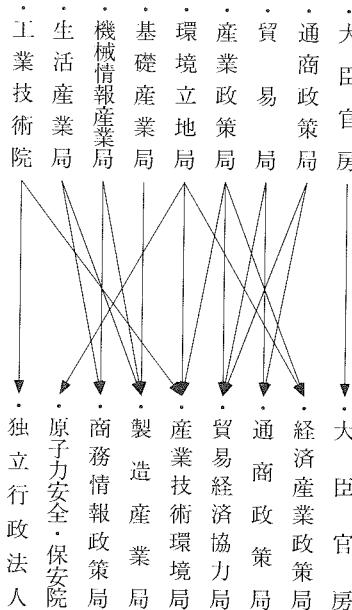
事業者に対する需給調整のための規制を大幅に廃止し、又は緩和すること（第二十一条六の二）

●経済財政諮問会議における経済全般の運営の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること（第二十一条九）

●産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等、内部組織を見直すこと（第二十一条十四）。

ここには、これまでの通産省の通産行政を市場原理重視の方向に転換することが強く語られている。問題はこの編成方針がどの程度実現する

（現在）



（経済産業省）

で注意すべき点は、個別産業に関する原局が現在の基礎産業局、機械情報産業局、生活産業局の三つから製造産業局の一つにまとめられた形となっているが、商務情報政策局では情報処理通信機器、サービス業、商業、などが所掌されるので、実際には原局が二つ残されていることである。もちろん、原局行政といつても、どのような政策スタンスで個別業界に関する事務をつかさどるのかが重要であって、個別産業の振興政策から撤退し、市場原理の尊重に移行するという方針が忠実に実行されるのであれば問題とするに当たらない。

また、新しく設けられる産業技術環境局では、産業技術政策、大学連携推進、技術振興、研究開発など、これまでになかった課が予定されており、技術開発に積極的に関わっていくとする姿勢が認められる。

しかし、上の内部組織の新旧比較からは、経済産業省に期待されるこれまでとは異なる新しい政策方向がそれほど明確には読み取れず、「中央省庁改革基本法」で語られたような通産政策の転換が果たして実現できるのかが危惧される。要するに、組織を動かすのは人であり、それは通産政策担当者が、どの程度経済産業者の編成方針を理解し、その実現を使命として職務を遂行するかにかかっている。

## コメント

植田 和弘

（京都大学）

環境政策は歴史的には何らかの環境問題に対処するための公共政策として始まったが、今日では環境というインフラストラクチャーをより意識的に維持・管理し、持続可能な社会（Sustainable Society）をめざす政策体系に発展することが求められている。

郡島報告は、一九八七年の国連の環境と開発に関する世界委員会が提起して以来、世界各国の環境政策における中心的課題になっている持続可能な発展（Sustainable Development）に焦点をあて、その実現をめざす政策課題と政策手法の論点を解明したものであり、二世紀における環境政策の体系化を試みる上で貴重な示唆を与えるものである。

あらゆる公共政策についていえることであるが、環境政策についてもその目標・手段・主体を明らかにしなければならない。その場合、環境問題・環境政策の新しい動向とパラダイムが転換しつつあることに留意する必要がある。第一に、環境問題の形態や時間的・空間的な性質が多様化および複雑化していることである。地球温暖化問題や有害化学物質による遺伝毒性問題に典型的に見られるよう、世代を超えた長期の影響を扱わなくてはならなくなっている。また、地域的規模の環境問題に加えて地球的規模の環境問題が生じ、世界経済のグローバリゼーションの進行に伴って、多様な空

間的スケールでの問題が重層的に相互に関係を持ちながら起ころういる。これらのこととは、環境政策の時間的・空間的射程を広げると同時に問題や政策相互間の関係を扱うという課題を提起することになるだろう。これは行政組織間の仕事の分担と連携・協力の関係をいかにつくるべきかという問題にもつながる。

第一に、これまでの環境政策の経験と教訓を踏まえるならば、成功したと評価できる環境政策というのはきわめて例外的で、むしろ大半の場合環境政策において政府は失敗しているという事実をどう考えるかという問題である。日本の水俣病を持ち出すまでもなく、環境問題では誤った政策が実施されると不可逆的な損失が生ずることが多い。これまでの対症療法治的な環境政策から予防・予見的な政策への転換が求められている。したがって、環境問題の原因を市場の失敗と把握してピグー流の公共介入による处方箋を提示するだけでは環境政策論としては不十分であると言わなければならない。これまでの公共介入のあり方の問題点を具体的に分析した上で、環境政策における政府の失敗を克服できる政策論を提示することが課題となろう。以下、環境政策の目標・手段・主体のそれぞれについて、郡島報告へのコメントをかねて課題を整理しておきたい。

第一に、環境政策の目標についてである。持続可能な発展は、こ

際の政策運営に反映されるかであろう。このよくな編成方針を受けた経済産業省の組織令（中央省庁等改革関連政令平成十二年五月三十日成立）によって内部部局が新しく定められたが、それを現在のものと対比すると、上表のようになる。

ここで注意すべき点は、個別産業に関する原局が現在の基礎産業局、機械情報産業局、生活産業局の三つから製造産業局の一つにまとめられた形となっているが、商務情報政策局では情報処理通信機器、サービス業、商業、などが所掌されるので、実際には原局が

これまでの世界経済における自然と社会の持続可能性が低下するような発展パターンを転換させようとした概念である。しかし、複数の視角からさまざまな定義付けが試みられていることにもみられるように、多様な解釈が成立しうる概念でもある。環境保全と経済開発の妥協の産物として生まれた概念という指摘もある。重要なことは、定義を抽象的に争うことよりも、政策目標としていかに具体化するかである。その場合に、自然資本やエコロジーの絶対性をどの程度強調するか、また人・工・資・本など他の資本と自然資本との代替性をどうまで認めるかによって、政策目標に強い持続可能性（Strong Sustainability）を設定するか、それとも弱い持続可能性（Weak Sustainability）を設定するかが分かれてくる。このことは、環境経済理論および環境政策の根拠論として外部不経済の内部化論を基礎におくのか、それとも持続可能な社会や持続可能性を目標にその実現をめざして政策手段を総動員するような政策体系を考えるのかという違いとも関連している。また仮に持続可能な社会を目標にするとした場合に、社会がめざすべき目標がGDPの向上だけではないことは明らかであるが、どのような要因をどの程度重視するかによっても、政策目標は違ったものになるし、その達成度合いを測る指標も異なったものになる。そもそも発展とは潜在的の可能性が顕在化されるプロセスのことであり、何がどのように実現されるべきかをふまえて政策の目標と指標が考えられるべきである。このことは、効率性や生産性の概念を見直すこととも関連する。私的効率よりも社会的効率が重視されるだけでなく、環境効率や自然資本の生産性といった新しい尺度を経済社会に組み入れていくことにならう。

さらに、直接規制や経済的手段だけでなく、エコラベル、環境情報開示制度やコミュニティの知る権利の導入など環境情報活用型手段、ISO 14000 シリーズの取得による環境管理システム、環境会計、環境監査制度の導入、企業や業界が政府との間に協定を結んだり、自主的に取り組むこと、そして環境教育など環境政策手段はきわめて多様になってきている。開発された新しい政策手段は、環境効果、効率性、公平性といった評価尺度で見た場合、いずれもどのような問題にも有効であるという手段ではなく、それぞれの利害得失がある。また、これらの手段を組み合わせるいわゆるボリシー・ミックスも、個々の政策手段の単独の手段にはない、独自の政策手段としての効果がある場合が多い。言い換えれば、新しい環境政策手段を開発することは、まだまだ可能性が大きいということである。

環境政策手段の多様な発展に伴って、環境政策手段体系の再設計が課題になってきている。すなわち、政策目標に適した政策手段の選択が問題になるのである。郡寫報告では、ある政策目標を達成するための規制的手法と経済的手法、情報提供や自主的取り組みと規制的手法の組み合わせなどいわゆるハイブリッド・アプローチといふ新しい動向が紹介され、その意義や有効性が指摘された。特に重要なのは、環境規制政策と環境技術政策のハイブリッド・アプローチである。ながらく利益を生まない投資と考え方られてきた環境政策も、適切に設計された環境規制政策があるならば、費用削減や品質向上につながる技術革新を刺激していわゆるイノベーション・オフセットを生みだし、その結果国際市場での競争力を高める可能性があるというのである。日本の自動車排ガス規制の経験も参考にして

こうした方向で環境政策の目標を具体化する場合、それに伴つて新しい困難あるいは解決すべき課題が生まれてくる。一つは、環境政策の対象と領域が広がらざるをえないということである。持続可能な社会をめざす環境政策は、福祉政策、産業政策、貿易政策、国土政策、交通政策、エネルギー政策等と深い関連を持たざるをえず、環境政策の目標を立案するためにも、また有効な政策手段を開発するためにも政策領域間の調整が求められる。そこでは、環境保全のための政策統合をいかに進めるかという課題が生じる。二つには、環境政策の目標を設定することが、より上位にあるいわば社会のトータル・ビジョンと深い関連を持つということである。たとえば、成長優先型社会なのか、環境保全をしつつ成長する社会なのか、定常型社会なのか、それとも持続可能な社会なのか、である。そのため、政策目標に関する社会的合意はきわめて重要であるが容易に形成できることではなくなり、政治過程により大きく依存することになるだろう。この点で情報公開や住民参加に基づいた意思決定を構築することの意義はますます大きくなる。

第二に、環境政策の手段についてである。環境政策の対象や領域の広がり、政策目標の多次元化や総合化が進み、そしてより効率的な環境制御が求められるなど環境政策に対する要請が多くなるにつれて、さまざまな政策手段が開発されてきている。從来経済学では直接規制か経済的手段かという二者択一的な問題設定がされがちであつたが、それでは現実に提起されている環境政策手段の選択問題を解くことはできない。そもそも直接規制や経済的手段と言つても、制度のデザインの仕方によつて多様であり、目的や効果も異なる。

つくられたM・ボーテーらによるこの仮説的議論は環境と経済のトレードオフは政策的に克服できるとするものであり、理論的検討に加えて今後実証研究の豊富化が望まれる。さらに、これらの政策手段及びその総合的運用が持続可能な社会づくりをめざす社会経済システムの構造改革につながるか否かが問われてくることになる。こうした意味において、ハイブリッド・アプローチによる環境政策手段のボリシー・ミックスにしろ、環境政策の制度設計の問題と、その評価尺度をいかにデザインするかが重要にならう。

第三に、環境政策の主体についてである。従来政策主体というと公共部門しかもしばしば中央政府しか考えられていないなかつた。近年の大きな特徴は、イギリスのグラウンドワークストのような地域の環境改善活動を住民、事業者、自治体のパートナーシップ型地域運営を行つていて、公共部門と非営利組織や非政府組織が共同して環境教育に取り組んでいる例など、公共か民間かといふ二元論では類型できない事業主体や政策主体が急増してきたことである。それに伴つて、公共政策の役割も変化してきている。また、政策の統合化や融合化が進むと責任主体があいまい化する危険もあり、政策責任を各政策主体が共有化できる制度設計が重要にならう。さらに、国益中心の国際的な取り組みのフレームワークの限界が明らかになつてきていることである。さまざま空間的スケールの環境問題が重層的にかつ相互に関連を持ちながら生じてゐるのに対応して、それぞれに応じた環境管理組織を、中央政府と地方自治体、国際機関や非政府組織を含めて業務を分担・連携できる柔軟なシステムとしていかに構築するかが課題である。

## コメント

黒川和美

（法政大学）

『二十世紀日本の制度転換と地方分権』という題目の川野辺報告について二つの点について論点を確かめた上で私の考え方を述べたいと思います。

川野辺報告では、規制緩和、地方分権、民営化、省庁再編、情報公開、競争導入、自己責任など日本経済の構造改革型の政策が並列的に論じられているよう感じられるが、全体の構造改革型日本経済政策の中で地方分権がどのように位置づけられているかについて確認したいと考えている。もう一つは、多くの構造改革型政策が基本的には競争導入、自己責任、情報公開といった市場原理をより効果的に發揮するという政策と見なすことができるので、国際化の中の日本型金融ビッグバンや小さな政府を求めて規制緩和を行つたり公企業の民営化を進めていくことは一つの流れの中にあると考えることができる。このような市場原理の導入と地方分権という概念が同じ流れの中にあるものと考えられるかというのが第二の論点である。

これらの問題は、簡単なようで決して簡単に応えることができないと思われる。そこで、コメントデーターとして私自身の意見を述べておきたいと考える。第一の点は、二〇〇七年にわが国の人口がピークに達するということであり、一九九五年ないし九六年頃には

二〇歳～六五歳の労働人口という概念での人口がピークにすでに達していたという認識があること。つまり我が国では人口の中央と地方の増減がこのピークの時点を境に完全にゼロサムゲームになるとということである。さらに、明治維新以降日本の人口の全市町村ごとの増減を見ていくと、この一九九五年に至る現在の時点が社会流出入という概念でいうと三大都市圏（東京圏・近畿圏・中部圏）への社会流出入の推移がちょうどほぼ均衡であり、流出者数と流入者数がほぼ等しくなっているということを認識する必要がある。このことは明治維新以来、東京をはじめとする三大都市圏に住むべきか地方に住むべきかについて日本人の移動がちょうど無差別インディフアレントな状況にあるということを示している。これは地方がより魅力的な投資をすれば、もっと人々は地方に移動するようになるかもしれないし、その逆もありうるという状態になっている。二一世紀に入つてちょうど私たちの国は大都市と地方都市のどちらの居住がより魅力的かという点においてほぼ対等な関係にあるといえる。

コメントデーターの立場から今なお地方分権が必要とされているかについて、いくつかの論点を述べておきたいと思う。

第一の点は、行政が提供すべきサービス、特に国が供給すべきサービスの多くがおおむね蓋成して無くなつてきているということで

あり、他方、地方自治体が必要としている行政サービスがより強化されなければならないと考えられていることである。国土交通省が主として担っている国庫補助事業は財源の観点からも極めて実施しにくくなっているが、国道一級河川、砂防事業、ダム建設、国立公園整備、下水道、といったいわゆる建設行政の対象事業はおおむね日本中の主要都市には行きわたった。さらに、空港、新幹線、港湾といった運輸行政に係わるサービスもおおむね当分必要とされる採算の見込まれる地域には行きわたつていて、さらには農水省がこれまで行つてきた圃場整備や農地整備、干拓はおおむね必要な地域に実施されたという現実がある。第二次世界大戦後、大規模に国土開発を必要としていた時代に基本的なインフレ整備として考えられたものはすでに行きわたつて、その仕事が整理の段階に入っているということである。

これに對して、第一の点として、基礎的自治体が実施しなければいけないサービスは今後さらにそのサービスの高度化を含めて必要性が高まっているということである。教育、福祉、医療、環境、ゴミ処理、都市計画、地域振興、交通計画、まちづくり、農村振興、産業振興、そして究極には地域での雇用の確保といった問題は国がマクロレベルで霞ヶ関中心に計画を立てる内容ではなくなつていて、それぞれの地域の地方自治体が自己責任でその地域に最も望ましいサービス供給システムをとることが望ましいと考えられている。つまり国と地方を比較して考えると地方が供給しなければならないサービスはますます多くなり、国が供給するサービスは国民からするとおおむね無くなつたということである。

このようなサービスを適切に供給しようとすると、第三の点であるが、税源が現行の国七地方三の状況から、地方七国三、あるいはすべてが地方に委ねられて、国が必要とする財源を地方が出し合う逆交付税の考え方によるまで、思い切つた税源の再分配を考える必要がある。地方に多くの事業が委ねられるようになると財源のほかに効率的に事業を実施するための条件整備も求められてくる。国の政治家が無駄な公共事業を集票のために日本中にばらまいたのと同じように地方の政治家が集票のために地方に財源をばらまく恐れは同じように残つていて、一層そのような恐れが生じる可能性もある。そのため地方自治体の課税自主権や歳入と歳出を均衡させる均衡財政主義のルールや非効率な事業を実施してしまわないために事業を市場ベースで行うPFIやTIFなど新しいプロジェクトファイナンスの考え方が導入されなければならないし、従来の公共サービス供給システムが新しい形に姿を変えないと国で発生した問題がそのまま地方に発生してしまふ恐れを生む。そして第四の点であるが、国の政策として新たな形で地域の監視を行う必要が生まれてくる。ともあれ、そのような条件を整備するために市町村合併や連邦制や均衡財政主義や新公共部門経営といった市場型の公共サービス供給システムが検討されるようになってきていると考えている。さらにパートナーシップ論やNPOの活用など市民の公共サービス供給システムへの参加が地方分権の時代には一層重要になるし、サービス供給方式が現在とは大いに異なるものになる。

## 総括

加藤壽延  
(愛知学院大学)

眞継隆

(1) 今回の日本経済政策学会第五七回全国大会における共通論題のテーマは、沖縄での開催を念頭におき、本学会が二十世紀に取り組んできた研究課題と沖縄の当面する政策課題との共通項を集約し、「二十一世紀日本の再生と制度転換」という大会テーマの下に、産業政策、環境政策、地方分権の三テーマが大会準備委員会によって選ばれた。これまでの全国大会の共通論題として、第四六回大会(一九八九年)の「世界の中の産業政策—ポーダレス経済への対応」、第四八回大会(一九九一年)の「地球環境問題と経済政策」があり、また一九八四年の沖縄大会で「地域開発と経済政策」が論じられたという経緯はあるが、産業政策、環境政策、地方分権の三テーマは日本社会にとつても沖縄経済にとつても「二十一世紀にまで持ち越される重要な課題であるといえよう。

(2) 以上のような経過で今回の共通論題は設定されたのであるが、ここで三報告の要約を試みると、まず「産業改革の変遷と今後の方向性について」と題する桑原報告では、わが国の産業改革の第一の柱である産業調整政策は、経済構造の変化の過程でその有効性と必

要性を急速に縮小しているのに対し、第二の柱である産業育成・改革の方は、情報化という技術進歩の影響の下で、企業経営のグローバリゼイションの進展に伴つて重要性を増し、将来の成長分野を示すことによって民間部門の資源配分に影響を及ぼしていくと指摘されている。これらの変遷と方向性の背景に価値体系の動的的な変化があり、成長産業に関する政策ニーズの高まりはアメリカやヨーロッパにおいても共通にみられるとしている。この報告に対し、予定討論者からは、産業政策の変遷についてのデザイン、日本のコーポレート・ガバナンスの有効性に関する数量的実証、中小企業やベンチャー・ビジネスを含めて今後に予定されている省庁再編の影響への言及、について要望が出された。

つづく郡島報告は「二十一世紀の日本の再生と制度転換—環境政策」をテーマとし、環境改革の動向の中から制度転換を求める要因を取り出している。第一は、環境政策の理念に関するもので、自然資本(環境)から生み出されるエコサービスの経済価値に着目し、「エコノミーのエコロジー化」という経済システムの転換である。

第二は、環境政策の手段に関するもので、①伝統的な直接規制手段

に環境保全の技術的ブレーカー・スルーの成果を加えたハイブリッド化、②この直接規制に環境税等の経済的手段を加えたハイブリッド化、さらに③規制手法に環境管理システム等(西嶋洋一「地球環境をリエンジニアリングする」成文堂、一九九七年、における経営的手段)を加えたハイブリッド化、にみられるような、経済のグローバル化や国際標準化に伴つて生じている政策手段の転換である。このような変化の中で、いかに環境政策と競争政策とを国際的な観点から調和させるかが今後の課題とされている。この報告に対する予定討論では、環境政策には成功例のみならず数多くの失敗例があるという事実をどう解釈すればよいのか、エコロジーの絶対性と経済効率とはいかにすれば両立しうるのか、環境政策目標への合意形成はいかなる主体によつてなしうるのか、という問題提起がなされた。

第三の川野辺報告「二十一世紀日本の制度転換と地方分権推進の具体策の検討とを行っている。第一の理念については、新しい日本社会における政府の制度設計は、チェック・アンド・バランスと市場中心主義の理念によるべきであるとしている。これらが必要性は財政構造の悪化、グローバル化、少子・高齢化を契機とし、IT革新によって加速されているが、その実現のための手段は自己統治であり、その中で地方分権は重要な位置を占める。第二の地方分権推進策については、機関委任事務の廃止および中央政府の関与の削減と類型化以下、道州制も含めて七項目の提言がなされている。予定討論者は、これに対し單刀直入に「なぜいま地方分権なのか」

と問い合わせ、これまでにも地方分権が活発に論じられたことを取り上げ、財政破綻に対する地方分権の有効性の根拠を求めた。

(3) 以上の報告と討論を総括すると、第一に、産業政策や環境政策、あるいは地方分権の論議においても、政策学における目標、手段、主体の視点からの論点整理を通じて、全体像をさらに明確にしていくことが望まれる。第二に、各政策領域において手段の有効性についての論議を深め、定量的な実証研究の成果を加味して、政策評価にまで立ち入ることが今後の課題である。第三に、高度成長期の「効率か公正か」の議論を想起させるように、効率に対峙する概念として今回もエコロジーと地方分権が提示されたが、これらは政策学における「辞書式順序付け」によって統一できるものであり、そこからさらに新しい対峙概念が生まれる可能性もある。第四に、いずれの報告においてもそれぞれの領域で技術進歩や情報化、IT革新などの影響について論じられているが、これらの論点は次年度の共通テーマ「経済政策からみたIT戦略」に受け継がれ、さらなる展開が期待される。

最後に、今回の共通論題における有益な諸議論が、沖縄の「二十一世紀の発展に資するものであることを記して、結びとしたい。

— 47 —

— 46 —

## 地域における産業政策

——沖縄経済を事例として——

大城 肇

（琉球大学）

### はじめに

市場経済における産業振興の担い手は個人や企業などの民間部門であり、公的部門はその活動が円滑に行えるよう支援し補完する役割を担う。本報告では、これまでの地域における産業政策の問題点と課題について、沖縄経済を例にとって検討してみたい。二十一世纪は規制緩和と地方分権が進む中で、環境との共生を視野に入れた地域独自の主体的な産業政策が確立されなければならない。

### 一 沖縄経済の構造特性

沖縄経済の構造特性をみていくことにする。県民所得統計によると、一九九七年度の沖縄県の県内総生産に占める産業別構成比は、第一次産業一・四%、第二次産業一八・二%、第三次産業八三・〇%である。全国経済と比べると、第三次産業の比重が大きい。

このことをもって沖縄経済は先進国型であり、全国経済よりもサービス化・ソフト化が進んでいる経済であるといえるだろうか。内

状況にある。

産業スカイライン分析に基づく県内自給率をみると、沖縄の一九九〇年は六八・五%にすぎず、全国でもっとも低かった。全国は九九・八%とほぼ完全自給の状態になり、中部・中国・近畿・関東の四地域は一〇〇%を超えて余りある供給状態にある。自給率が低い北海道でさえ、八〇%以上の自給体制にある。

沖縄の産業で自給率が一〇〇%を超えている部門には、漁業・石油・石炭製品製造業、公共事業、その他の土木事業、運輸、その他公共サービス、対個人サービスがある。自給して余りある産業部門が少なく、それだけ産業構造の底は浅いということができる。とりわけ製造業部門については歴抜け状態になり、モノづくりの弱さを露呈している。製造業のウェイトが低く、自給率も低い沖縄経済の对外取支構造を一九九七年度についてみると、経常受取が一兆九二三億円、経常支払が一兆六六五〇億円であり、差し引いた経常取支は二四七二億円の黒字を計上している。経常取支が黒字であることから、沖縄経済は表面上は良好にみえる。しかし、中身について少し詳しくみると、いびつな経済構造が明らかになってくる。

沖縄経済は三K（観光・基地・財政移転）の代表格である公共事業に支えられた経済であるが、三Kはその内容と規模が沖縄の外の諸力によって規定される他律的項目であり、それらに依存した沖縄経済は他律型経済である。他律的な構造をもつ沖縄経済の底は浅く、域内自給率が低いだけ県内での歩留まりが小さく、観光や基地、財政から派生する需要が県外へ漏れてしまっている。

実は、モノを作れない経済であるというのが実態である。第二次産業なかなかんずく製造業のウェイトは、全国よりもかなり下回っている。逆に沖縄が全国を上回っている分野は、建設業、電気・ガス・水道業、卸・小売業、運輸・通信業、サービス業、政府サービス、非営利サービスである。しかも自給率が低く、域内での歩留まりが小さい経済であることから、このような構造をもつ沖縄経済は「いびつ」であるといわれてきた。

次に、産業連関表に基づいて特化係数を「 $k$ 産業の沖縄の構成比÷ $k$ 産業の全国の構成比」でみると、全国及び他の地域ブロックよりも沖縄の特化係数が高く特化係数が一・〇以上の産業部門は、石油・石炭製品製造業、建築業、公共事業、その他の土木、水道・廃棄物処理業、運輸・通信・放送、公務・教育・研究・医療・保健・社会保障、対個人サービスである。製造業部門で沖縄に特化しているのは石油・石炭製品製造業のみであり、製造業の殆どは非特化の

### 二 沖縄における産業振興の課題

沖縄の振興開発に関する計画は、一九一五（大正四）年六月の「産業一〇年計画」から一九九一（平成三）年九月策定の「第三次沖縄振興開発計画」まで一四の計画が策定されている。戦前・戦後期における沖縄の振興開発政策に貫して流れている政策課題の一つは、沖縄経済の自立化を図ることであった。

一国の中の一地域が自立する必要性は、必ずしもないといわれる。国全体として自立していればよいという考え方である。しかし、自立の気概をもつことは大事であり、地域活性化や地域振興に関わる重要な住民の主体性につながる。

これまで、沖縄では経済自立が盛んに議論してきた。沖縄経済が三Kで代表される外的要因によって規定される他律依存型の経済であつたという現状認識と、県民が自治と自決によつて他の何ものにも束縛・翻弄されたくないという自立意識を強くもつてゐることがその背景にある。それは過去の長い歴史をふまえて将来を展望するときに、当然に県民が抱く感情（意識）であるといつてもよい。

地域経済について経済自立を集約して表現すれば、「過度の外部需要への依存から脱却し、対外競争力のある産業を振興するとともに、失業が改善され、内外の経済格差も是正されて、環境との調和の中で経済・社会・文化等が個性的に持続発展していくプロセスである」ということになる。

### 三 沖縄における振興策の問題点

本土復帰後の沖縄振興開発特別措置法に基づく三次にわたる沖縄振興開発計画では、「自立的発展の基礎条件の整備」をはじめとして、「本土との格差是正」や「特色ある地域としての整備」という政策目標のために、高率補助などの特例措置がとられ、多額の沖縄振興開発事業費が投入されてきた。沖縄開発庁の予算でみると、沖縄が本土復帰した一九七二年度から一九九九年度までの累計で、六兆三四億円に達している。年度平均二一五四億円が投下され、道路、農業基盤、港湾、環境衛生施設などが整備されてきた。

その結果、道路舗装率や上下水道普及率、一人当たり公園面積などは全国水準を上回っているし、港湾や空港、漁港、ほ場、学校校舎、体育施設、社会福祉施設などの整備もひと通りなされ、一定の成果がみられる。本土復帰後二七年間にわたって六兆円を超える財政資金を使って整備してきた沖縄の社会資本は、すでにナショナル・ミニマムに達している。

ところで、沖縄振興開発計画に基づく施策展開によって、同計画の三つの目標は達成されたであろうか。ナショナル・ミニマムに達したとはいえ、社会資本の整備が直ちに格差是正や自立的発展につながっているとはいがたい。とりわけ経済面において顕著である。たとえば、一人当たり県民所得をみると、年々、全国との格差は拡大しており、一九九七年度は全国平均の六九・八%水準であった。人口増加率よりも所得成長率が低いからであるが、もとを正せばモノを生産できない自給率の低いぜい弱な経済構造めえである。自立的発展のための基礎条件の整備は、皮肉にも経済自立にはつながっていない。

#### 四 地域の産業政策のあり方

地域経済のもつ構造特性をふまえて出てくる産業政策の方向性は、経済の自立化に結びつく産業の振興という一点に集約できる。産業政策の目標の一つは、雇用機会をふやすことであるが、雇用機会の増大には適切な産業が選ばれ、その産業が成長することが必要である。適切な産業を選ぶことによって、経済自立が可能となるが、地域で産業を興そっとするとき、その地域が比較優位をもつていてる産業を振興すべきである。仮にも比較優位がなかつたときには、比較優位を創出できるよつた産業政策を展開することである。

沖縄経済に即していえば、民間活力を引き出し、沖縄のもつ地域特性と比較優位性を生かした産業の振興を図ることである。立地上、島嶼性といふ不利性をもつてている沖縄では、比較優位を与えられた地理的・自然的・社会的条件の中で考えるのではなく、その条件を積極的に創り出していくことが重要である。産業政策は、そのよつた比較優位性の創出に有効な政策でなければならぬ。

また、産業政策を展開していくときのポイントは、その経済の発展段階や熟度、環境容量に応じた効果的な施策体系に基づいて行うことである。島嶼性という特性を有する沖縄では、規模の経済性を發揮できる産業は比較優位をもちえないが、ネットワークの経済性を発揮できる産業の立地は可能である。産業政策は、沖縄経済の特性を見据えたものでなければ、有効な効果を発揮しえないのであろう。さて、沖縄における産業政策は、政府の政策としてとられてきたのが大きな特徴である。本土復帰後、政府が策定した三次にわたる

振興開発計画にもとづいて産業振興策という形で展開されてきたが、今後もやはり政府が策定する二十一世紀プランにもとづいて産業政策が展開されようとしている。自立意識のもとに自立経済を目指しながら、実際の産業政策は政府に預けてしまっているところに、沖縄経済の依存体質が改善されない要因がある。

これまで沖縄県は経済の自立化・活性化にむけて一国一制度的な産業政策を要求してきたが、中央政府の立場からはそのよつた本則に風穴を開けるよつた思い切った施策の展開はできない相談であった。中央政府としては、全国一律の制度プラス特別措置による産業政策しか採用できない限界をもつていた。

地方分権が叫ばれ特色ある地域づくりが必要とされる二十一世紀は、自己決定・自己責任による地域独自の産業政策の展開が望まれる。地域の特性や地域経済の発展段階に応じた適切な地域産業政策を実施しようとすれば、一国一制度という金科玉条は大きな制約になる。一国の経済社会秩序が乱されない範囲内で地域の主体性や自主性を誘導するよつた制度の創出・運用が認められるべきであろう。

#### 参考文献

- (付記) 清成忠男 (1986) 「地域産業政策」 東京大学出版会。  
鶴田俊正 (1984) 「アメリカの産業政策」 「経済セミナー」 第三五二号、  
日本評論社。

沖縄経済に即していようと、地域経済の自立的発展という政策目標を掲げてきたが、現実はむしろ依存体質が強まっている経済になつていて。しかも、立ち遅れた社会資本の整備をすすめる目的でなされた公共事業が、赤土流出による海の汚染に代表される環境破壊を引き起こしてきた。わが国の中央集権的行政システムの特徴である全国単一の基準の適用と公平性の原理とタテ割り行政によって、地域の個性であり特性である歴史・文化・風土および経済の発展段階等々を無視した地域開発が、住民ニーズを時として無視したまま、有機性を欠き非効率的に行われてきた。被援助国の中立化を促すことを目的としたわが国の政府開発援助(ODA)が、その相手国の中立の芽を摘んでしまつてのこと、誰のための援助かと問われていること、環境に負荷を与えていること、などによつて批判されることがある。沖縄における財政の高率補助による振興策という名の過剰開発も、ODAによく似たところがある。

ナショナル・ミニマムを超える公共事業は、地域住民の自主的選択による地域ニーズを反映したものでなければならず、また今後は、失われた自然環境を復元する事業も公共事業の一つとなるべきである。本土復帰後二七年間にわたつて行われてきた公共投資は、沖縄が本土と一体化し同質化するための投資であつた。しかし、これらは沖縄の地域・環境特性を反映した個性化や異質化を支える公共事業であつてほしい。とくに産業振興の観点からは、効果的なインフラの整備に向けられる公共投資でなければ、単なるバラまき政策にしかなりえない。その地域に合つた効果的な公共投資を行つに当たつては、時として規制緩和も並行して進めることも必要である。

# 沖縄開発からみる赤土汚染に関する一考察

呉 錫 畢

（沖縄国際大学）

## 一 はじめに

沖縄県における環境問題の一つに赤土汚染問題がある。沖縄県において、本格的に赤土等の流出が社会問題化したのは、一九七二年の沖縄の日本復帰以来とみてある。復帰直後、政府は「格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」を基本目標とする次にわたる沖縄振興開発計画を策定し、これに沿つて社会資本の整備をはじめとする各種の振興開発事業を推進してきた。

その結果、沖縄県経済の規模は著しく拡大し、一九七二年度から九六年度までの二四年間に、県民総支出は実質価格で六六一二億円から三兆二六三四億円へと約四・九倍となつた。この期間の県経済の年平均実質成長率は六・九%で、日本経済の年平均成長率の三・五%を上回つた。一人当たり県民所得の全国格差は、復帰後、県経済の成長に伴い縮小した。一九七二年度の一人当たり県民所得は、全国平均の五九・五%にすぎなかつたが、一九七五年度に七三・七%、九六年度には七〇・四%となつてゐる。

ところが、沖縄県の経済発展のためのこのような大規模な各種の公共事業、また、民間資本による各種開発や、米軍演習場において、赤土等の流出防止対策が十分ではなかつたことから、大量の赤土等

が流出するよつになつて大きな社会問題となつてゐる。  
沖縄を訪れる観光客にとって沖縄観光の魅力は、何よりも青い海を含めた自然景観が最も高く評価されている。従つて、赤土汚染による環境汚染は、漁業への被害や生態系の破壊のみならず、観光立県を目指す沖縄県において大きなイメージダウンにつながる恐れがある。本稿では沖縄県において何が赤土等の流出をもたらしたか、赤土汚染のメカニズム及びその原因を診断した上で、沖縄開発の功罪について考察してみることにする。

## 二 沖縄土壤の特性及び土壤流出の原因

自然の生態系のバランスが保たれている場合には、土壤の流出・侵食は微少で、その風化生成と均衡を保つてゐる。しかしながら、このよつた均衡が、人為的なインパクトにより破壊されると、侵食の要因は、自然的な要因に人為的作用が加わり、自然の破壊が発生することになる。沖縄県における土壤流出の要因は、基本的には沖縄独特な土壤の特性や、その他の自然的要因と人為的要因が土壤の流出を促している。その要因を簡単にまとめて以下によつてある。

まず、気候要因であるが、気候要因の中で重要なものは降雨である。ところが、土壤侵食に直接影響するのは降雨量より降雨強度によつて流出するというが基本的なメカニズムである。

### 斜面の形状によつて変わる。

以上は赤土等を流出しやすくなる自然的要因であるが、赤土汚染はこのよつた自然的要因に加えて人為的要因が大きく影響している（図1）。沖縄における赤土等の流出は、もともと侵食しやすい土壤に人為的要因が加わつたり、山腹崩壊等が起つたりすることにより地形に変化が起つて、これに加わつたところに強い雨が降ることによつて流出するというが基本的なメカニズムである。

## 三 沖縄振興開発事業

沖縄の赤土等の流出問題は、沖縄の本土復帰とともに国の援助である。一般的に赤土汚染は国頭マージの流出が大きな問題となつてゐる。国頭マージは、土層の厚さが一般的に数十メートルにおよび厚いが、粘板岩には土層が薄いところもある。また、水による土壤侵食を受けやすい。したがつて、この土壤地帶では、土壤の侵食の防止と機械化農業の導入を図るための農地保全対策を伴いほ場整備を行つとともに、土砂流出防止対策を講じる必要がある。

次に植生要因としては、植物の枝や葉による降雨エネルギーの減殺、流去水の速度の減少、土壤の团粒化と孔隙率の増大、また、根による土壤等の流出防止等の効果がある。これらの作用の結果として侵食量が軽減される。したがつて植生の消失が表土流出の要因となる。

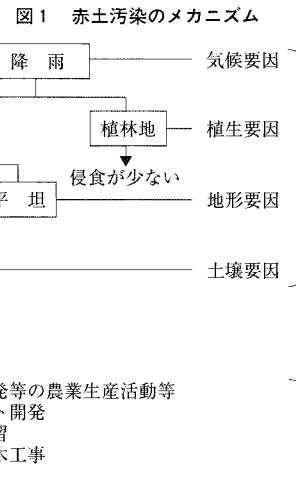
地形要因としては、島嶼地域で急峻な地形が多く、河川も短いため、発生した濁水はすぐに流域に流出してしまう。したがつて降雨の量と土壤の浸透が同じであれば、流去水の速度は傾斜角、斜面長、

この沖振法は一〇年間の时限法として一九七一年一二月に制定され、同法に、基づく沖縄振興開発計画が一九七二年一二月に策定された。同計画の目標は、沖縄の各方面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたつて全国の標準を確保するとともに、地域特性を生かすことによつて、自立的発展の基礎条件を整備することであつた。

ところが、注目すべきところは、過去二七年間の米軍統括下における基盤整備の立ち遅れを取り戻すために、整備・開発が他の大型公共事業とはほぼ同時に集中的に、かつ急速に行われてきたことで

# 赤土汚染

自然的要因  
人为的要因



(注) 沖縄県環境保健部(1991)『赤土汚染防止対策の手引き』, p. 95を参考に作成。

ある。さらに、これら各種大型公共事業に加えて民間企業等による設備投資・資本投資も急速に増加した。一九七四・七六年の期間中には一九七五年の沖縄国際海洋博覧会開催年をピークにリゾートホテル・ゴルフ場等のレクリエーション施設等の建設が増加している。その結果、一九七二年度に三七二億九千万円(補正後)であった沖縄振興開発事業費は、二八年後の一九九九年にはその約八・二倍の三〇五三億円になり、二八年間の累計額は、六兆三・四億円に達した。こうした沖縄振興開発事業のうち、その約九割が公共事業関係費である。また、赤土流出の最も大きな原因の一つに、パイナップルやさとうきび等の農業を営むための農地開発及び土地改良がある。農地開発の事業費及び事業量の推移をみると、復帰直後の一九七二年には、七三万八千円であったものが、毎年増加し続け、一九九一年には二八億一六〇〇万円に達している。この年を境に減少傾向にあるが、一九七二年から九九年までの合計額が約四三〇億円に達しており、その結果、事業量は同じ期間に一七七八・四ヘクタールに及んでいる。沖縄の赤土流出による汚染は、以上のような各種開発行為によって加速的に拡散してきたのである。

## 四 赤土等の流出による被害状況及びその対策

### (1) 環境への影響

赤土流出が環境に及ぼす影響には、赤土流出によって直接的に起ころる一次環境影響と、赤土流出防止対策によって起ころる二次環境影響がある。特に、注目すべき点は、赤土等流出によるサンゴ礁海域の汚染と、そこに棲むサンゴ礁の生物環境への影響である。サンゴ

## 五 結びに代えて

が死滅すると、海の生態系が破壊される恐れがある。  
また、赤土流出による被害が生じているが、その被害額の実態を把握することは赤土汚染の実態を明らかにするうえで重要である。いままで、その被害額に関する詳しい調査は沖縄県環境保健部(以下「環境保健部」という)が一九九三年に「赤土汚染及び被害現況調査」報告書がある。

赤土汚染による各種事業における被害額をみると、水産業関連、観光業関連、水源池その他があるが、一九九一年度の被害額の合計が一億四六八八万円に達している。そのなかで水産業関連の被害が最も大きく一億一八五〇万円(八〇・七%)となっている。ところが、表に出ない被害が数多く、これに関してはより詳しい研究が必要とされている。

### (2) 赤土等の流出防止対策

赤土等の流出による汚染状況に対しても、公共事業における流出防止対策が講じられており、その結果、一九九五年一〇月に「赤土等流出防止条例」(以下「防止条例」という)を制定した。防止条例では、千平方メートルを超える開発行為は、条例に基づき、流出防止対策の内容などについて、届出(民間事業)もしくは通知(公共事業)を行うことになっている。また、条例の施設基準には、①発生源対策・②流出濁水対策・③濁水最終処理対策の三つの対策が示されており、これらを効果的に組み合わせて対策を講じ、濁水を条例で定める排出基準値(二〇〇mg/リットル)以下で排出することを義務付けている。

沖縄における各種開発が県民所得の増加、社会的インフラの構築等、社会便益を大きくもたらしたことは確かである。その反面、赤土汚染のような外部不経済をもたらしたことでも明らかである。本来は開発の功罪を社会的便益やその費用をより厳密に分析しなければならないが、これについては今後の課題とし、ここでは開発の功に対する矛盾点を指摘することにとどめておく。

沖縄県の耕地放棄面積をみると、一九七五年度に四万一六〇〇ヘクタールであった。しかし、一九九〇年度四万七千ヘクタールを境にやや減少傾向であるが、毎年増加し続けている。また、パインアップルの栽培面積及び収穫量をみると、一九七〇年度の栽培面積は三八六二ヘクタールであったものが、一九九七年度には七八三ヘクタールまで激減している。収穫量も、同じ期間中に六万七〇一〇トンから二万四七〇〇トンへ減少した。このような傾向は、沖縄の基幹作物ともいわれるさとうきびも類似である。これらの指標は、膨大な農地開発費の成果に反する結果となっている。

以上のように赤土汚染による社会的費用が社会的便益を上回る結果となることになれば、その経済活動による人為的行為を見直さなければならない。また、条例で定められた二〇〇mg/リットル以下の排出基準値の見直しも必要である。つまり、部分的な基準値の設定は、ますます広がる赤土汚染には追いつかず、むしろ地域ごとの総量規制を導入して全体として防止対策を取ることがより有効的である。また、沖縄の自然環境は金額では換算できない貴重な資源である。

であることを十分に考慮しながら、開発をも推進していく」とが何よりも重要であるだろう。

(1) 沖縄開発庁沖縄総合事務局 (1999) 「沖縄県経済の概要」、九「一」頁。

(2) 一人当たり国民所得（在庫品評価調整前）に対する割合。

(3) 例えば、沖縄観光コンベンションビューローの調査によると、沖縄観光の魅力として、海や砂がきれいと答えた人が、六割を超えている（沖縄コンベンションビューロー (1997) 「沖縄観光客満足度調査報告書」、七四頁）。

(4) マージとは、沖縄土壤の名称として、「一七四〇」「一九〇〇年代にかけての古い農書や農務帳では、「真地」「まわ地」「真和知」等の表現が見られる。沖縄土壤については、名城敏 (1997) 「沖縄の土壤」「環境問題と地域社会」、六「一」「〇六頁を参照。

(5) 沖縄振興開発については、沖縄開発庁 (1990) 『沖縄振興開発の現状と課題』、一「二」頁、沖縄開発庁 (1993) 『沖縄開発庁二十年史』、八「七」「一二九頁を参照。

(6) 沖縄振興開発事業については、沖縄開発庁 (1993) 『沖縄開発庁二十年史』、二「三」「一三〇頁、沖縄開発庁沖縄総合事務局 (1999) 『沖縄県経済の概況』、六六「六七頁を参照。

(7) 条例に基づく届出・通知状況をみると、一九九七年度の届出及び通知の件数は六二二件で、その中で届出が九二件で一四・八%、通知が五二九件で八五・二%を占めている。また、通知は国が一五・八%、県が四四・八%、市町村が二四・六%を占め、その多くが県関係事業の通知である（沖縄県 (1998) 『環境白書』、一三九頁）。

## 二十一世紀日本社会システム・地域分権ネットワーク型社会

### —協力システムの制度化と地域分権の確立—

大城保

（沖縄国際大学）

我が国は現在、情報化、国際化、高齢化等の構造変化過程にある。社会システムの構造設計が不可避である。日本経済政策学会は一九九二年第五回大会以降、社会経済システム転換問題を論じてきたが、新たな社会システムの構造設計が確立されたとは思えない。市場の失敗や政府の失敗を克服し、構造変化を実現する新たな社会システムの構築が必要である。

ボーリディングは社会システムを相互作用の型から三サブシステム

K・E・ボーリディングのトータル・システム論、D・C・ノースの制度論・組織論を基軸にして、「三サブシステム・公・共・私」の最適組合せ」を新たな社会システムの方位とし、「地域分権ネットワーク型社会システム」を定位とすることを提案したい。その最前线事例として沖縄社会システムの方位と定位を考えていきたい。

#### 一 社会システムと三サブシステム・ 公・共・私 の最適組合せ

ボーリディングとノースが明確にした概念の中から「組織・物

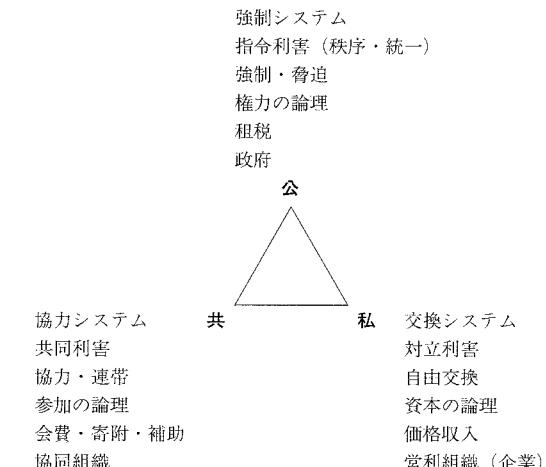
質・エネルギー・時間・空間・制度・相互作用」を抽出する。そして社会システムを「組織が時間と空間の中で物質とエネルギーを使っていく相互作用によって秩序とパターンに構造化された諸制度体系」としてとらえる。

ボーリディングは社会システムを相互作用の型から三サブシステムすなわち脅迫システム、交換システム、統合システムに分ける。そして「現実のすべての制度や人間関係はこれら三つをさまざまな比率で含んでいる混合物である」とみる。われわれは、社会システム転換の視点からその三サブシステムを活用して、図1のような社会システムの体系を想定する。まず一つには強制システムである公的システムがある。公的システムで調整される人間の相互作用は、社会システム全体の秩序を形成し統一するための命令や指令や強制指示等にかかる利害である。その行動は権力の論理によつて遂行される強制や脅迫である。公的システムを支持する源泉は租税である。公的システムの組織は「政府」である。二つには交換システムである私的システムがある。交換システムで調整される人間の相互作用は対立する利害である。その行動は資本の論理によつて遂行される自由な交換である。私的システムを支持する源泉は収入で、より根

本報告に際しましては、貴重なコメントを賜りました討論者の外間安益先生（鹿児島経済大学）、ならびに座長の伊藤善市先生（帝京大学）、高良有政先生（沖縄大学）、また、フロアからのご意見に対しても、ここに記して心より感謝申し上げます。

（付記）

図1 社会システムと三サブシステムの組合せ



本的には利潤である。私のシステムの組織は民間企業である。そして三つには協力システムである共的システムがある。協力システムで調整される人間の相互作用は共同する利害である。その行動は参加の論理によって遂行される協力や連帯である。協力システムを支持する源泉は参加者や協力者の会費や寄付金や補助金である。共的システムの組織は協同組織である。

公・共・私の三サブシステムの中で、協力システムすなわち共的システムの血縁共同体や地域共同体が人間社会本来の根源的な社会化が不可欠である。

## 二 二十一世紀日本社会システム 地域分権ネットワーク型社会

### —協力システムの制度化と地域分権の確立—

従来の日本システムは、明治維新以降今日まで、當利組織、協同組織を問わず、いずれも公的組織（政府）と密接に連携を取りながら從属するシステムであった。公営企業や公益企業等は、公的システムの完全付属物として「公共」システムに位置付けられた。各種業界団体は、私のシステムに属しながらも政府と密接な連携を取りながら、政府の行政指導等の施策を通して公的システム優位の状況下にあった。日本システムは戦後、高度成長を実現し、七〇年代の諸問題を克服し、八〇年代には日本の経営システムの優位性が強調された。しかし九〇年代には日本システムが機能マヒを起こして、社会経済システムの転換が不可避になつた。

社会経済構造転換に関わる議論は、規制緩和、民間活力の活用、公企業の民営化、行政改革、地方分権、情報公開等々のように、市場競争の導入・強化、自己責任原則の導入・強化を目指している。そしてNPOの活動の活性化やNPO法案の成立、さらにNGOの活動等々は、協同組織の拡大や育成につながっていく。その日本システム改革の方針は、官から民へ、公的責任から自己責任への方向を示している。中央では規制緩和の論議とともに地方分権に関する議論が高まり、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が公布され、平成一二年四月から

施行された。中央政府と地方政府の関係が大きく変わるにもかかわらず、地方政府の対応は非常に鈍く消極的に思える。地方自治体は自立環境ではなく「補助をもらった方が自前の努力をするよりもずっと得な環境が生まれている」（黒川和美教授「一九九八年第五十五回大会」という囚人のディレインマ状況にあり、自前の努力で「得」にならなければ、地方政府の動きは活発にならない。法制度、主として地方政府と地方自治体の関係についての法制度は整備されるが、地方や地域の人々の意識は全く無視されている。黒川教授が「地域は生産の場、消費の場、生活の場、あるいはリサイクルの場、教育の場、回復の場、自然との関わりの場であり、不足するものは他の地域との連携を探ることで補つていかなければならない」と言つまでもなく、地域社会には子供も、老人も、女性も、男性も、健常者も、身体障害者も、ありとあらゆる人が生活している。しかし現実の地域社会は、公的な力の論理、私的な市場・資本の論理によつて分断され、共的な協力・連帯・参加の論理は衰退・崩壊を余儀なくされている。地方や農山漁村の過疎化、更に少子化・長寿化が社会の高齢化を引き起し、特に過疎・離島地域においては地域社会の存続も危ぶまれる状況になる。都市型生活様式は、地域の人々の相互扶助意識を低下させ、地域の絆を失わせつつある。

われわれがイメージする二十一世紀日本社会システムは、各階層の都市が地域主権の下で運営され、中央中心の縦割社会システムの弊害が除去され、地域エゴ中心の横割社会システムの弊害が除去されている社会システムである。すなわち地域分権（主権）ネットワーク型社会システムが二十一世紀日本が目指す社会システムである。

全ての都市や地域がその役割を担いつつ、重層的につながり、ネットワーク化されている構造は、地方分権が確実に推進され、地域が自主的主体的に地域社会の再建に取り組むことで、現実されていく。特に地域社会の再建は、力の論理や資本の論理によつては不可能であり、協力・連帯の論理が何よりも不可欠である。協同組織の育成・強化が最重要課題である。

### 三 二十一世紀沖縄社会システム

#### 日本システム転換の最前線

全国総合開発計画「二十一世紀の国土のグランドデザイン」において、沖縄は「わが国ひいてはアジア・太平洋地域の経済社会文化の発展に寄与する」二十一世紀のフロンティア、「太平洋・平和の交流拠点（パシフィック・クロスロード）」として特色ある地域の形成を目指す」と唱えられている。沖縄を、米国が言う「キーストーン・オブ・パシフィック」から日本政府が言ふ「パシフィック・クロスロード」に、点から面への非常に大きな機能転換を実現することにある。より具体的には、人的・情報国際交流拠点の形成であり、その形成を助長し促進する制度的優遇政策を設置することである。

二十一世紀沖縄のリーディング産業として、観光・リゾート産業、スポーツ・健康産業、コンベンション産業、そして情報通信関連産業が有望である。加えて農業・水産業・加工食品産業・健康保健産業そして琉球文化産業等は、これらのリーディング産業を支えるに十分な資源が豊富に存在することを示している。さらに、沖縄の歴史的経緯と世界で活躍する世界ウチナーンチュは、沖縄が東アジア

#### 参考文献

- 〔1〕ホールディング、K・E『トータル・システム』（高村・山崎・花見・他共訳）第三文明社、一九八八年。
- 〔2〕ノース、D・C『制度・制度変化・経済成長』（竹下公視訳）晃洋書房、一九九四年。
- 〔3〕ドラッカー、P・F『非営利組織の経営』（上田・田代共訳）ダイヤモンド社、一九九一年。
- 〔4〕モロー、J『社会的経済とはなにか』（石塚・中久保・北島共訳）日本経済評論社、一九九六年。
- 〔5〕日本経済政策学会編『日本の社会経済システム』有斐閣、一九九五年及び『日本政策学会年報』勁草書房、一九九七年（一九九七年）。
- 〔6〕経企庁国民生活局編『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査』大蔵省印刷局、平成一年。

#### （付記）

本稿は、日本経済政策学会五七回全国大会（開催：沖縄国際大学）の沖縄特別セッションで報告したものである。樫本功教授（広島市立大学）から貴重なコメントをいただいた。記して感謝申し上げたい。時間の制約で、樫本先生そしてフロアからの質問に回答できず、ご迷惑をおかけした。公・共・私の三サブシステムの最適組合せの研究をさらに深めていきたい。

そして環太平洋の交流拠点になる大きな可能性を持っている。

沖縄の歴史は、変化を強制してきた。変化を受け入れる中で「沖縄らしさ」を失うことなく、むしろ成熟させてきた。先進国日本の中であって、世界の人々がイメージしている日本文化とは大きく異なる「成熟した琉球文化」が、二七年間に及ぶ米国支配下しかも軍事的統治下に置かれていたにもかかわらず、脈々と息づき発展してきたのである。琉球音楽、琉球芸能、琉球舞踊等々の琉球文化が、沖縄の人々の生活の発露であり、沖縄の人々の精神の支柱である。琉球古典芸能は、中国冊封使を歓待する行事の中で発展してきた。

沖縄のホスピタリティは、沖縄で数多く開催されるイベントや行事に現われ、みんなが参加し、みんなが応援し、みんなで樂しみ、みんなで実施していくことが特徴である。つまり社会生活に協力システムが備わっている。二十一世紀沖縄社会システムは、その協力システムをさらに強化育成していくことと、協同組織を育成強化し確立することである。

沖縄の現状は、日本政府、米国政府（米軍）との対応に非常に厳しいものがあるが、協力社会システムと市場競争システムや国家強制システムとの最適組合せを模索できる時代環境にある。沖縄を取り巻く世界環境は、まさに日本システム転換の最前線に位置している。日本国がそのことを認識し、二十一世紀沖縄の方位と定位を実現する振興政策の策定が必要である。

# 沖縄特別セツシヨン・パネルディスカッショーン／総括

伊藤善市

（帝京大学）

本大会における特別セツシヨン・パネルディスカッショーンにおいては、沖縄振興政策への提言という形で、はじめに大城肇氏から沖縄の産業政策についての現状分析にもとづく政策提言を、ついで吳錫華氏から沖縄県における赤土汚染の現状と課題について、環境政策に対する提言をいただき、最後に大城保氏から沖縄の地方分権のあり方と、社会システムの転換時代における地域分権協力システムをいかにして確立するかについて、提言をしていただいた。

大城肇氏は「二十世紀は規制緩和と地方分権が進む中で、環境との共生を入れた地方政府の主体的な産業政策の確立」が必要であるとなし、沖縄経済の現状を次のように特色づけている。すなわち、県民所得からみた一九九七年度の沖縄の産業構造は、第一次産業一・四%、第二次産業一八・二%に対して、第三次産業が八三・三%であり、サービス化・ソフト化が進んでおり、沖縄経済は、いわゆる工業化の過程を経ることなしに発展してきた経済であること。また、域内自給率は六八・五%で全国最下位であり、大幅な貿易収支の赤字をサービス収支（観光収入と軍人・軍属の消費支出）と経常移転収支の黒字でカバーしており、沖縄経済は観光収入と基地

収入と公共事業の三つのKの合計額は一兆一一五億に達していること。つまりこの三Kは、その内容と規模が沖縄の外の諸力によって規定されているから、沖縄経済は他律型経済として特色づけられる、という。

したがって、沖縄経済の自立を図るには、「過度の外部需要への依存から脱却し、対外競争力のある産業を振興するとともに失業が改善され、内外の経済格差も是正されて、環境との調和の中で経済・社会・文化等が個性的に継続発展していくプロセスを確保しなければならない」という。要約すれば、第一は他律的な財政依存からの脱却、第二は産業の对外競争力の強化、移輸入代替化企業の育成、第三は健全な産業の成長発展による对外収支の改善、第四は県内自給率の向上、第五は雇用吸収力の増大による失業率の改善、そして第六はフローおよびストックの両面における、全国との経済格差の是正、ということになる。

周知のよう、本土復帰後、沖縄振興開発特別措置法に基づく三次にわたる振興開発計画では、「自立的発展の基礎条件の整備」をはじめとして、「本土との格差是正」や「特色ある地域としての整備」という政策目標を実現するために、高率補助などの特別措置がとられてきたが、本土復帰後一十七年間にわたって六兆円を超える

財政資金を投入した結果、「沖縄の社会資本はすでにナショナル・ミニマムに達したとはいえ、社会資本の整備が直ちに格差是正や自立的発展につながっているとはいがたい」となし、財政依存度、物的生産力、対外収支係数、域内自給率、完全失業率、所得格差からなるマクロ経済の自立指標をみると、一九八五年度から一九九七年度にかけて、沖縄経済は自立とは逆のベクトルで動いているとなし、自立的発展という政策目標を掲げているが、現実はむしろ依存体質が強まっていると結論づけている。

報告者はこの原因を、「全国画一の規準の適用と公平性の原理と

タテ割り行政によって、沖縄の特性である歴史・文化・風土および経済の発展段階を無視した地域開発が、住民ニーズを時として無視したまま、有機性を欠き非効果的に行われてきた」からだと批判し、「ナショナル・ミニマムを超える公共事業は、地域住民の自主的選択による地域ニーズを反映したものでなければならず、また今後は揮できる産業の立地は可能である」と結んでいる。

これに対し、鶴田俊正氏は、シリコンバレーの例をあげながら、エクトを沖縄県として持つておられるかどうかが、沖縄産業育成の一つの手がかりとなるというコメントを行つた。

沖縄県における赤土汚染は、一九五五年ごろから本島北部や、八重山諸島の山地の酸性土壤地域において、パイナップルを導入し、ブルドーザーなどの重機を用いたところから目立ってきたが、本格的に社会問題化したのは、一九七二年の本土復帰以降である。すなわち二十七年間の米軍統括化における農業基盤整備の立ちおくれを取り戻すために、「整備・開発が他の大型公共事業とほぼ同時的に集中的に、かつ急速に行われてきたこと」に報告者の吳氏はその原因を求め、土壤流出の要因として、気候、土壤、植生、地形等の自然的因素に加えて、人為的因素、すなわち、農業生産活動や各種の開発事業のほか米軍基地内の演習場における訓練等の実施をあげている。気候要因のなかで最も重要なのは降雨だが、土壤侵食に影響するのは、降雨量より降雨強度であり、沖縄の場合、降り方がスコール型で、しかもその雨滴が比較的大きく、沖縄は本土に比べ、梅雨期や台風到来時期以外の時にも雨足が強く、それだけ土壤侵食が生じやすい状況にある。また沖縄の土壤は細かい粒子が多くふくまれているので、流出した細かい粒子が土の隙間に入りこんで目づまりを起こし、雨水の地下浸透力が弱まり、表流水が増大し、赤土が流出やすくなる、という。

沖縄の赤土流出問題は、本土復帰前までは大きな社会問題にならなかつたが、本土復帰とともに沖縄振興開発特別措置法による公共事業の拡大が赤土流出を増大させた。沖縄振興開発事業の九割が公共事業関係費であり、とくに道路、港湾、農業基盤整備が大きな割

合をしめている。

報告者は、沖縄土壤流出の要因からはじまって、沖縄土壤の特質、赤土流出の仕組みをのべ、さらに赤土流出による環境への影響や被害状況を明らかにし、流出防止対策の経緯と対策費用ならびに沖縄振興開発のメリットとデメリットについてバランスのとれた検討を行い、一つの結論として「赤土汚染による社会的費用が社会的便益を上回る結果となれば、その経済活動による人為的行為を見直さなければならぬ」となし、「部分的な排出基準値の設定を見直し、むしろ地域ごとの総量規制を導入して全体的な防止対策をとることが有効である」と提言している。

これに對して予定討論者の外間安益氏は、赤土流出による一次汚染よりもむしろ二次汚染を重視すべきこと、さらに蔡瀬の事故にならつて積極的に植樹を推進し、緑を減らすよくな都市づくりを避けるべきだというコメントを行つた。

### 三

産業政策と環境政策につづいて二番目になされたのが、地方分権問題との関連で、二十一世紀における新しい社会システムの構築に挑戦した大城保氏の「社会システムの転換と地域分権の協力システムの確立」と題する報告であった。

周知のよう、K・ボーレディングは、社会における組織装置として脅迫システム、交換システム、統合システムの三つをかかげたが、脅迫システムは、たとえば奴隸経済に見られるもので、この場合、被脅迫者が追従すれば、強力な脅迫—服従システムが生まれる。

第三の統合のシステムは、「君が何者であり、僕が何者であるか、すなわち、なんらかの種類の地位あるいは尊敬を得ているから、君はこれこのことを僕にしてくれるのだ」というふうに、地位の相互的承認を役割創造の要因として含むよな關係を意味する。この役割創造の要因としての地位の相互承認は、明らかに家族のうちに始まる。そこでは尊敬、愛、情愛の原理が統合のシステムを形成する。統合関係は、コミュニケーション、生き甲斐、役割の正当化などをつくり上げる。

統合システムすなわち報告書のいう協力システムで調整される人間の行動は、参加の論理による協力や連帯であり、血縁共同体や地域共同体は協力システムの基本である。ところで、以上の三つのシステムのうち、前者については多く議論が展開されてきたが、第三の協力システムについては十分な議論がなされてこなかつたと報告者は指摘し、協同組織を協力システムの相互作用、ならびに公・共・私三部門システムの相互関連について研究し、社会システム最

適化のための三部門内の「組合せの最適化の条件」を模索しなければならないと提言する。

報告者は「二十世紀日本の新しい社会システムを確立するために、『地域分権・地域主権の実現と協同組織・協力システムの再興・確立』によって、システム転換を推進すべきだ」とのべ、「日本の地域社会の再生を生活のトータル・システムとして形成されていくような地域住民参加型の地域づくりを促進することから始めるべきである」と主張する。別言すれば「地域分権（主権）ネットワーク型社会システム」が「二十一世紀日本が目指すべき社会システムであり、「地域社会の再建は、力の論理や資本の倫理によつては不可能であり、協力・連帯の論理が何よりも不可欠である」と強調する。

報告書はこのたびの九州・沖縄サミットの開催に言及し、日本社会システムの転換の最前線として沖縄に一国二制度論でなく、地域分権化において地域特性を活かした自主的取り組みが展開できる制度的優遇政策の策定を提言し、「成熟した琉球文化」が広く受け入れられ、発展させることを望んでいる。

これに對して予定質問者の櫻本氏は、そもそも協力システム（統合システム）がうまく行かなくなつたから、公のシステムと私のシステムができたのではないか、という根本的な疑問を投げ、さらに協力システムと地方分権との間にどのような関係があるか、といふ質問がなされた。

最大公約数的な願望は、基地経済からの脱却、本土との格差縮小、人口の県外流出の防止であつた。この三つの願望はいずれも当然のことであつたが、格差縮小のためには基地收入に代わるべき所得源を培養しなければならず、人口減少を防ぐには本土以上の経済成長による雇用の拡大が必要であるため、この三つの課題の同時達成は一見した以上に困難のようと思われた。

戦前の沖縄の人口は五五万ないし五九万で推移し、海外の移民が多くつた。しかし戦後は、海外からの引揚者、復員軍人等にベビーブームが加わって、昭和二十五年には七〇万に達し、昭和五四年には一〇九万、平成一〇年には一三〇万人に達した。このことは戦前の二倍の人口収容力を持つことができたといふことを意味する。

一人当たり県民所得でみた対全国比は、復帰前の五〇%台から復帰時の六〇%を経て昭和六一年には七六%、平成八年が六八%であり、ほぼ七〇%に回復している。ここで注意すべきは、地方圏の大部分が、人口減少によつて所得格差の縮小を実現しているのに対し、沖縄では人口収容力を高めながら、所得格差の縮小を実現している、ということである。すなわち、それだけ全体の成長率が高かつたわけである。

沖縄は復帰十年目に観光収入だけで基地収入の二倍に達し、いまや観光客は年間四〇〇万を超えるにいたつた。沖縄では若者の失業率が高く、本土の二倍となつてゐるが、これはJターン者が増えたからであり、あたたかい人間関係が、沖縄定住の魅力を高めているようと思われる。

那覇大都市圏の魅力の一つは、二四時間いつでもタクシーを利用

沖縄は昭和四七年に本土復帰をとげたが、復帰前における県民の

けれども脅迫システムは、長期的には安定を保ちがたい。といふのは、脅迫能力は、脅迫中心地からの距離が遠くなればなるほど減退するからである。

第二の交換システムは、ギヴ・アンド・テークの関係である。商品交換は、役割の発展、すなわち専門化を促し、アダム・スミスのいう分業の原理が確立されるようになる。ところで、交換が行われるには、信頼と確信と尊敬と平等の雰囲気が必要である。したがつて、交換は脅迫よりもはるか豊かな進化の可能性をもつ強力な組織になる。

できるということである。これは沖縄県民が多彩なかたちで多く働き、人生を楽しむ時間が多くもつてているということである。都市モーニングが開業すれば、空港ターミナル付近の混雑もかなり解消され、それがさらに多くの観光客を誘致することになる。

大城肇氏はマクロ経済の自立指標をもとに沖縄の域内自給率が低く、工業生産力が弱く、外部需要への依存率が高いことを嘆いているが、経済の自立とは域際収支がバランスをとりながら完全雇用が実現していることである。したがって自給自足と同義ではない。生産とはモノを作ることでなく価値を創ることであり、観光収入は観光サービスという価値の生産であり、教育、研究、情報の蒐集等も知識や情報価値の生産である。したがってハワイのように観光・リゾート産業の生産性の高い地域では本土の所得水準よりも上回った水準を確保しているのである。

産業振興や企業創出のためには、牧野浩隆氏が強調されるように、

科学技術系の人材育成が起業家の育成をはかるだけでなく、積極的に外国人をふくむ外部から的人材の導入が必要となる。そのためには牧野氏が指摘されるように、県立産業技術大学の創設やベンチャーエンターナメントの技術制度の拡充による起業家マインドの育成が課題となるであろう。

ところで沖縄の諸都市の商業の労働生産性を全国および九州地区の主要都市のそれと比較してみると、全国平均を「〇〇」として卸売が六〇%、小売と飲食店のそれが七〇%といふふうに、おしなべて低位であり、その原因の一つが慢性的な交通渋滞に求められる。この交通渋滞によるコスト高は、商業のみならず、農業・工業・建設

物を排出するならば、生態系が破壊され、元も子もなくなってしまう。それ故、乱伐、乱獲、乱掘が禁止されているのである。

したがってわれわれは持続可能な開発のみちを選び、開発と保全のバランスをはかり、開発がよりよい環境の創造につらなるよう実績を創らなければならない。たとえばドイツにおいては石炭の露天掘りの場合、あらかじめ当局が定めた自然復元ないし環境創造の計画を計画どおりに実施しなければ、許可されないときびしい規則がある。したがって、石炭採掘や砂利採取が進めば進むほど、緑地・森林・公園・人工の湖などが計画どおり創られることにもなる。

このよつた状況のなかで、一九九二年にブラジルのリオで開かれた「国連環境開発会議」（地球サミット）では、「持続可能な開発」（Sustainable Development）という概念が、全地球的の課題として提起され、合意をみた。持続可能な開発とは「将来的の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求を満足させるよくな開発」であり、「持続可能な開発は生態系を破壊することなく、かつすべての人びとにとって妥当な消費水準を目指した価値觀をつくり上げて初めて可能となる」ものである。

つまり、それは現在世代と将来世代との共有、人間と自然との共生、環境保全と開発推進との両立という困難な課題に対する挑戦を意味するものである。いずれにしても、最終的には、生態的環境が産業活動から発生する熱をどこまで許容できるかによって、経済成長の限界がきまることがある。したがって、工業生産の拡大志向には注意深い抑制が、浪費的消費には質素な消費態度が要請されるの

業はもとより、いつさいのサービス産業にも妥当する。したがって、沖縄経済を全体として強化するためには、糸満から那覇をへて名護に縦貫する新型鉄道を建設し、那覇と名護間を一時間以内で結ぶようになることが緊急の課題となる。沖縄鉄道のメリットは、那覇一点集中型の都市機能を全島に展開させるためにも必要なものである。三人の報告において鉄道建設問題に言及されなかつたのは意外であった。

すでに一言したようすに、那覇は二十四時間いつでもタクシー利用が可能である。これに鉄道が空港に接続できるならば、成田・関西の国際空港が実現できなかつた二十四時間開港という、名実ともに国際空港としての力を發揮し、沖縄の経済についてはもちろんのこと、教育・医療・福祉といった社会・文化面でもその充実と発展に寄与しうることになるのである。

## 五

ところで三氏はそれぞれのニュアンスは異なるが、人類が経済のだが、成長の質を犠牲にして成長の量を重視し、環境汚染の社会的コストを十分計算に入れなかつたこと、環境に対する影響を考慮せずに、生活の便利さを優先したことなどが反省されなければならない。自然の復元能力や自浄能力を越えた開発を行い、有害な廃棄物をもつた。

周知のようすに、環境問題は工業化と都市化に随伴して発生したものだが、成長の質を犠牲にして成長の量を重視し、環境汚染の社会的コストを十分計算に入れなかつたこと、環境に対する影響を考慮せずに、生活の便利さを優先したことなどが反省されなければならない。自然の復元能力や自浄能力を越えた開発を行い、有害な廃棄物をもつた。

ところであらかじめ当局が定めた自然復元ないし環境創造の計画を計画どおりに実施しなければ、許可されないときびしい規則がある。したがって、石炭採掘や砂利採取が進めば進むほど、緑地・森林・公園・人工の湖などが計画どおり創られることにもなる。

このよつた状況のなかで、一九九二年にブラジルのリオで開かれた「国連環境開発会議」（地球サミット）では、「持続可能な開発」（Sustainable Development）という概念が、全地球的の課題として提起され、合意をみた。持続可能な開発とは「将来的の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求を満足させるよくな開発」であり、「持続可能な開発は生態系を破壊することなく、かつすべての人びとにとって妥当な消費水準を目指した価値觀をつくり上げて初めて可能となる」ものである。

ところが日本では、森林を育てることで文化を養ってきたほとんどの唯一の文明国であった。奈良も京都も依然として古都にふさわしい風格をもち、いまなお人間が住み、栄え、決して砂漠化しなかつたのである。日本人は森林を払つて農地を開いたのではなく、主に沖積平野を水田にしてきたのである。すなわち、低湿地を農地に変え、その農地を守るために、山に木を植え、水害を防ぐという治山治水を行つてきたのである。この伝統を今後も守らなければならぬ。その意味では昭和天皇の誕生日「四月二十九日」を「みどりの日」として国民祝祭日にしたのは、まさに賢明な決定であった。

## 台湾の中小企業政策

— 経済発展と政府の役割 —

朝元照雄  
〔九州産業大学〕

### 一 はじめに

東アジアの発展は政府の政策のたまものなのか、それとも市場機能によるものなのか、開発経済学の中心的な論議になつてゐた。

「市場友好的見解の論者」は、政府は市場機能に干渉すべきでなく、政府の役割は「経済発展の基本的条件を正す」ことで、市場の機能が有利に發揮できることが大事であると主張する。<sup>①</sup> 他方、「開發指向国家の論者」は、政府は時には「価格の歪曲」で、市場の機能に反しても後進国の発展障害を克服すべきと主張する。<sup>②</sup> 両者は政府の役割について異なる評価を下していた。

経済発展の初期段階では政府は資源を集中して経済発展を主導するが、経済発展がある段階に達し、政府が發揮できる役割が次第に減少したときに、民間企業（民活）に引き渡すべきである、と本論は主張する。つまり、発展指向国家の論者と市場友好的見解の論者の議論の違いは、発展段階で調整してもよいと考えている。

本論は台湾の中小企業政策が中小企業の発展にどのように寄与し

たか、を究明するものである。

### 二 中小企業政策と政府の役割

台湾の中小企業政策における政府の指導機構、政策の特徴を五つの時期に分けて考察することにする（表1）。

#### (1) 融資型指導期（一九六四年以前）

一九五四年に行政院はアメリカ援助運用委員会（以下、米援会）による小型貸付融資の項目を設け、米援基金をそれに充てた。その資金を銀行などに「小型民官工業貸付金」という名目で、中小企業が機械設備を海外からの購入資金として融資したことである。一件当たりの融資額は六万米ドル以下であり、これは政府による中小企業の融資の発端である。

この時期の米援会と国際経済合作發展委員会（以下、経合会）は

中小企業の指導に重点を置き、中小企業政策に関する具体的な法令が制定されていないが、米援会が指導機関になつていていた。これも

「小型貸付融資」の資金の捻出と貸出しが最大の役割であった。

表1 中小企業政策の推移

期間	政府の指導機構	特徴	対象	重点	具体的実施策
1964年以前	行政院アメリカ援助運用委員会	指導に関する法令が無い。	小型企業	臨時の対応措置、重点は融資と資金運用。工業団地の設置、製造と販売の共同管理。	小型工業への貸付。商業手形割引による資金運用。
1964～69年	中小企業輔導工作小組 中小企業輔導処	中小企業のモデル指導計画を制定・施行。選択的指導を採用。	輸出実績と発展潜在力を有する中小企業を対象。	重点的に指導。グループ診断と総合指導方式による模範的指導。	外国の実施策を参考。技術、経営管理、市場の推進、財務と組織協力の推進など。
1970～80年	工業局第3組と經濟関連機関による中小企業連合サービスセンターの設立。	経営者に協力。經濟関連機関による中小企業の指導。	中小企業の製造業に限る。商業、輸送業およびサービス業は含まれない。	資金、技術と販売の三つの側面を主とする。中小企業銀行と信用保証基金の設立による融資と保証の強化。石油危機後、中小企業の合併経営を推進。	技術と経営管理に限る。信用保証基金と中小企業銀行による中小企業への融資の強化。指導項目は少なくなる。
1981～91年	經濟部中小企業處は中小企業輔導工作小組を設立（1987年）。	全体的企画の推進、中小企業指導基準の修正、中小企業發展中期計画を企画。「中小企業發展条例」（87年）を立法。	中小企業の製造業、運輸業とサービス業を含む。	全体的指導、業種間のグループ指導、企業の自動化、生産技術の革新を推進。財團法人と関連機関による現存指導システムの強化、健全な中心・衛星システムの構築。	中小企業の発展環境の健全化、経営管理体制と融資の改善。為替レートの変動による関係機関と中小企業の高度化への対応。
1991年～現在	經濟部中小企業處、研究機構、金融機関、信用保証機構、貿易促進機構、商工業団体、他の団体による共同指導。	「中小企業發展条例」の実施（1991年2月4日）。	中小企業認定基準に合う全ての事業。	中小企業高度化への推進。(1)市場の調査と開拓。(2)経営合理化の促進。(3)相互協力の推進。(4)生産要素と技術の習得・確保。(5)人材の育成。(6)中小企業の設立と健全発展など。	融資、経営管理、生産技術、R&D、情報管理、工業安全、環境保全、市場の販売など指導システムの構築。中小企業發展基金と開拓投資企業、中小企業政策審議委員会を設立。中小企業の高度化への指導など。

（出所）劉邦典「中小企業と經濟発展」『台灣經濟』第192期、台北、1992年12月、表8；劉邦典『産業結構面の担持探討』経済部委託、台灣經濟研究院、台北、1992年、第5章；陳明璋「我国中小企業の輔導政策」（上、下）『産業金融』第64、65期、1989年9月、12月、台北（この論文は後に于宗先監修、陳明璋編『台灣中小企業發展論文集』聯經出版事業公司、台北、1994年に収録）。

## (2) 体制形成期（一九六四～六九年）

この時期に、経合会は考察團を派遣、各国の中小企業の指導措置を考察した。六六年五月に、経合会は考察團の提言を採決し、「中小企業輔導工作小組」を組織した。それによって、政府による中小企業の指導が始まった。

六七年九月に経合会は「中小企業輔導処」を設け、指導業務の実施などを担当した。同時に、「中小企業輔導準則」の草案が了承された。これは政府の中小企業関連の法令が始めて公布されたものである。その後、中小企業輔導処は廃止（六九年八月）され、業務は経済部が一時的に代理して執行したが後に工業局に移管するようになった。

## (3) 工業局による指導期（一九七〇～八〇年）

七〇年一月に経済部所管の工業局が設立され、第六組が中小企業の業務を担当していた。続いて、七四年五月に工業局は「中小企業聯合服務中心」を組織し、中小企業の指導の強化を図った。財政部では「中小企業信用保証基金」を設け、中小企業の資金調達に協力した。七五年七月に新銀行法が実施され、この法令では中小企業の業務を専門的に行う銀行を「中小企業銀行」と規定している。七六年七月に台湾中小企業銀行が設立され、七八年一月から台湾の八つの地域の信用組合を地域の中小企業銀行に改組するよになつた。

指導機構の地位と権限によつて、指導業務の推進に及ぼす影響が大きい。経合会中小企業指導工作小組の時代は、台米基金の運用との指導者の交流により多くの機構との協調が保たれ、社会から注目されていた。しかし、工業局の時代になると、部署地位のランクが

低いため、影響を及ぼす度合いが相対的に低くなつた。

## (4) 中小企業処による指導期（一九八一～八九年）

八一年一月に経済部は行政院の指示にしたがつて、「中小企業処」を設けた。その組織条例の規定に基づいて、中小企業の指導業務を担当することになった。八七年に中小企業輔導小組を設けた。同時に、行政院は台湾元高などに対応するために、「輔導中小企業方案」を八七年八月から八九年七月にわたつて実施した。目的から見ると、方策は主としては「中小企業の健全な発展」が、基本的な方針の一つである。

その指導任務が台湾元の引き上げへの対策、業者との協力、中小企業の海外直接投資の指導まで拡大するよになつたことである。

方策の施行期の経験から台湾の中小企業政策の指導措置は、制度的で、主導的な戦略に移行するよになつた。

## (5) 法令による指導期（一九九一年以降）

六〇年代以降から台湾の経済発展に最も寄与していたのは、労働集約型製品の輸出志向工業化である。この工業化の主役は中小企業である。しかし、時代と共に産業構造の重点が労働集約型産業から技術集約型・知識集約型・情報集約型産業へと次第に移行するよになつた。中小企業がこの技術集約型・知識集約型産業としての発展を続けることが政府の政策的重點であり、最も重要な方針である。

八七年以降の台湾元高などに対応するため、中小企業への指導は「中小企業指導基準」の制定により、全面的なバックアップが必要になつた。九一年一月に「中小企業發展条例」を制定するよになつた。そのほかに、中小企業の発展に密接な関係がある「産業高

銀行、白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡…経済成長と政府の役割』

東洋経済新報社、一九九五年)。

(2) Amsden, Alice, *Asia's Next Giant: South Korea and Late*

*Industrialization*, Oxford University Press, 1989.

参考文献  
〔1〕朝元昭雄、劉文甫編著『台湾の経済開発政策…経済発展と政府の

役割』勵華書房、二〇〇〇年、第四章。

## III おわりに

中小企業政策の実施が成功するか否かは、制度上の健全化にかかわっている。現実の経済環境の変化は激しく、定期的に中小企業の指導政策に評価を加える必要がある。中小企業には多くの業種が含まれているために、完璧で全ての中小企業に適応する指導戦略を制定するのは難しい。原則的な方針を採用し、方向性と目標を決め、細かい事項は柔軟に対応することが必要になる。全体的に言えば、中小企業が構造転換で遭遇したのは、技術、人材、資金と土地など的问题点である。

中小企業處の役割は中小企業の発展に有利な中小企業政策、そして、その中小企業政策の定期的評価、中小企業と企業の協力などを「橋渡しの仲人役」など、中小企業の問題解決に寄与することである。実施上の実務などは、地方政府、民間関係団体および業界の分業体制による解決が最も理想的な方法であると考えられる。

# 台湾の経済発展と産業ネットワーク

—連関効果を中心にして—

はじめに

台湾の経済発展については、政策によるのか市場によるのかといふ論争があつた。しかし、これらの分析は市場や政策の役割に重点がおかれすぎており、企業と市場の関係、企業と能力と企業組織間の関係、自由化や規制緩和の組織変化に与える影響など、制度経済学や内生的成長理論が主張した分析が十分なされたとはいえないとの批判が起つた。そのような意味で、内的な要因の究明が不可欠である。台湾企業の柔軟な対応能力による生産性の向上はネットワークに起因するところが大であると考えられる。本稿の目的は、産業連関表分析を用いて台湾における産業ネットワークを明らかにし、ネットワークの効率を抽出することが目的である。

## 一 前方、後方連関効果と経済発展

経済発展は、経済的進歩と近代化を伴う歴史現象であるが、具体的には産業構造の変化による生産と所得の増加という側面を持つてゐる。経済発展研究の最も重要な課題は、産業構造変化の仕組みを解明する」とよつて経済発展の現象を理解することである。経済

富川 盛武

(沖縄国際大学)

発展の研究において、広範な選択の余地のある産業技術群の中から、どの産業が、いかなる条件下で、一国経済の中に組み込まれ、成長するのか、それがどのような効果を持つか、さらに一つの産業の生成と成長が他の産業の創出と成長を促したり、逆に既存産業の衰退の原因となつたりするのはなぜかを解明することは重要である。経済発展とは、産業構造において、①新産業の登場、②産業の成長、③産業の衰退、④産業の消滅、⑤連関構造の変化、⑥これらに伴つて起る生産所得、分配所得、支出所得の増加等の現象が起ることである。これら一連の変化を鳥居は「産業構造の増殖過程」または「産業構造の成熟過程」と呼んでいる。

ハーンマンは、一つの産業の登場が他の産業の登場を誘発する効果を前方、後方連関効果で捉えようとした。彼は、産業の登場は他の産業の生産活動を直接・間接に誘発することがあることを強調して、この現象を「誘発メカニズム (Inducement Mechanism)」あるいは「連関効果 (Linkage Effect)」と呼び、前方連関効果 (Forward Linkage Effect) と後方連関効果 (Backward Linkage Effect) に分けた。

ハーンマンは工業化における関連戦略を考慮する際に、各産業

部門間の相互関連の強度を重視し、その強度を計測する尺度として、「前方連関効果」と「後方連関効果」を提案した。ハーシュマンによれば、前方連関効果、後方連関効果がともに高い産業は重点開発産業ということになり、それは中枢産業 (Master Industry) と名付けることができる。そしてこの中枢産業の前、後方に連関する産業群は衛星産業 (Satellite Industry) と呼ばれ、衛星産業は中枢産業と密接に連関し合つていて産出物の需要を確実に確保しており、他方、自部門投入の供給の際にはそれを安定的に確保することができます。これが、有利な条件のもとにある。ここで中間需要比率（前方連関）、中間投入比率（後方連関）及び前向きリンクージ、後向きリンクージと技術進歩の関係を見てみよう。

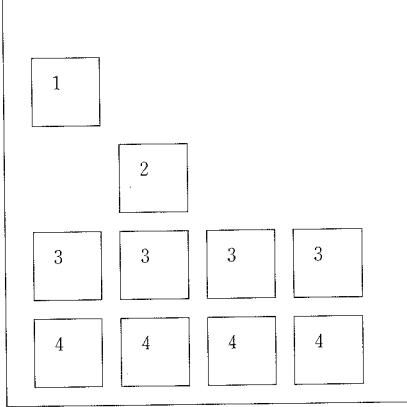
技術進歩の高い上位五業種を選び、それらと前方、後方連関およびリンクージと比較してみた。化学工業原料(1)、プラスチック(2)、鉄鋼(3)、金属(4)等は三つの項目が水色となつており、高い連関効果と技術進歩の関連性が見られる。後方の連関効果と技術進歩との関連性があるのが、電子(5)である。上記以外では、紡績品(6)、電気及びその他電機(7)が後方連関 石油・石炭製品(8)は前方連関との関連が見られる。工業全体の技術進歩の前方、後方連関の回帰分析をしたところ、有位性は認められなかつた。トータルとしての技術進歩と連関効果の関連性（回帰分析）に有意性は認められないものの、特定の業種間での関連性は認められる。

## 二 三角化行列分析

産業構造の増殖過程そのものを解明していくためには、産業と産

1. 産業相互の一見複雑な取引関係をハイアラーキーの序列で整理す  
福井は三角化行列分析の意義を次のように示している。<sup>(4)</sup>

図1 ブロック三角化



金属ブロック(1)と非金属ブロック(2)の間に中間投入関係がほとんどなく、三角化構造のなかに空洞ができる。非金属ブロック(2)と非金属ブロック(2)、エネルギー(3)、サービス(4)、エネルギー(3)とエネルギー(3)、サービス(4)さらにサービス(4)とサービス(4)は中間投入が大きく、序列性(Hierarchy)が見いだせる。台湾の工業化を三角化産業連関表で分析した結果、ブロック化することにより、図1ブロック三角化に見られるようなら、ほぼ三角化の序列性(Hierarchy)が見いだすことができた。しかし、金属ブロック(1)と非金属ブロック(2)の中間投入関係がなく、一部空洞ができたパターンとなつており、完全な序列性(Hierarchy)ではない。

工業化において、産業間の連関、つまりブロック三角化の序列性

(Hierarchy)がどのような役割を果たしたか、どの産業がどの産業を触発し、触発されたかを産業政策との関わりで今後、追求していきたい。さらに三角化の配列を他の国のパターンに変化させることにより、台湾の三角化構造がどの国と類似しているか等も今後の課題としたい。

### 結び

台湾の経済発展においてネットワークと効率を見るために、技術進歩と前方、後方連関及びリンクエージを比較してみると、化学工業原料(1)、プラスチック(2)、鉄鋼(16)、金属(17)等においては、高い連関効果との関連性が見られる。後方の連関効果との関連性があるのが、電子(20)であり、前方と関連は石油・石炭製品(14)において見られる。三角化産業連関表で分析した結果、ブロック化することによりほぼ三角化の序列性(Hierarchy)が見いだすことができ、工業化において産業の連関が一方方向のいわば垂直的な産業の連関関係があつた。

- (1) W. W. Leontief, *Input-Output Economics*, Oxford University Press, 1996.
- (2) 烏居泰彦「経済発展論」東洋経済新報社、一九九四年、二四九～二五〇頁。
- (3) 同書、二一五〇頁。
- (4) 福井幸夫「東南アジア経済における生産構造の連関—アジア国際産業表におけるハイアラーキ構造の検出」。

	技術進歩 平均64-94	技術進歩 合計64-94	技術進歩 合計比率	前向きリ ンケ平均	後向きリ ンケ平均	中間需要 比率平均	中間投入 比率平均
5	-21043458	-189391126	-3.16	0.81	1.18	0.26	0.8
6	-72853.551	-655681.96	-0.01	0.44	0.72	0.04	0.3
7	7515354.09	67638186.8	1.13	1.00	1.29	0.59	0.7
8	14001855.9	126016703	2.10	0.56	1.22	0.20	0.6
9	7275765.88	65481892.9	1.09	0.70	0.95	0.46	0.6
10	26958246.3	242624217	4.05	1.02	1.09	0.73	0.6
11	92569705.5	833127349	13.91	1.49	1.06	0.92	0.7
12	78882601.2	709943411	11.85	1.30	1.21	0.64	0.7
13	37856502.1	340708519	5.69	0.97	1.12	0.66	0.7
14	19216238.3	172946145	2.89	1.41	0.88	0.77	0.6
15	-751850.3	-6766652.7	-0.11	0.70	0.92	0.77	0.5
16	92755253.4	834797281	13.94	2.63	1.47	0.91	0.8
17	90686327.7	816176949	13.63	1.33	1.24	0.69	0.7
18	20738168.9	186643520	3.12	0.78	1.22	0.23	0.6
19	-16787906	-151091152	-2.52	0.49	1.13	0.15	0.6
20	142938485	1286446368	21.48	0.77	1.23	0.31	0.7
21	25834195.7	232507762	3.88	0.77	1.21	0.57	0.7
22	7939672.62	71457053.6	1.19	0.66	1.17	0.29	0.6
23	39000202	351001818	5.86	0.62	1.07	0.20	0.6

(注) 上位5位 水上位5位 水上位5位 水値>1 水色値>1.2 水色値>0.7 水色値>0.7

(資料出所) 台湾産業連関表、1964, 1964, 66, 69, 71, 76, 81, 86, 89, 91, 94年より計測

る、取引関係が一方的になり、生産構造の機能を明らかにすることができる。  
2. 三角化された産業連関表を用いることにより、①最終需要の変化の影響を上位産業から下位産業への波及プロセスとして、②要素価格の変化の影響を下位産業から上位産業への波及プロセスとしてそれぞれ逐次的に追跡できる。  
レオントイエフ逆行列の計算から求められる影響力係数、感応度係数を、いわば目で見える形で追跡できる。従来、ブラックボックスとなっていたこれらの係数の算出の仕組みを、目で見える形で追跡できる。  
一九六四、六六、六九、七一、七六、八一、八六、八九、九一、九四年の台湾の産業連関表を用いて、三角化行列を計測し、その構造を観察した結果、次のようにことが得られた。  
①計測年を通して、個々の業種の投入係数の変化は若干あるものの、ほぼ一定のパターンで構造が推移している。  
②金属(1)、非金属(2)、エネルギー(3)、サービス(4)という四つのブロックに分けると、図1ブロック三角化に示したように、ほぼ三角化の序列性(Hierarchy)が見いだせる。  
③その他製品(23)と建設(24)の二業種は非金属(15)、鉄鋼(16)、電子(20)、電気およびその他の電器(21)からの中間投入が大きく、三角化構造の右上で連関が見られる。  
④金属ブロック内の循環性(Circularity)は比較的良好、先進国型に近いと言えよう。

# 沖縄の内発的持続的発展

佐々木 雅幸

（立命館大学）

## はじめに

本稿は沖縄が「維持可能な社会」として、つまりアジアとの平和と文化的交流拠点として発展していくと同時に、固有の自然環境を生かし、自然と人間との共生をめざす新しい地域経済のあり方を提案しようとするものである。復帰後の沖縄開発政策は、「沖縄振興開発特別措置法」に基づく「沖縄振興開発計画」によって進められ、「本土との格差を是正する」こと、「自立的発展の基礎条件を整備する」ことを目標とし、三次にわたる計画に基づいて復帰以降四半世紀の間、五兆円にものぼる公共投資を中心とした政府支出がおこなわれ、「格差の是正」については一定の水準に達しているものの、もう一つの目標である「自立的発展」につながっていない。

二十一世紀の沖縄を展望する上で、「維持可能な社会」と「沖縄のここ」の二つの理念は重要なポイントとなる。「沖縄のここ」とは、第一に平和、第二に基本的人権の確立を軸とする「眞の豊かさ」、第三が住民自治であり、「沖縄のここ」と「維持可能な社会」の二つの座標軸によってこそ、復帰政策を正確に評価し、二十一世紀の沖縄振興プランを確立することができる。まず、沖縄における内発的発展の成功と挫折の経験の総括から始めよう。

「戦争は破壊の歴史であり、文化は創造の歴史である」との理念のもと、文化を大切にした地域振興も読谷村の特徴である。地域の風土が生みだし、住民の手によつて古くから支えられてきた伝統工芸を現代の地域文化・産業として育成し、主に焼物と読谷山花織と呼ばれる織物を中心に振興してきた。

かつて、琉球王朝期に途絶えた「喜名焼」の再興から、地元特有の赤土を取り入れ共同登窯「焼物の里」を実現した。人間国宝である金城次郎氏を招致し、登窯による創作が始められて以来順調な製作が続けられ、内最大の集積地となり、かつて嘉手納弾薬庫であった土地は今や「焼物の里」として蘇り、平和の煙を昇らせている。

花織は戦争により衰退したが、「女性の手と心による美の創作」として村営の伝統工芸センターを設立し、後継者の育成や技術の向上など村ぐるみで復興し、伝産法の指定を受けるまで見事に蘇った。現在は反物のみならず、テーブルセンター、ミンサー帶やネクタイなどの生活小物品にも取り入れられ、生活用品の一部として村民の生活の質を向上させる「生活の中の芸術」としても位置づけられる。

毎年秋に村を挙げて行われる「読谷まつり」が、このような伝統文化の復興と再創造の大集約の「場」である。そこではエイサー、や三線、琉球舞踊など先祖が残した芸能を敬い、継承するとともに、読谷高校生によるモダンダンスや地元出身の現代音楽グループによる新たな文化創造活動が展開されると同時に、むらづくりの一環として、人と人とのふれあいの「場」として祭りが実施されている。

(3) 村おこし会社  
株ユンタンザは、一九九一年に「村民共有の有形無形の財産であ

## 読谷村の内発的地域振興の経験

沖縄県本島中部に位置する読谷村は、人口約三万五千人を数える人間性豊かな環境・文化村との理念のもと、自主的主体的創造的な地域づくりを推進した。村はその歴史と戦争の経験から、反戦平和の思想を貫き、「基地・戦争・破壊」と対極にある「平和・文化・創造」というキーワードを掲げ、「村民主体の原則・地域ぐるみの原則・風土調和の原則」を守り、基地撤去のエネルギーを伝統工芸や地場産業の振興、また独自のリゾート開発に向けて展開してきた。

### (1) 農業を基本とした地域振興

この村の特徴は村面積の七八%までが基地として奪われたため、基地雇用への依存と農業の零細化を招いたので、「風土調和の原則」のもと基地返還と結びつけて農業を重点にした地域づくりが展開されたことである。飛行場跡地を農地として整備し、基地跡地を利用して灌漑用水を整備するなど基盤整備のみならず、農業従業者に無利子融資を行い、農業に携わる者への意識を高める施策が実施された。さらに、特産品である紅いもの生産・加工を手掛け、地元商工会との協力によって農業から他産業への産業連関を促進している。

### (2) 文化と産業の接点にたつ伝統産業の振興

る自然・歴史・文化・人材などを有機的に結合し経済性を高めること」や、「リゾート地の経済機能と地域経済を連動させ新しい事業を創ること、そして将来的にはシンクタンクの役割を担い、新しい事業の創出に努めること」などを基本理念とし、商工会のメンバーにより設立されたものであり、地域活性化の中核的役割を演じている。主に読谷村の特産品である紅いものを利用した食品加工をはじめ、陶器や読谷山花織のネクタイなどの販売を行ない、外来のリゾート業者との連携で新規産業の開拓を図っている。

この村おこし会社が地域経済へ及ぼす効果は極めて大きく多面的で、①村内全農家に対して特産の紅いも生産によって利益が出るような価格設定に基づいて買い上げることによりインセンティブを与えて、芋の皮剥き作業を高齢者や障害者を含めた村民自身が行うことにより全住民参加の経済システムを創出する。②紅いもを地元業者（商工会会員）との連携により、ペースト状にして菓子類パン、アイスクリームなど様々な商品に加工する。③東京・名古屋・大阪などの主要都市の市場開拓を行い、加工・製造機能に加えマークティング機能が連携することにより、利潤の地域内循環を高める。以上のサイクルが再び村全体による新たな商品開発に結びつき、紅いもの村内作付面積は増加し、収穫量も順調に伸びている。加えて、④バイオテクノロジー利用により農薬を使用しない整備方式によるゴルフ場を設立し、ここで実証されたアガリ工薬を利用した環境保全技術を公開して、ビジネスに繋げようと関連会社を設立するなど着実に産業連関は広がっている。以上のようにネットワーク形成による産業連関により、地元の特産品・紅いも

の商品開発によつて農業から製造業へ、さらに、商業への波及、ま

たバイオテクノロジー等先端産業までに連関している。

#### (4) 環境に配慮した読谷村型リゾート開発

リゾート開発は沖縄固有の魅力的な地域特性を存分に活かした、多くの可能性を秘めた分野であるが、從来沖縄で展開してきた外來企業によるリゾート開発については無秩序な開発による自然破壊や地元の他産業との連関の希薄さ等の問題点が指摘されてきた。だ

が、読谷村は外来型とは異なり、リゾート開発を「村づくりの一環として位置付け、本村の生活・地域文化の発展と共存共栄する適正な開発の誘導を図ると共に、商業サービスの向上をはじめとし、地域產品の活用・開発とあわせ、商工業の拠点づくりと観光の振興を図る」との基本姿勢で、無秩序な乱開発を規制しようとする意図が明確であり、從来の外来型リゾート開発がもたらす問題点と比較すると①外資本との対等のパートナーシップの構築、②環境保全の枠内でのリゾート開発、③プライベートビーチの禁止、④地域産業との連関の追求、⑤地元雇用の創出の努力などの特徴が挙げられる。

第一は「住民ネットワークに支えられた地域産業連関」であり、第二は「外資本のコントロールと対等のパートナーシップ」である。第三の、そして最も重要な特徴は「基地撤去のエネルギー」と結合した内発的地域振興である。

読谷村の基地返還運動は、返還跡地利用を具体的に示し、村長をはじめ、村民全体の努力があつたからこそ成し得たものであつた。基地返還跡地には農地や共同利用を目的とした施設が建設され、日

米地位協定を逆手にとった店舗建設もその取り組みの成果であった。「ノーベル平和賞を夢見る村」という壮大な目標を掲げ、世界に向けて存在を訴えかけ、世界が直面している課題に対しても取り組んでいる姿勢こそが村の創造的活力となってきたのである。まさに「沖縄のこころ」に基づく内発的持続的発展の貴重な経験であった。

## 二 山原地域を「総合的な自然公園」に

沖縄本島中南部が都市化していくのとは対照的に、山原地域全体として、過疎化・高齢化・若年人口の流出が進み、名護市でも若年層の失業率は一七%を超えており、このような地域経済の困難の背景としては、本土の過疎地と同様、あるいはそれ以上に競争力の劣る地域農業の行き詰まりが大きな原因である。ここでは内発的発展の「志」だけでは、現実に進行する過疎を食い止めることはできず、「格差」を「逆格差」と言いかえるだけでは、地域を再生することはできない。むしろ、二十一世紀を見据えた持続的内発的発展計画を構想し、一步一歩着実に実行に移すことが必要であろう。

山原地域は、沖縄中南部の開発に遅れてきたこと、広大な米軍の演習場に接收されてきたことにより逆にその自然環境が保全され、原生林にはヤンバルクイナなど固有種や、サンゴ礁にはジュゴンの生息が確認されるなど、生態系上貴重な地域であることは広く知られている。こうした、手付かずの近い原生的自然環境を中心地域として、その周辺地域を持続的農業と職人的工房、そして環境教育の一環としてのエコ・ツーリズムの地域として、山原地域全体を「十世紀のサステナブル・ソサエティの理想的モデルとしての「総合

的な自然公園（バルコ）」とすることを提案したい。

自然公園内の農業は収量の増加よりは有機農法に基づき自然環境との調和を目指し、遊休地は自然に復元する。有機農法を進める農家には直接所得保障を行い、安全な食の供給と環境保全型農業の定着と育成をはかる。自然復元された遊休地を活用したアグリ・ツーリズムの促進により農家収入を安定させ、都会の住民には沖縄の自然と農村文化の体験の場、海と土と緑、多様な生物との関わりの中で環境教育・生命教育の場とする。ダムなどの人工的構造物は撤去し、海岸や河川の整備等の公共事業は自然復元を目的とするものに転換し、自然復元型公共土木工事のパイロット事業の場とする。

芭蕉布や藍染め・焼物などの工芸品を生産する職人工房を支援し、手工芸を通じた生涯教育や高齢者のリハビリテーション、さらにはストレス社会に傷ついた人々の癒しと人間的交流の場とする。

エネルギーは太陽光や風力・潮力を利用した自然エネルギーと共に循環型の水利用システムを開発し導入す。山原の中心都市・名護市にはこうした環境保全型技術の開発とその利用を目指す研究機関、エネルギー企業を育成するインキュベーター施設を新設し、アジアの「環境都市」をめざす。こうした「維持可能な社会」を目指す動きはすでに、地元のオーシャンタワーやエコ・ツーリズム・グレープ等によって内発的に実践が開始されている。

## 三 那覇都市圏の「創造都市」への転換を

琉球王朝時代に王都として栄えた首里と、環支那海の商都として、発展した那覇の二つの中心から成る那覇市は現在人口約三十万人、

### 参考文献

宮本憲一・佐々木雅幸編『沖縄二十一世紀への挑戦』（岩波書店）

# 地方自治体における自然循環型の発展モデル

——自然との調和で発展する宮崎県綾町をモデルにして——

佐々木 輝雄  
（日本獣医畜産大学）

## 一 問題提起

二〇〇〇年度は循環型社会形成の推進元年である。各分野のリサイクル法が提出され、我が国でもようやくリサイクル対策の骨格が見えてきた。同時に今年度は、地方自治体の主体性強化に向けて地方分権一括法も施行された。環境対策と地域社会の整備、この二つは二十世紀の共通課題である。この方向で先進する小自治体の存在が注目される。それは宮崎県の中山間地域に位置する綾町である。この自治体が、全国自治体首長の多くが「モデルにしたい町」と希望を集めるために発展を遂げている。

ある時、綾町に宮崎県から森林伐採事業が持ち込まれた。雇用機会と所得確保の好機である。ところが、この自治体は町挙げての反対運動で、全国一の照葉樹林を護り切った。これは、日本が高度経済成長で活況を呈していた一九六九年のことである。その後、どのような経緯と政策で環境と経済の調和型発展を実現してこれたのか、これを解説することが本稿のねらいである。

## 二 綾町の発展と社会的評価

紙数制限のため以下要点のみの報告とする。第一に、綾町はこれまで二十五もの全国的受賞と指定を受けていている。「日本の名水百選」、「環境保全型農業推進コンクール大賞」、「花の町づくりコンクール最優秀賞」「保健文化賞」など、その範囲は、水・空気・森の環境維持、農畜産業の発展、町づくり、健康対策など総合的である。第二は、綾町の発展が突出していることである。表1で注目すべきは次の諸点である。①中山間地域にもかかわらず、人口が増加中である。②一人当たり純生産額が宮崎県の平均を上回っていることである。この実績の特異性は、綾町も含む地域の「東諸県郡平均」との格差の大きさで明らかになる。

## 三 自然環境システム

——有機性廃棄物の堆肥化から有機農業へ——

有機性廃棄物とは人の屎尿、家畜の糞尿、事業所・家庭からの生ごみ、木質系廃棄物（パーク、大鋸屑）、稻わら・野菜屑等である。綾町は、表2で示されるように、町の廃棄物を次々と資源に変え

	人口	純生産 (百万円)	1人当たり純生産 (千円)	農業 (百万円)	農業構成比	製造業 (百万円)	2次産業 構成比	3次産業 (百万円)	3次産業 構成比
1993年度	7,272	15,204	2,091	1,748	11.5	5,427	55.0	5,374	35.3
1994年度	7,436	16,111	2,167	1,720	10.7	6,058	57.6	5,355	33.2
1995年度	7,419	18,829	2,538	1,835	9.7	6,949	61.1	5,836	31.0
1996年度	7,426	17,661	2,378	1,823	10.3	6,176	55.6	6,137	34.7
1997年度	7,471	18,239	2,441	1,720	9.4	6,908	56.8	6,302	34.6
97東諸県郡平均	—	—	1,790	—	12.1	—	40.9	—	49.7
97年度 宮崎平均	—	—	2,374	—	3.9	—	27.9	—	69.8

(注) 綾町は「東諸県郡」の区域に含まれており、宮崎市、清武町、田野町、高岡町、国富町、綾町で構成されている。

(出所) 「平成9年度 宮崎県の市町村民所得」宮崎県企画調整部、2000年。

表2 堆肥化システムの構築過程

町民の屎尿	1977年 自給肥料供給施設建設 1997年 液肥生産処理施設建設
家畜ふん尿	堆肥確保のための家畜増頭政策 1984年～1988年 無利子融資 1987年 J A肉牛肥育センター設立 1990年 J A養豚団地造営
	1989年 堆肥センター建設
家庭の生ごみ	1987年 堆肥化処理施設建設
木質系廃棄物	パーク：1985年～馬事公苑厩舎での利用、その後、堆肥化。 おが屑：従来より、利用度高く不足気味。
稻わら・野菜屑	従来より、農家の自家処理及び素材交換。

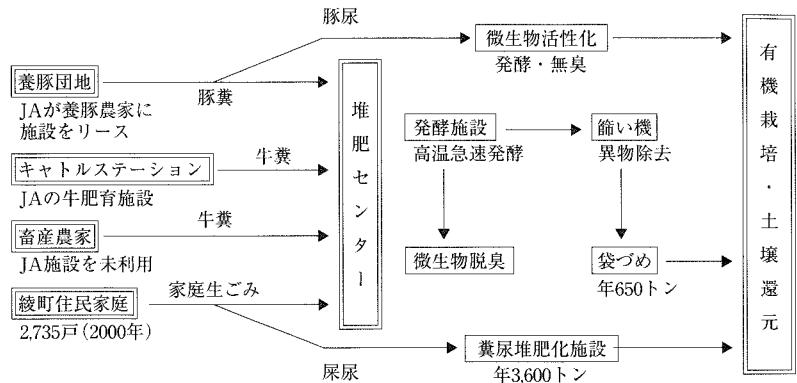
循環型システムを構築してきている。革新点は次の通りである。①町民の屎尿を肥料に変えて活用している。②家畜の糞尿を有機農業資材の中心に据えている。③有機農業化の推進によって不足する有機質肥料を貢うために、家畜の増頭政策を実施してきている。④糞尿収集コストを最小化する「集中処理方式」を実現している。⑤これは同時に、高齢化する畜産經營者の作業を補完する「家畜委託肥育方式」であり注目を集めている。⑥家庭の生ごみの堆肥化を、町の中心部全戸で実施している。⑦家畜の糞尿と家庭の生ごみを混入して堆肥を量産できる「堆肥センター」を設置している。⑧木質系廃棄物すなわちパークはユニークな施設である馬事公苑での敷き料として、大鋸屑の堆肥化の水分調整材として利用している。⑨稻わら、野菜屑も自家処理あるいは農家間の交換資源として利用されている。綾町の資源化フローを概念化して表したもののが図1である。

## 四 生態系との共生型発展モデル

綾町の発展モデルの特質は次のようまとめることができる。

第一に、地域の特殊性をベースにした産業展

図1 綾町における堆肥生産システム



第一の地域の特性を活かした産業には、森林文化関連の多くの施設、テーマパーク、有機農業等がある。第二の産業連関効果とは、このように地域内で付加価値の総額を高める新たな産業連関を創造することである。第三の自然循環システムの構築であるが、これが生態系を維持するための装置である。第四の住民自治、これこそ綾町の意志決定基盤であり、その革新的側面を節を変えて明らかにしよう。

## 五 環境優先の町づくりを可能にする

### 住民自治の組織形態

環境も福祉も教育も、行政の末端が機能しなければ改善できない。綾町における行政の末端とは町内における「二十二の区」である。区とは自治組織の最小単位である。前町長は区長制を廃止し、館長制に切り替えた。理由は、区長の任務は中央からの委任業務を役所を介して住民につなぐ事務的内容に過ぎない。これでは生活環境改善の動機を持つ住民による自治は展開できない。そこで二十二カ所の自治公民館の館長を中心とする「自治公民館体制」を実現させた。これが一九六六年のことである。それと並行して二十二カ所の自治

公民館の横の調整機能、すなわち公民館長連絡協議会を結成させている。こうして綾町の生態系維持体制も、有機農業も、全国最初に条例化した老人医療の無料化や乳用児医療の無料化も、数々の受賞も実現してきたのである。以上、綾町の成果は、環境維持と発展を求める多くの自治体に光明を与える事例といえよう。

- (1) 一九九〇年一月一日付「日本経済新聞」、「日本でモデルにしたい町は」と全国自治体の首長に訊ねたアンケート調査で、宮崎県綾町は第二位にランクされており、期せずして我々の評価と一致している。
- (2) 生ごみの堆肥化の実態調査から、排出者ごとの特質を明らかにして、事業化の可能性を考察するものに、佐々木輝雄「食材廃棄物等の堆肥化と有機栽培の相互促進関係の可能性」(農業経済研究別冊)一九九九年度日本農業経済学会論文集(社)農山魚村文化協会一九九九年一二月、六〇一六五頁。同「食材廃棄物から有機栽培へのリサイクルの進行と可能性」(日本消費経済学会年報)日本消費経済学会編、一九九〇年三月、八五一〇〇頁がある。

### (付記)

本報告に対しても武田巧先生(明治大学)からは貴重なコメントを賜りました。記して感謝申し上げる次第であります。

# EUにおける産業競争力政策のシステム

阿部 望  
（東海大学）

はじめに

現在のEUにおいて経済政策の分野で「産業競争力政策」が大きな注目を集めている。その理由は多様であるが、最も基本的な理由は、EUが現在取り組んでいる重要な課題、たとえばEU拡大、通貨統合、雇用の増大などの問題を根本的に解決しようとすれば、何よりも欧洲産業自体の競争力を向上させることが絶対的な前提条件となってくることである。

このようなコンテキストの中で、本稿では産業競争力を焦点を当てて、EUの政策アプローチを概観する。そこで扱う基本課題は二つである。

第一の基本課題は、EUにおける産業競争力政策の体系を概括し、整理することである。周知のように、現在のEUにおいては「行政府」と見なされる機関はいくつかのレベルにおいて形成されている。

第一のレベルはEUのそれであり、欧洲委員会がその行政府に該当する。第二のレベルは加盟国であり、その行政府はもちろん中央政府である。そして場合によつては第三のレベルを考えることができる。地域政府である。各政府はもちろん固有の政策を有する。それゆえわれわれはEUにおける競争力政策を考える場合、それが各レベルの競争力政策のあり方を検討することである。第二は、対象となるヨーロッパ企業の特性（特に多国籍企業と中小企業）に応じて競争力政策を分析することである。第四は、欧洲委員会の産業競争力政策体系自体が持つ二つの異なる手法、「自由主義的」アプローチと「介入主義的」アプローチの混在に着目し、両者の関係からEUの政策体系を分析することである。そして第五は、欧洲委員会および加盟国政府のそれぞれのレベルでその政策主体の相互関係（「政策ネットワーク」としばしば呼ばれる）に焦点を当てて調べることである。しかし本稿では上述の第一のアプローチに限定して考察を加える。

さて欧洲委員会の競争力政策と加盟国（本稿では例としてイギリスを念頭に置いている）のそれは、全体として鳥瞰したとき、いつたいどのような関係にあるであろうか。ここでは両者を比較しその相互関連を調べてみる。既に指摘しておいたように、政策策定レベルは三つに区別される。①EUレベル、②加盟国レベル、③地域レベルである。そして各レベルの政策主体の持つ影響力は、政策の種類や対象となる分野ごとに異なる。

分析結果を要約すると、EUの欧洲委員会が単独で支配的な影響力を有していると考えられる個別政策分野は、①輸出振興策、②税のインセンティブ、③政府調達政策の分野である。これに対し、EUと加盟国がほぼ同等の影響力を有していると考えられる分野は、①R&D政策、②競争政策、③職業訓練および教育

ベルの政策の全体を包含していることを念頭に置かなければならぬ。この意味でわれわれはEUにおける競争力政策を「政策体系（システム）」と呼ぶことにする。「」のような政策体系の下での経済運営は、しばしば「多層的統治（Multi-level governance）」と呼ばれる。

第一の基本課題は、上記のEUの競争力政策システムはいったいどの程度有効なのかを検証することである。これに関してはいくつかの重要な問題が提起されるが、その核心となるのは、欧洲の産業は、自國政府の政策のみが発動される環境下と比べて、欧洲委員会の政策と加盟国の政策の多層的な政策システムの環境下においてそもそもその競争力を向上させる上でより有利となるか否かという問題である。そしてもしそうなら、どれくらい有利となるのかという関連した問題も提起されることになる。

## 一 EUにおける重層的競争力政策体系の特徴

以上の議論をふまえて、EUにおける競争力政策体系の特徴を整理・要約してみよう。ここではいくつかの観点からこの作業を行なうことができる。第一は欧洲委員会の政策と加盟国政府の政策の相互関連を全体的な観点から検討することである。第二は、産業セクタ

の分野である。最後に、加盟国とその地域行政が同等の影響力を有しているのは、①対内投資インセンティブ政策の分野である。以上の結果は、EUの産業競争力政策分野での現時点での現実の姿を表したものであるが、しかしながらその姿が今後とも安定的に推移すると考える根拠は存在しない。基本的には一九八〇年代後半以降顕著になつてきたように、加盟国の権限が徐々に削減され、EUレベルの欧洲委員会の権限が増大していくであろう。だが必ずそうなるという保証は存在しない。場合によつては、EUレベルから加盟国レベルへと再度力関係がシフトする可能性も否定できないのである。

次に別な角度から欧洲委員会の政策と加盟国の政策の相互関係を見てみよう。ここでわれわれが依拠するのはEU理事会の「産業評議会」の文書である。この文書は欧洲委員会レベルと加盟国レベルの双方での行動計画を包含し、またEUにおいて実施される競争力政策手段の体系を示している。その要点は以下のよう整理しうる。第一に、政策手段は加盟国とEUの二つのレベルに分けられており、一般的に各国別に実施しうる手段は加盟国に、そして共同で実施した方がより効果的と思われる手段は欧洲委員会に割り当てられている。これは周知の通りに通常「補完性の原則」と呼ばれるものである。

第二に、この文書は加盟国によって実施されるべきであると考えられる手段を特定化している。このことは重大な含意を持つ。といふのは個々の加盟国に標準的な政策メニューが提示されていると判断されるからである。それは一面性を持つ。一方では、標準的な政

策メニューは調和のとれた将来の政策の発展方向を示し、それゆえより望ましい帰結をもたらす可能性を有する。他方加盟国が標準的な政策パッケージを採用せず、それが一種の政府補助と見なされ、加盟国間に対立を招く事態に発展するかもしれない。しかし全体としてみれば、この二面性は長期的には加盟国間の政策手段の標準化をもたらし、また欧洲委員会と加盟国との間の政策手段の調和化と統合化をもたらすであろう。

第三に、この行動計画は欠陥なしとはしない。その一つは、行動計画の対象範囲がかなり限られている点である。つまり本来各レベルにおいて政策の個別項目を形成する手段の一部のみがこの行動計画に含まれているにすぎず、その限りでこの行動計画のカバレッジは非常に限定されたものであり、とても総合的なものとはいえない。その意味で、EUの産業競争力政策体系全体は、その本来の形では未だに策定もされていないし、また実施もされていないのである。おそらくこの点は、補完性の原理が支配するEUの政策策定・実施の持つ限界であろう。

以上で、欧洲委員会と加盟国の政策の相互関係の特徴を概観してきたが、この関係は各加盟国ごとに異なっていることが強調される。それはかなりな程度個別加盟国のEUあるいは欧洲委員会に対するスタンスに依存している。要するに、EUにおける政策体系は多層的であり、またあまりに複雑であるため、それについて一般的な結論を下すこととはきわめて困難である。

政府にとってはどうであろうか。EUレベルでの産業競争力の向上が全ての加盟国の産業競争力の向上を意味するわけではない。このとき、産業競争力の低下が示された加盟国政府はいかなる対応をするであろうか。この点は未解決な問題として残される。

第二の方法に関しては、これらは基本的には一国の競争力政策の有効性を測定するために開発された点を強調する必要がある。つまり一国の政策セットとEUの政策体系とはその内容が異なるという認識が重要なのである。前者の場合、政策は基本的には一国レベルで一層性の性格を有していると考えられるのに対し、後者の場合、EUレベルと加盟国レベルという多層性（二層性あるいは三層性）によって特徴づけられる。この多層性自体困難を生み出す。多層性を有する政策セットを評価する場合の最大の困難は、政策目的を明示することが困難な点である。目的がEUにおける産業全体の競争力向上であれば、話は比較的簡単であろう。そしてその限りでこの立場は欧洲委員会の立場である。だがEUにおける政策目標となると話はより複雑なものとなる。というのはそれは欧洲委員会と加盟国政府の双方の利益を反映したものとならざるを得ず、潜在的には、欧洲全体での産業競争力の向上と全ての加盟国の競争力向上の両方を同時に実現することを求められるからである。その結果政策目標は二面性を持つことになる。このようにみると、政策セットの有効性を判定する基準を設定し、その判定を行うことは非常に困難な課題であることが了解されよう。

要約すれば、今後競争力強化が期待できるような研究開発政策を含むEUにおける競争力政策のいくつかの分野が存在する。だがEU

## 二 EUにおける競争力政策体系の有効性 —予備的考察—

次に本稿の第二の基本課題に移ろう。それはEUの競争力政策体系の有効性測定の問題である。EUにおける多層的な政策体系が適用されるケースは、一国の競争力政策だけが適用されるケースと比べて、より政策の有効性が大きいであろうかそれとも小さいであろうか。この問題は実際に重要である。しかしながらその有効性を測定する方法は未だ十分には確立しているとはいえない。この点について從来の研究成果を概観してみると、そこにはいくつかの方法が存在することがわかる。第一は、いくつかの競争力指標を用いて特定の国の競争力を測定し、その指標の動向と競争力政策との関係を吟味する方法である。このような指標の例としては、労働生産性、実質賃金率上昇率、実質資本収益率、世界貿易における地位などが挙げられる。第二は、各国の経済システムや制度の特質を特定化して両者の乖離度を調べ、その結果その国の競争力を判定する方法である。したがってこの観点からは、これらの「最適な」システムや制度をもたらしうる政策ほどより望ましい政策ということになる。

まず第一の方法に関しては、EUにおける政策の多層性により、EUレベルの政策目的と加盟国レベルの政策目的の相違から潜在的に重大な問題が生じうる。かりに経済指標から見て、EU全体の競争力パフォーマンスの向上が確認されたとしよう。このことはEUレベルの政策担当者にとっては良いニュースであるが、各加盟国

### 結語

#### EUの政策体系

EUの競争力政策全体の有効性を評価することは現時点では非常に困難である。しかし一般的にいえば、加盟国と委員会の協調行動が進展し、その政策に関する情報の共有ができる、その結果両者の間で政策の調整が進めば進むほど、EUにおける競争力政策体系の有効性は増大するであろう。

EUの政策体系は現状では長所と短所とを併せ持つ。

長所の面から見ると、EUは潜在的には統一市場を提供しうる点である。EUの人口は約三億七千一百万人であり、この規模はアメリカの人口の二億六千三百万を大きく凌いでいる。それゆえこの巨大な市場規模を十分に活用できれば、それだけでEUの企業および産業の競争力は強化されるであろう。

だが同時にこの二重構造は弱点をもはらむ。それはEUは通常の意味では国家ではないという点である。つまりEU全体で産業の活性化が達成され、またその意味で競争力が強化されたとしても、そのことは自動的には特定国の産業活性化や競争力向上を意味しないのである。ここで心理的な葛藤が発生しうる。つまりこうした状況の中で人々は幸福に感じるのか不幸に感じるのかという問題である。前者であれば特別な問題は発生しないが、後者であれば問題が発生する。後者の場合には加盟国政府の果たすべき役割が大きくなり、その政策スタンスはEUのそれと乖離する可能性が大きくなるのである。そしてそうなればこの二重構造としてのEUの政策体系は強みではなく弱みを發揮することになるであろう。

# 移行経済下の企業の所有集中と効率…モンゴル国のケース

駿 河 輝 和  
(大阪府立大学)  
チングリツク  
(モンゴル市場経済研究所)

## 一はじめに

モンゴル国の国営大企業の民営化は、国民に平等にパウチャーを配布する方式で行われた。当初、パウチャーの転売を認めず、また現金で株式が購入できなかつたために、株式が分散して、個々の株主の力は弱く経営者に対する監視の役割は果たせなかつた。従つて、從来からの経営者が国からのコントロールを離れた後も、支配権を所有し続けるというインサイダー・コントロールの問題が生じた。この問題を解決するために、一九九五年より証券取引所で株式の売買が始まり、国有の株式も一括入札によって売却する方式が取られるようになつた。これを契機に、二年後ぐらいから株式の集中が急速に始まり、株式を買収して支配権を握つて、社長や経営陣を入れ替えるといったケースもかなり見られるようになつた。

移行経済の国際比較によると、民営化後所有の集中が進んだ方がリストラを促進して経済パフォーマンスが良い傾向にある(World Bank [1997])。また從来の経営者による所有の集中は企業のリストラを促進せず、リストラの可能性を高くするのは新しい所有者や

新しい経営者であるという実証結果もある(Barberis他 [1995])。所有の集中により運転資金や投資資金が得やすくなるし、効率的経営への圧力も強まる。国営企業と民間企業では経営者に必要な能力や資質が異なつてくる。国営企業の経営者は、政治家とのつきあいがうまく、政治的利害に訴えて政府の補助を引き出す能力のある人が適している。対して、民間企業の経営者は、市場経済の中で企業を効率的に運営する能力が必要である。移行経済では、新しい人的資本が重要な役割をする。従つて、民営化した企業では経営陣の交替により経営の改善の確率が高くなる。

この論文では、株式売買の開始後、所有の集中の生じた企業を訪問して聞き取り調査により、経営がどのように変わり、経営の効率化が生じたかどうかを確かめようとしている。調査対象は、皮革産業、羊毛産業、食品産業といった製造業である。

## 二企業買収と経営陣の交替

まず羊毛産業を取り上げる。民営化時点で、ウランバートル周辺では、原羊毛は全て一つの羊毛洗浄工場(モンノース社)に集められることになる。

これまで洗浄され、洗浄された羊毛は一つの紡績工場(エールメル社)で紡績糸になり、カーペット工場、ニット工場、毛布工場に送られていた。従来、カーペット等の工場がそれぞれ紡績ラインを持つていたが、一九八一年に紡績ラインを紡績工場に集中させた。

各生産過程が独占的でありかつ垂直的に分断されていることは、市場経済のもとでは各企業の柔軟性を著しくそこなわせる。洗毛や紡績糸が安定的に供給されないと羊毛最終製品は安定的に生産できない。逆に、最終製品が売れないと、輸出先があれば別であるが、洗毛や紡績糸への需要はなくなってしまい、操業停止に追い込まれることになる。こういった理由から、最終製品会社が紡績ラインや洗毛設備を持つようになつてきていている。

羊毛関連生産物の生産の推移を見ると、原羊毛の生産は市場経済化直前(一九八九年)と比べてほとんど変わっていないのに対し、工業生産の水準は低落している。一九八九年と一九九七年の生産水準を比べると、カーペット三〇%、ニット七%、毛織物四%にすぎない。多くの原羊毛が中国などの外国に加工されずに輸出されている。製品の中では、カーペットの生産の落ち込みが少ない。これはモンゴルの羊毛は毛が短くて太いために、カーペット生産には向いているためである。

羊毛を洗毛するモンノース社の羊毛紡績のエールメル社等による買収を紹介する。一九九八年一月に、エールメル社と他の羊毛関連会社がモンノース社の株式を四〇・五〇%買収した。買収後社長や副社長は交替しているが、前経営陣は解雇せずに何らかのポストでそのまま勤めている。新社長は昔エールメル社に勤めていたことの

ある人であり、副社長はエールメル社の生産部長だった人である。株式を買収することで、洗毛の安定的供給、値段の交渉、品質改善などが以前よりスマートになつてている。垂直的関係の強化による供給の安定を計った買収であるが、エールメル社自体は羊毛からカシミヤにウエイトを変えており、モンノース社は一九九八年にはエールメル社に五%しか販売していない。八〇%は英国のディーラーに残りの一五%は小さな工場などに販売している。買収により経営方法が変わり、各国の経営方法の良い点を取り入れようとしている。生産量は、一九九九年になり上昇した。

次に、皮革産業のケースを三つ取り上げる。皮革産業も民営化前、なめし革部門と革製品部門は分離し、なめし革部門は革の種類により、羊・山羊と牛に分かれていた。市場経済化後は、両生産工程を持つ企業や色々な種類の動物の革を彈力的に扱う中小企業も出現している。モンゴル国統計局の資料を見ると、皮革加工品の生産水準は壊滅的な状況である。どの革製品も一九九〇年前後と比べると一九九七年の生産量は一%前後の水準まで落ち込んでいる。相当量の原材料が加工されないまま輸出されていることが予想される。

靴製造のグタル社は、市場経済化の前はモンゴル唯一の靴製造工場であった。しかし一九九〇年頃から輸入品のために販売が困難になり、八〇年代一〇〇%であった稼働率は年々下がつた。結局一九九七年途中に生産を中止する。現社長と現副社長およびその友人達で株式を買収して一九九一年一月より生産を再開している。ただし一九九八年の工場稼働率は一・五%、一九九九年はもっと下がつて一・二%にすぎない。現社長はクツ製造とは何ら関係のないアウトサイ

ダである。副社長は以前八年間ほどこの会社で働いた経験がある。靴用の牛のなめし革は国内の会社から購入しているが、羊のなめし革は生産工場が操業を中止しているのでドイツ、香港、中国など外国から輸入している。国内の中小企業の生産するなめし革は品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

建物はアメリカとモンゴルの合弁縫製会社やパン工場など多数の会社に貸している。建物の賃料があるのに品質が悪いので使用しないとのことである。靴は輸入品に押されているのが現状で、質の向上とデザインの改善を計っている。

### III わわりに

生産を依頼してモンゴル製品として輸出を行っている。アメリカの数量割り当ての存在によって初めて成立している産業である。衣料品生産を始めたのは雇用を確保するためである。韓国にある韓国と米国の合併会社の生産を請け負っている。韓国からデザインと材料が送られてきて生産をし、製品を米国に輸出している。

一九九七年一〇月にアジナイグループが株式を買収した。買収後、副社長と会計マネージャーは交替したが、社長はそのまま継続している。買収後の変わった点として次の三点を挙げている。

(1) 経営方式が変わり、従業員が自ら考えて働くようになった。

(2) 企業内の訓練を重視するようになった。

(3) 建物の使っていない場所を貸した。買収後全くアパレル企業になり、空いた建物の多くを他のアパレル企業に貸している。

ソル毛皮社は從来輸出を主たる目的とした工場であった。一九九六年から一九九七年にかけて操業を停止した。(①ロシアの毛皮輸入税の上昇。(②原材料の海外流出。(③運転資金不足などのファイナンスの問題。こういった理由のため)一九九七年一月ツメン社が株式の五一%を買収。主要ボストの人間は全て換えた。一九九八年には工場稼働率は二〇%にまで回復しており、一九九九年は三〇%の予定である。買収して後、製品の品質を上げようと努めており、そのためイタリアの機械導入、イタリアのケミカル導入、イタリアの会社と交流をもち、労働者の訓練も重視するようになつた。売り上げの七〇%は輸出で、イタリアへは中間製品、ロシアへ最終製品を輸出している。運転資金は銀行からは借りておらず、ツメン社が

論文作成に当たり石田財團（一九九七年度）、松下国際財團（一九九八年度前期）より助成を受けた。記して感謝したい。

モンゴル国では、政府が株式集中容認政策を採用して以降、急速に株式所有の集中が進んできている。モンゴル国の事例でも、株式所有の集中後、経営の効率は良くなっている企業が多い。ほとんどどの企業が、従来の生産設備の稼働率を下げ、従業員を削減し、生産規模を縮小して生産を継続している。生産縮小により空いた建物を他の会社に貸して賃貸料を得ている。また現在のモンゴル国で比較的うまく行っているアパレルやカシミヤへの生産のシフトを行っている企業も見られた。経営効率は良くなつて利益は出でいても、製造業として生産が伸びているところはほとんどない。

その他の買収後の変化としては次のようなものがある。従業員の意識が変わり、自ら考えて仕事をするようになった。品質向上に向けての努力が見られる。従業員の訓練の重視、外国企業との技術提携や外国からの技術導入といったものである。また従来苦しんでいた運転資金の確保が幾分緩和されている。

一九九七年に売り上げの上昇は著しかつたが一九九八年には四割ぐらい売り上げが落ち込んでいる。一九九七年途中に輸入関税がかなり輸入品に押され、ビスケットとうどんの生産が落ち込んだ。

一九九八年には利益もほとんどゼロになつていている。原材料輸入品はツメン社から購入しており、資金もツメン社から來ている。

買収後は、消費者のニーズに応えるようにマーケティングを最も重要視している。マーケット部門の従業員に店頭で市場動向を調査させたり、ライバル企業の製品動向も調べさせている。また品質の向上を計っており、新しい機械設備の導入を検討しているとのことだで、多くの面で改革を進めていくようであった。

#### 参考文献

- Barberis, N., et al. (1995) "How Does Privatization Work?" *NBER Working Paper Series*, No.5136.  
World Bank (1997) *Mongolia: Policies for Faster Growth*, World Bank.

# ロード・ライシング導入の合意形成とポリシーミックス・アプローチ

小淵洋一

(城西大学)

はじめに

現在、世界の大都市、特に日本の大都市においては、道路混雑と環境問題が深刻化し、その早急な解決が求められている。これまで、道路混雑問題の解決に対しても、道路交通容量の増大を図ろうとする供給サイドの道路交通政策が主としてとられてきた。しかし、それは、道路混雑とともに大気汚染が深刻化するにともなって、自動車交通需要の抑制を志向した需要サイドの政策へシフトしていった。アメリカでは、そのような需要サイドの交通需要マネジメント政策が一九九〇年以降実施されているが、日本では一九九二年そのような政策が公的に認知され、それ以降その実験が行われるようになった。

本論文は、そのような需要マネジメント政策の主要な手段でもあるロード・ライシングに焦点をあて、その導入に際して最大の課題となる合意形成を図るために、ポリシーミックスはどうあるべきかを検討したい。

## 一 ロード・ライシングの導入の必要性

現在、なぜロード・ライシングの導入が求められているのである

### 二 ロード・ライシングの導入と 合意形成の難しさ

そのようなロード・ライシングの導入に際して最大の課題は、市民の合意形成である。

現在では、エレクトロニクスの技術を利用したエレクトロニック・ロード・ライシング（ERP）がすでにシンガポールやノルウェーで導入されており、その技術的、経済的な実行可能性の問題は解決されているから、その導入の成否は市民の合意形成にかかっている。その合意形成が難しいのは、ロード・ライシングは所得分配に与える影響を避けられないからである。導入に反対する理由の多くは、所得水準の高い道路利用者に有利になつて、所得水準の低い道路利用者にとって不利になるというものである。それゆえ、その導入の合意を得るためには、交通行動を変更しなければならない利用者、また利用した場合に逆進的負担となる、特に所得水準の低い利用者に対する影響をいかにして緩和するかが課題となる。

#### 三 ロード・ライシング導入の合意形成 ポリシーミックス・アプローチ

現在、ロード・ライシング導入の合意形成の方法として、一般によく知られているのが「パッケージ・アプローチ」である。これは、ロード・ライシング導入の目的を道路混雑の緩和といった单一の目的ではなく、そのほかに大気汚染の削減、道路財源の確保といった目的を加えて、複数の目的をパッケージ化して明示する方法

ろうか。

まず第一に、最大の理由は、現在大気汚染の悪化とともにあって地域環境問題、さらには地球環境問題が深刻化し、持続可能な発展を続けていくためには環境型社会づくりが求められているが、そのためには環境に大きな影響を与えていた自動車交通を抑制することが必要であることである。

第二に、道路混雑に加えて大気汚染も削減しなければならない現在では、特に都市に流入する自動車交通需要自体を直接削減する手段が求められていることである。

第三に、世界の多くの都市において、自動車交通需要の増加に応じた道路の拡幅や新設といった道路整備が財政的にも、物理的にも困難になっていることである。第四に、都市の道路混雑を緩和するためには、交通行動を変えることが求められるようになつてていることである。

最後に、特に大都市においては、自動車による道路利用の便益が「特権財化」していることである。

図1 ロード・プライシング導入の合意形成のポリシーミックス

	手段のポリシーミックス				
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5
目的のパッケージ	道路混雑緩和	road pricing	road pricing carpool	road pricing carpool park & ride	
	道路混雑+大気汚染の削減	road pricing	road pricing carpool	road pricing park & ride carpool	road pricing park & ride 公共交通運賃の低額化
	道路混雑+大気汚染の削減+道路財源	road pricing park & ride	road pricing 公共交通の利用促進	road pricing 公共交通の利用促進 環状道路整備	
	道路混雑+大気汚染の削減+公共交通サービスの充実	road pricing carpool park & ride			

染の削減、道路財源の確保、その手段としてはロード・プライシングと公共交通の利用促進のポリシーミックスを考えてみよう。ノルウェーの首都オスロでは、一九九〇年トール・ロード・システムと呼ばれるロード・プライシングの導入に成功しているが、このタイプのポリシーミックスであるが公共交通の利用促進を入れて間接的な手段ではあるが公共交通の利用促進のために、あると考えられる。特に、公共交通を改善しその利用促進のために、料金収入の一〇%を使用することとは、合意形成に強く作用していると考えられる。

さらに、図には掲げてないが、目的として道路混雑の緩和、自然環境の保全、交通環境の整備、その手段としてロード・プライシングとパーク・アンド・ライドのポリシーミックスを考えてみよう。鎌倉市では、ロード・プライシングの導入計画が調査・検討されているが、合意形成を得るためにこのタイプのポリシーミックスが考えられるべきであろう。鎌倉市のよつな観光都市の場合には、合意形成に際しての最大の課題は事業所特に商店街の人の合意が得られるかどうかにあるともいえよう。それゆえ、ロード・プライシングが導入されても、観光客が減少しないようなポリシーミックスでないと、合意形成は難しいであろう。さらに、パーク・アンド・ライドにしても、同市のその実験でみられたように駐車場の料金やライドする公共交通機関の運賃を割安するか、実質的に無料にするといった経済的インセンティブを与えることが求められる。

#### 四 ロード・プライシングの導入の可能性 — 結びにかえて —

ロード・プライシングの導入に際しての最大の課題である市民の合意形成に関しては、いまもみたよに政策的にはポリシーミックス

ス・アプローチが考えられるべきである。現在、日本でロード・プライシングの導入の可能性があるのは、鎌倉市と東京都である。一九九九年十一月、東京都はその導入を打ち出し、早ければ二〇〇一年度にはそれを実現したいとしている。このように、自治体がロード・プライシングを導入しようとするとき、国が大きなボトルネックとなっている。というのは、一般道の有料化に際しては法制度の改正が必要となり、国との関係が避けられないからである。この点に関しては、今年になつて国にも変化がみられ、特例法を設けて対処しようとしている。

また、都市、とりわけ大都市における大気汚染を中心とする環境問題の深刻化にともなつて、ロード・プライシングの導入に対する市民の意識が高まってきてている。最近では、ロード・プライシングの導入について反対派が減少し賛成派が増加しているが、一九九九年夏日経産業消費研究所が実施した調査にもみられるように賛成派が六割を占めるよくなつてきていている。

このように、最近のロード・プライシング導入に対する市民意識の高まり、さらに国のそれに対する柔軟化などを考慮すれば、日本においても、なかでも現在その導入が検討されている東京都や鎌倉市では導入される可能性が高いといえよう。しかし、鎌倉市では今

年になつて商店街の人からロード・プライシングの導入による観光客の減少を恐れて、導入に対する見直し要請が出されている。東京都でも、今後ロード・プライシングの導入の合意形成をいかに図っていくのかが注目される。

(1) 詳しくは、小淵洋一(1999)「ロード・プライシング政策と市民の合意形成の方策」、「交通学研究」一九九八年研究年報、一四一四三頁を参照されたい。

(2) このポリシーミックス・アプローチの試みは、下の二つの論文で行った。

Yoichi Obuchi (1999) : The Introduction of Road Pricing Policy and Formation of Social Consensus, Selected Proceedings of the 8th World Conference on Transport Research, Volume 2, pp. 337-339.

小淵洋一(1999)、一四八、「一九九〇年一月六日、朝刊を参考する。

(3) 導入に賛成の割合は、「日本経済新聞」[「一〇〇〇年からの出発」、

(付記)  
本報告に際して、中央大学の塙見英治教授には討論者をお引き受け頂くとともに、貴重なコメントをして頂き感謝に耐えません。また、フロアからは、中央大学の横山彰教授から貴重な助言を頂き、感謝いたしました。

# 地方分権時代における地域交通政策の意思決定システム

太田和博

(専修大学)

## 一 はじめに

本小論の対象は、地域交通 (local transportation) の意思決定システムであり、国際交通 (international transportation) や全国レベルでの交通 (national transportation) のそれとは異なる。元的に管理されており、地域交通も当然のごとく、同省の強いコントロールの下に置かれている。しかしながら、地方分権が進展すれば、あるいは本来論として、地域交通問題の解決が地域に委ねられるようになれば、個々の具体的な地域交通政策の是非に加えて、地域交通政策の意思決定システムが議論されることにならざるを得ない。本小論では、近い将来に必ず議論されることになると思われる地域交通政策の意思決定システムについて検討を行う。

より具体的には、本小論は三つのモチベーションを持つていて。第一に、公平性と効率性の両基準を共に適切に扱う地域交通政策の決定のあり方を検討する。一般に、経済学者は、効率性と公平性の問題が明確に分離できるとして、効率性に議論を集中する傾向にある。しかしながら、政策の評価は資源配分効率問題と所得分配問題の両者を総合的に扱うことによって初めて可能となる。本小論では、この二つの基準を統一的に扱う可能性を探る。

第二に、米国において地域交通政策の策定に主導的な役割を果たしているMPO (Metropolitan Planning Organization : 都市圏計画機構と訳される) に範を取り、地域交通政策の意思決定システムの具体的な理念型を提示する。しばしば政策研究者は最適な政策が実行されないことを嘆いている。提言される政策と実施される政策にはギャップが存在する。それゆえ、適切な地域交通政策の実行を担保するためには、意思決定システム 자체を検討する必要がある。

第三に、プロセス重視主義に対する社会選択論の最先端の知見を反映させる。従来、プロセス重視主義は公共選択論の立憲的アプローチに基盤を置くと論じられてきた。しかしながら、最近の社会選択論において、意思決定プロセスを分析に加えて新しい展開が図られている。これは、結果主義 (帰結主義) から離れて、意思決定アプロセスを検討するとの理論的根拠を与えるものである。この理論展開は未だに完成されたものではないが、意思決定プロセスから地域交通政策を含む公共政策のあり方を論じる道を開くものである。要約すると、本小論の目的は、公平性に適う地域交通政策がいか

なるものであるかを、意思決定プロセスにおける合意に基づいて判断する考え方を提示することと、その具体的な例示として一つの地域交通政策の意思決定システムを提示することにある。

## 二 プロセス重視主義の理論的基礎

交通政策を含む経済政策は、その政策が生み出す厚生上の帰結によって評価されるべきである、とするのが一般的な政策判断の方法である。帰結によつて政策を判断するこの考え方を帰結主義 (Consequentialism) と呼ぶ。

帰結主義の考え方が経済学者の間で正当なものとして受け入れられてきたことは明らかである。事実、多くの規範的な分析が帰結主義に基づいていた。例えば、厚生経済学は帰結主義的立場に立つ。

加えて、厚生経済学を批判する多くのアプローチも帰結主義に基づいている。ロールズの社会的基本財と格差原理やセンの潜在能力の理論も帰結主義の範疇に入る。

帰結主義を離れて、非帰結主義、より明示的にはプロセス重視主義へと移行することを主張する者も少数ながら存在する。公共選択論の立憲的アプローチはもつとも成功した試みと言えよう。しかししながら、公共選択論の立憲的アプローチは、アロウの不可能性定理を克服することなく、プロセス重視主義への移行を主張しており、その意味において、論理的移行と言つよりは価値判断による移行と言わざるを得ない。

Suzumura [2000] によって提示されたアプローチは、社会選択論の枠組みにおいてプロセス重視主義の正当性を提示する可能性を

示唆するものである。このアプローチの要点は、社会的決定ルールを明示的に社会の構成員の選択集合に取り入れ、つまり、社会的決定ルールとその帰結の直積集合を社会構成員の選択関数の説明変数とすることによって、アロウの一般不可能性定理を克服することができるこことを示した点にある。もちろん、いくつかの条件はあるものの、意思決定プロセスを考察の対象に含めることによって、社会的決定ルールの存在証明を行い得る可能性が提示されているのである。

また、このアプローチの重要な含意は、公平性と効率性の問題を統合的に扱うことが可能となることである。従来の経済学のアプローチでは、効率性と公平性を相対立する概念ととらえるため、交通政策を論じる際にも、ある政策は「効率的であるが、公平性上問題がある」と結論されることが多い。しかしながら、このアプローチでは、公平性が意思決定プロセスを経ることによってまず担保され、かつ効率性を損なうような意思決定プロセスは採択されないと言う要件によって効率性も担保される。

ただし、現実の意思決定プロセスの選択に際して、確實に公平性と効率性が担保される保証ではなく、政策論としての応用には今後の展開が期待される。(1)では、部分的ではあるが、公共選択論の立憲的アプローチとは異なる文脈において、プロセス重視主義が正当化されたと見なすことにする。本小論の文脈では、個々の地域交通政策を検討することなく、地域交通政策の意思決定システムを論じることが正当化されたと考えるのである。

### 三 地域交通政策の意思決定システム 確立の必要性

（二）では、地域交通政策を策定する意思決定システムを現行とは異なる形で確立しなければならない理由を列挙する。これは、本小論の問題意識を表している。

地域交通政策の決定システムが確立されなければならない第一の理由は、地方分権の進展に対応して、それに相応しい意思決定システムが交通分野でも確立されなければならないことである。そもそも地域交通政策は、地方分権化が主張される以前より、地域の手に委ねられるべきであったのである。

第二に、交通分野における規制緩和が挙げられる。交通分野における規制緩和は、地域交通システムに地域ごとの特色を生み出すことになる。中央集権的で画一的な地域交通政策は、第一点で指摘した地方分権の進展と交通分野の規制緩和によって、変わらざるを得ない。地方が中央に「お問い合わせ」で交通政策を決定するのではなく、地域ごとの実情に応じた地域交通政策を自らの手で策定していくかなければならなくなるのである。

第三に、高齢化社会の到来や環境制約が高まるために、潜在的生産力が低下する。地域交通政策に関する言えども、交通政策に割くことのできる財源が減少することになる。財源不足は、質が異なる交通政策間の取捨選択を迫ることになる。従来は、財源が行政の縦割りによって細分化されており、しかも枠が固定されていた。しかししながら、今後直面することになる異質な代替案からの選択は、国に

一般行政システム、つまり地方自治体から独立していかなければならない。日常交通圈は行政区画と一般には異なるため、複数の自治体を含めた広域的な意思決定が必要なのである。

### 五 具体的な地域交通政策の意思決定システム

（二）では、四で提示した六要件を満たす地域交通政策の意思決定システムを具体的に検討する。もちろん、ここで提示した具体的な意思決定システムが最善であるという保証はない。しかしながら、従来とは異なる視点から、あり得べき地域交通政策の意思決定システムを提案することには少なからず意義がある。

提示された具体的な意思決定システムの要点は、（一）独立した交通政策策定主体（エージェンシー）を有する、（二）このエージェンシーの最高議決機関は各地方自治体の代表者から構成される、（三）このエージェンシーは専任の交通専門家を擁している、（四）国は必要に応じて規制を課す、（五）住民投票のシステムが組み込まれている、（六）情報公開を徹底する、などである。

提示された意思決定システムは、太田勝敏（1999）と太田和博（1999）からヒントを得ている。太田勝敏（1999）は公共交通に関する意思決定システムについてその一つの理念型を提示している。一方、太田和博（1999）は米国のMPOに類似した地域交通政策に関する意思決定システムを論じている。なお、本小論で提示したシステムの概念図については、太田和博（2000）の図1（10頁）を参照されたい。同図に示された要点の一つは、複数の地方自治体を包括するエージェンシーが必要であると主張していることである。

よる指示ではなく、地域住民の民意によって決定されなければならない。地域住民の民意を反映できる意思決定システムが確立されなければならないのである。

第四に、交通インフラについてみれば、新規建設から維持管理の段階に移りつつある。維持管理に関しての地域間内部補助は、新規インフラ投資のそれよりも受け入れ難いであろう。つまり、内部補助による財源調達が制限されることになり、加えて第三において指摘した財源の総枠 자체も減少することになるため、利害対立が先鋭化することになり、それを調整する意思決定システムが必要となる。

### 四 地域交通政策の意思決定システムの要件

（二）では、地域交通政策の意思決定システムが備えなければならない要件を提示し、五における具体的な提案の準備とする。

地域交通政策の意思決定システムが備えなければならない要件は以下の六点である。第一に、地域住民の民意を反映するものでなければならない。第二に、民意による利害調整がなされなければならない。第三に、専門家（官僚）の知識を有効に活用すると共に、専門家の專横を許さない。第四に、地域レベルでの政治プロセスの失敗を回避するために、上位団体である国から各種の規制を受ける。具体的には、交通プロジェクトの効率性を担保するための費用便益分析の義務付けや、高齢者・障害者など社会的弱者に対する全国一律のガイドライン、環境アセスメントの厳格な実施などが挙げられる。第五に、効率的な地域交通政策を導出するものでなければならない。第六に、

#### （謝辞）

本小論は、沖縄国際大学で開催された日本経済政策学会第五十七回全国大会における発表に基づいている。コメントーターの加藤一誠先生（関西外国语大学）には包括的で有益なコメントをいただいた。

また、フロアからは植草益先生（東洋大学）より今後の研究の方向性について重要なサゼッションをいただいた。ここに記して感謝申し上げる。いただいたコメントに対しても本小論が十分に対応しているとはいえないが、今後の研究に活かしていきたいと考えている。特に、政策立案主体と政策実行主体を分離することの利点と問題点、政策の透明性確保とそのためのモニタリング、地方交付税交付金制度などの日本固有の制度との整合性などの重要な諸点について今後検討を深めていきたい。

#### 参考文献

- 太田勝敏（1999）、「都市公共交通の整備・運営と自治体の役割」『都市問題研究』第51巻第12号、三一八頁。  
太田和博（1999）、「地域交通政策の意思決定プロセスとアカデミズムの役割」『運輸と経済』第59巻第11号、三四一四四頁。  
太田和博（2000）、「公平性に適う地域交通政策の策定システム」『三田商学研究』第43巻第3号、一〇〇〇年八月、一八七一〇八頁。  
Suzumura, K. (2000) "Welfare Economics Beyond Welfarist Consequentialism," *Japanese Economic Review*, Vol. No. 1, pp. 1-32.

# 産業集積の変容と産業立地政策

山崎朗

（九州大学）

## 一 問題の所在

### (1) 日本の産業立地政策の基本的スタンス

日本の産業立地政策の基本的スタンスは、三大都市圏内部の過集積とみなされたてきた工業集積を三大都市圏外部に移転・誘導することにあつたといつてよいであろう。一九六二年から始まつた、新産業都市、工業整備特別地域の整備、苫小牧東部に代表される大規模工業基地（一九六九年）は、三大都市圏での素材型集積水準の低下と遠隔地の地方での工業開発を組み合わせた施策であつた。さらに、一九七二年の工業再配置促進法、この法律に基づく工業再配置計画は、東京、大阪、名古屋の都心部への機械系工場立地を制限し、誘導地域への誘導を図ることによつて、機械系工場を地方圏に立地させようとしてきた。

### (2) 分散型から集積型へ

三大都市圏対地方圏、過度集積対地方分散といった図式に変化がみられるようになつたのは、一九八〇年に構想が打ち出されたテクノポリス計画からである。地方圏や誘導地域であれば、どこでもよいといった分散型の思考様式から、地方圏においても一定の産業集積や都市機能との連結が必要という認識へと変化してきたのである。

テクノポリスでは、母都市というコンセプトが提示されており、空港への近接性など物流面での考慮や、大学立地など産業の頭脳部分との連携も意識されるようになつてている。

### (3) 通産省の産業立地政策の枠組みを超えた産業立地

とはいひ、通産省の産業立地政策の基本的枠組みは、工業用地の整備と工業用水の開発、および固定資産税の減免にある。あくまでも工場の立地誘導に直接的に関連する、きわめて限定的な開発権限を有しているにすぎない。つまり、港湾、道路、空港、通信、大学などに関する権限を有していないのである。

しかしながら、工場の立地と国際物流、工場と研究所、本社、関連企業間の通信状況、大学との共同研究的重要性が高まることによって、古典的な（通産省サイドの）産業立地政策のメニューは、工場立地の誘導、産業集積の形成、どちらにとつても不十分なものとなってきた。テクノポリスは臨空工業地帯という性格を強くもつてゐるが、テクノポリス計画には肝心の運輸省が参加していない。

### (4) 国内・国際物流の改善と新しい広域的な産業集積の創造

テクノポリス以降、頭脳立地、集積促進計画など、集積を意識した政策が打ち出されてきたが、皮肉にも現実の集積とのずれが目立つようになつてきた。地方圏に分散的に立地してきた工場群も、か

なり広範囲なエリアで捉えると、一定の産業集積の機能を有するようになつてきたが、産業立地政策の指定地域は、県境を超えるものはほとんどなく、それぞれの県内に収まつてゐる。しかも指定地域の面積は、いずれの計画においても七万ヘクタール前後に限定されており、地方圏における広域的な産業集積の実態と大きく乖離している。

小田宏信は、岩手県の北上川流域の機械系工業集積が、取引範囲を半径一〇〇キロメートル以上に広げてゐることを見いだしてゐる。半導体の国際物流でいえば、広島から鹿児島にいたる半導体工場のアジアへの空輸は、福岡空港のアジア便を活用するようになつており、空港の背後圏は、半径二〇〇キロメートルにまで広がつてゐる。

## 二 産業配置の新しい動向と立地政策

### (1) 京浜、阪神地域における産業集積の変容

東京都内の工場数は、一九八〇年の九万七千工場から一九九八年には六万九千工場へ、工業従業員数は、一九六三年の一五一万人から一九九八年には七〇万人へと減少している。これほど劇的ではないが、大阪府でも同様の傾向が見られる。産業立地政策の目的の一つであつた、大都市圏での工場の過集積の解消は、政策の効果がどれほどのものであつたかを判定することは容易ではないが、結果として達成されたといふことができる。

### (2) テクノポリス・頭脳立地法の終焉

近年、工場立地件数の大幅な減少もあり、地方圏への工場誘致に対する通産省の関心は薄れつつある。企業誘致型から内発的な企業

### (4) 地方圏における産業集積の意義と機能

地方圏における工場の分散的立地は、地域間格差の是正、地方における雇用の確保、企業の生産コスト低減に役立つてきた。だが、賃金、環境、および高速交通体系の整備を考えると、過去の集積地に企業をとどめることが、立地している個別企業の生産性はもとより、集積地全体の効率性を高めることになるとは考えにくいくらいである。

ポーターのクラスター論を持ち出すまでもなく、産業集積は、個別企業、工場の生産性に影響を与える外部要因だからである。

### 三 新しい産業集積の形成と創造

#### (1) 通産省の産業立地政策の限界

臨空工業地帯構想ともいえるテクノ・ポリス計画に運輸省が参加していないことはすでに指摘した。臨空地域に立地した企業にとって、その地域の空港のネットワークの広がり、航空運賃水準は、生産活動の高度化にとってきわめて重要な要件である。羽田空港の拡大、運賃規制の撤廃、新規参入の促進は、通産省の政策ではないが、臨空工業地帯というコンセプトの産業立地政策にとつてきわめて重要な政策といわざるをえない。

情報通信産業の立地と電話料金の引き下げ、光ファイバーケーブル網の整備が密接に関連していることは、あらためて言つまでもない。

#### (2) 「分散型分散」政策から統合型政策への転換を

九州はすべての県において、テクノ・ポリス地域が存在している。このような地域指定は、工場誘致をめぐる地域間競争を激化させ、広域的な自治体の協力を困難にしてきた。しかし現実には、国際物流においては、すでに論じたように、アジア向け半導体輸出においては、福岡空港が国際物流の拠点となっている。きわめて広域的な国際物流圏域が形成されているのであるが、このような動きに対す

る立地政策的配慮はまったくなされていない。

北九州のメック、金型、大分の半導体製造装置、佐賀県のシリコ

交流、部品調達の共通化、設計部門との連携など、企業グループ内部での産業集積を促進する方針である。

#### (4) 広域的産業集積の実現へ向けて

ソニーの戦略からもわかるように、県境、指定地域を超えた広域的な産業集積の形成とその必要性が明確となってきている。原料、部品、製造装置、保守点検サービス、設計・デザイン、国際物流の観点から、広域的な産業集積、クラスターが適切に機能するようになり、郵政、運輸、建設、農水の各省庁と各県が連携をとりつつ、クラスター充実のための幅広い立地政策を展開すべき段階にきている。

#### 参考文献

- [1] 伊丹敏之編『産業集積の本質』有斐閣、一九九八年。
- [2] 小田宏信『岩手県北上地域における機械系工業の集積・連関構造』『経済地理学年報』Vol.44 No.1、一九九八年。
- [3] 九州経済調査協会『福岡空港の国際物流実態と航空ネットワーク』九州経済調査協会(研究報告No.223)、一九九八年。
- [4] 九州地域産業活性化センター「戦略産業へのアプローチ—九州地域における戦略的産業創出可能性調査報告書」九州地域産業活性化センター、二〇〇〇年三月。
- [5] マイケル・ポーター(江崎冬日訳)「クラスターが生むグローバル時代の競争優位」「ハーバード・ビジネス」一九九九年三月号。
- [6] マイケル・ポーター『日本の競争戦略』ダイヤモンド社、二〇〇〇年。
- [7] 日本立地センター「テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み」日本立地センター、一九九九年。

(謝辞)  
本稿は、筆者が座長を務めた「九州地域戦略産業創出可能性調査」結果の一部を使用している。また、座長、コメントティターの先生方から有益なコメントをいただいた。記して感謝したい。

ンウエハー生産などが、熊本、鹿児島、長崎、大分の半導体生産工場との連携を強めている。広域的な産業連鎖、関連部品・機械工業を含む産業集積への高度化が進んでいる。このような新しい産業集積に対する支援策も存在しない。

#### (3) 地方中枢都市の機能

地方中枢都市は、地方ブロックの公益企業の本社、東京、大阪本社企業の支店、広域的な流通拠点として機能してきた。しかし、必ずしも、ブロック全体に分散立地してきた産業の国際物流拠点、頭脳部分として機能してきたわけではない。広域的な産業集積の活性化、産業集積のレベルアップにとって、地方中枢都市圏に立地しているものの、ブロック圏の産業集積と直接的関連を有していない設計、デザイン、教育機能を産業集積と連関させる仕組みと努力が求められている。

国際物流についても、地方圏の工場といえども海外と直接取り引きするケースが増えしており、地方の工場の立地環境の整備にとって、国際物流の合理化が課題となっている。地方圏においては、博多港、北九州港、福岡空港が最低の国際物流条件を整えている他は、仙台、札幌、広島の空港、港湾ですら、地方ブロック圏の国際物流の統合拠点として機能していない。

地方中枢都市圏の人材集積を活用しようとする動きは、企業の側にもみられるようになっている。ソニーは半導体の統括本社及び設計部門を福岡市に移動させ、百五十名体制に拡充する予定である。ソニーは諫早、大分、鹿児島に半導体の生産拠点を持ち、さらに今年熊本にも半導体関連の工場を建設する予定であり、工場間の技術

# 産業別投資と産業構造の変化について

## —日本経済の国際化と産業の空洞化—

野北晴子  
（広島経済大学）

### 一 はじめに

日本の経済政策は産業構造や金融システムの側面からも次第に国際化の方向に向かっているということができる。日本経済の国際化政策の一環としての日本版「金融ビッグ・バン」は、九八年の外為銀法改正に始まる抜本的な金融制度改革であり、金融機関のみならず産業界全体に大きな影響を与えている。

本論の目的は、このような流れの中で日本国内の産業構造が果たしてどのように変化しているのか、実際に「産業の空洞化」が生じているのか、そして日本の製造業の比較優位は失われたのか、という点についてあらためて検証することにある。<sup>①</sup>

### 二 「産業の空洞化」の定義

アメリカの「産業の空洞化」を最初に定義したのは Harrison, B. と Bluestone, B. であり、日本においても八〇年代に入り日本経済における「産業の空洞化」に関する議論がなされてきたが、その定義は、それぞれの議論の中で統一されていない。<sup>②</sup>

次の表1をみると過去三十年ほどの間、製造業の実質GDPシェアにおいて大きな変化はほとんどみられず、日本の製造業部門は産業全体の中で衰退する傾向を示しているとはいえない。長期的な傾向としてはむしろそのGDPのシェアは上昇していることがわかる。<sup>③</sup>一方、新規の国内設備投資、海外直接投資、および対内直接投資を合わせた総額を一〇〇として国内の設備投資額の割合をみると、九〇年代でも常に全体の八〇%～九〇%を占めている。

### 三 日本の製造業における投資動向

製造業全体の実質GDPシェアと国内の設備投資比率をみると限りにおいては、日本において製造業の空洞化といわれるような現象が生じているとはいえない。そこで「空洞化」の定義に基づいて次のようないくつかの指標を考え、どの産業部門において空洞化の要因が発生しているかについて調べる。

①ある産業において雇用指数の低下に従って実質GDPの構成比も減少している場合。

暦年	1970	1980	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
実質GDPシェア	25.9%	26.0%	27.7%	28.2%	28.6%	27.9%	26.7%	26.4%	27.4%	27.7%	28.4%	27.1%

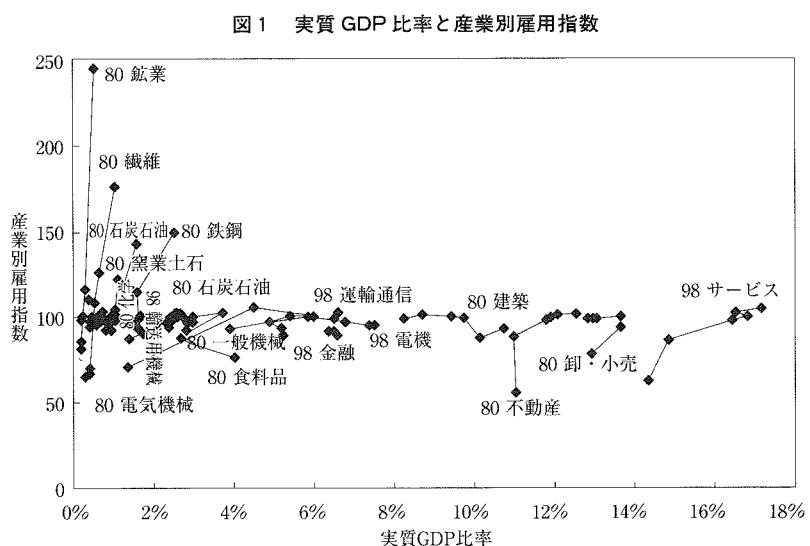
(出所) 経済企画庁「国民経済計算平成11年度版」および経済企画庁ホームページの統計資料。

②ある産業において海外の生産比率の上昇とともに、その産業の付加価値額の実質GDPシェアが下落している場合。

③日本企業の海外生産比率の上昇とともに、海外から自国に向けての逆輸入比率が上昇している場合。

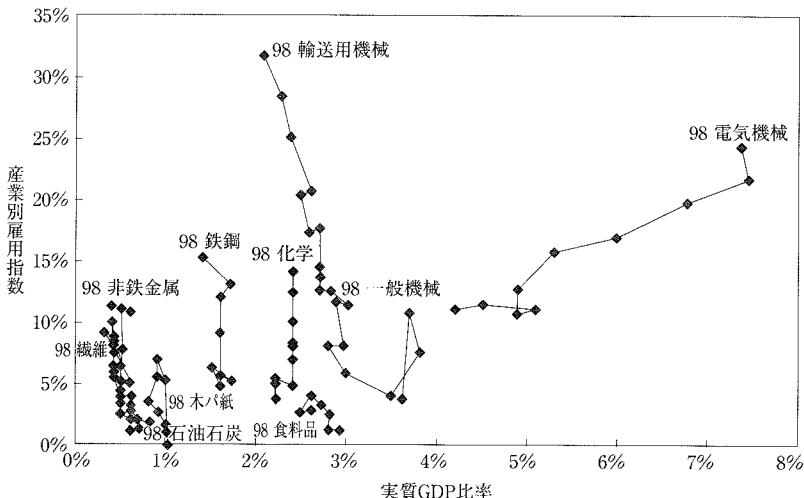
図1をみると、指標①にあてはまる産業はGDPのシェアが一%前後と小さいことがわかる。逆に、製造業部門のうちGDP比率が高い部門では雇用指数が八〇年代に上昇し、九〇年代になるとGDP比率は上昇するが雇用指数は低下する傾向を示している。図2では海外生産比率の変化が最も大きい産業は輸送用機械部門であるが、GDPシェアの減少幅は一%未満と非常に小さいことが示される。また、全体としてGDPシェアが比較的小さい産業ほど、海外生産比率は上昇してもGDPシェアはほとんど変化していない傾向がみられる。

また、図3からあきらかなように製造業全体では海外生産比率も逆輸入比率も上昇しており、この指標では製造業部門全体において空洞化の要因が生じていることになる。その一方で、製造業部門の国内設備投資総額に占める各産業のシェアをみると、これらの「空洞化」の指標にあてはまる



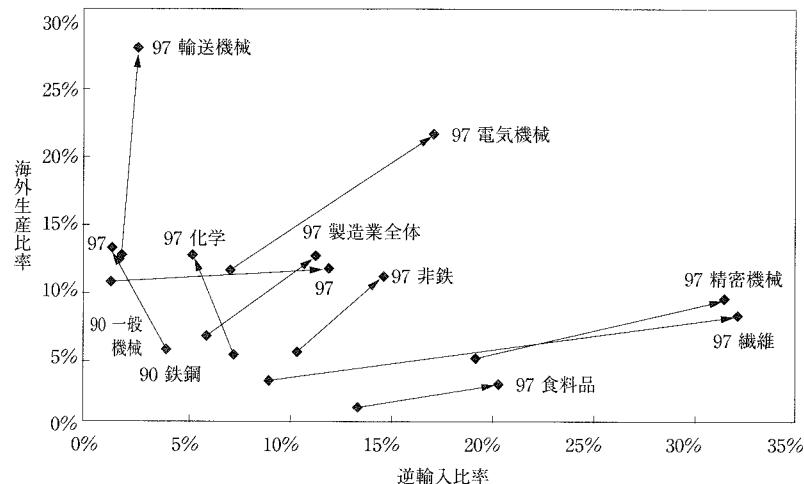
(出所) 経済企画庁「国民経済計算平成11年度版」、総務省ホームページの統計資料より作成。

図2 日本の製造業のGDP比率と海外生産比率



(出所) 経済企画庁「国民経済計算平成11年度版」、通商産業省『海外事業活動動向調査各年』より作成。

図3 海外生産比率と逆輸入比率(1990~1997年)



(出所) 通商産業省『海外事業活動動向調査 各年』より作成。

産業の投資シェアが縮小する傾向は確認されない。

## 五 日本の製造業における比較優位

製造業部門と非製造業部門のGDPデフレータを比較してみると、製造業部門のデフレータは八〇年代から九〇年代初めにかけて大きな変化はほとんどみられないのにに対し、非製造業部門の多くは、八〇年代から九〇年代を通じて上昇傾向にある。このことから、日本の製造業部門は国内において比較優位を失っているとはいえない。日本の製造業部門は、構造的変化によって経済全体での付加価値額のシェアを維持していると考える」ともできる。

## 六 むすびにかえて

今回の分析結果では、製造業部門の国内投資が減少し、日本の産業が衰退するという意味での「空洞化」の要因はみられないといつてよい。現在、日本経済は深刻な失業問題に直面しているが、それはこのような経済構造の変化の結果として生じた摩擦的失業であるといえるのではないだろうか。政策当局は国際化のための制度改革を行うと同時にそれによつて生じる国内の産業構造変化の過程における調整を求められている。

(追記)

座長の小西唯雄教授（大阪学院大学）、討論者の馬場勇一氏（パシフィック・コンサルタンツ）から貴重なコメントをいただいた。また、フロアから質問をいただいた浜田文雄教授（慶應義塾大学）、中澤栄一氏（慶應義塾大学）、そして益村助教授（東北学院大学）からは重要な指摘と励ましをいただいた。

- (1) 「(+)」では「産業の空洞化」とは、製造業部門の空洞化としてとらえている。
- (2) 中村吉明、渋谷稔（1992）では、一九八二年から一九九四年までの議論における空洞化の定義について詳しく述べている。

# 東南アジア都市における環境と健康

国立社会保障・人口問題研究所 小島 宏

## 一 はじめに

東南アジア諸国は多くの都市への急速な人口移動を経験しているが、都市のインフラ・サービスと良質で安全な住宅の供給拡大が伴つてない。また、ほとんどの都市的地域では住民の多くが清潔な上水道、衛生・下水施設、定期的なゴミ収集、保健サービスといった都市的環境の中で健康を維持するために必要不可欠なインフラおよびサービスをほとんど利用できていない。そのため、都市住民の多くが健康と生命の危険にさらされていると言わわれている。

本研究は東南アジア三ヵ国（インドネシア、フィリピン、タイ）で実施された「人口保健調査」（DHS）の個票データにはほぼ同一のモデルを用いたロジット分析の手法を適用し、環境関連要因、特に環境衛生と都市的環境の健康・死亡に対する影響を国際比較的な視点から明らかにすることを目的としている。また、移動経験の有無の影響を明らかにすることも試みる。なお、それに先立ち、全国と都市における移動経験と環境関連要因の関係を検討する。

## 二 分析枠組み・仮説

乳幼児の健康・死亡の関連要因に関する分析枠組みについては小

島（1997）等でより詳細に述べたが、基本的には Mosley and Chen (1984) のものに依拠している。検証すべき仮説は、衛生上好ましくない状況ないし習慣が乳幼児の下痢・死亡を増加させるというものである。文献レビューの結果を考慮すると、飲料水についてはどの種類が好ましくないかが明らかでないし、都市と農村でその種類が異なる可能性すらあるが、水道水なしし井戸水が汚染されているとすれば、それが好ましくない事象を増加させるはずである。（水洗）トイレと電気については、ないことが好ましくない。床の材質が土・砂の場合も好ましくないと思われる。また、地域がなにを表すかを特定することが難しいため、都市・農村区分や地方の影響についても事前に仮説を立てることが難しい。さらに、環境衛生関連変数の影響が都市と農村で異なるとともに、都市の移動者と非移動者で異なる可能性があることも Brockerhoff (1995) 等によって指摘されているので、本研究では都市において移動者が非移動者よりも環境衛生状態が悪いため、有配偶女子による乳幼児の下痢・死亡の経験が多いという仮説の検証も試みる。

## 三 データ・分析方法

本研究ではインドネシアで一九九一年、フィリピンで一九九三年、

タイで一九八七年に実施されたDHSのデータのうちで、変数・カテゴリー区分がある程度、標準化された個人再コード・ファイルを分析に用いる。多変量解析の手法としてはロジット分析を用いる。従属変数としては、①生まれてからの移動経験の有無、②五歳未満の乳幼児の死亡の有無、③月齢六ヶ月～三ヶ月の乳幼児の過去二週間ににおける下痢の有無（インドネシアを除く）を用いる。独立変数としては環境衛生関連変数と地理的変数を導入する。前者には飲料水の種類（水道、井戸、その他）、トイレの有無、石鹼の有無（タイのみ）、電気の有無、床の材質（土、砂等、その他）が含まれ、後者には居住地区分（都市、農村）、地方区分が含まれるが、地方区分は国により異なる（インドネシアは七区分、フィリピンは六区分、タイは五区分）。これらの独立変数のほか、コントロール変数として年齢、結婚年齢、既往出生児数、妻と夫の教育水準、夫の職業、妻の就業状態、宗教さらに、移動経験以外の関連要因の分析については移動経験の有無を独立変数として追加する。なお、分析対象は有配偶女子に限定する。

## 四 分析結果

### （1）移動経験

まず、インドネシアの全国における移動経験の関連要因に関する分析結果をみると、有意な効果をもつ環境関連変数は飲料水の種類、トイレの有無、電気の有無、床の材質、居住地区分、地方区分である。しかし、これらの要因が移動経験に影響を与えるというよりも、移動経験がある場合、飲料水が「水道水」であり、「その他」でな

い傾向、トイレ・電気がある傾向、床の材質が「土・砂等」である傾向、都市居住である傾向、ジャカルタ居住である傾向が強いと解釈すべきであろう。全国レベルでみると、移動経験者が必ずしも不利な状況にあるとは言えない。しかし、都市に関する分析結果をみると、床の材質が「土・砂等」である傾向が有意でなくなるとしている。飲料水が「水道水」である傾向が有意でなくなるだけでなく、有意でないにしても電気がない傾向がみられるようになり、都市における移動経験者が農村における移動経験者の状況と比べても不利な状況に置かれていることが窺われる。

次に、フィリピンの全国に関する分析結果をみると、有意な効果をもつものが減り、移動経験者は飲料水が「水道水」である傾向、電気がない傾向、都市居住である傾向、マニラ首都圏、南部ルソン、ミンダナオに居住する傾向があり、少なくとも電気に關して不利な状況にあることが示されている。都市では全体として全国と同様の傾向がみられるが、有意でないにしても全国におけるトイレがある傾向が逆転しており、移動経験者が農村における移動経験者の状況に比べても不利な状況にあることが示されている。

さらに、タイの全国に関する分析結果をみても有意な効果をもつものが少ないが、移動経験者は飲料水が「水道水」と「その他」である傾向、電気がない傾向、都市居住である傾向、中央部と南部に居住している傾向がみられる。都市では有意でなくなるが、電気がない傾向は移動経験者が相対的に不利な状況に置かれていることを示している。また、都市では全国の場合とは逆に飲料水が「その他」でない傾向がみられるようになるが、タイの都市の場合、「そ

の「その他」の飲料水にはミネラルウォーターがかなりの程度含まれているので、この傾向は移動経験者がそれを買えないという不利な状況を示している可能性が強い。

## (2) 乳幼児の死亡の有無

他方、インドネシアの全国における乳幼児の死亡の関連要因に関する分析結果をみると、トイレがない場合と電気がない場合と「その他」の地域に居住している場合に乳幼児死亡の確率が高くなることが示されている。都市に関する分析結果をみると、トイレがないことが乳幼児死亡の確率を高める傾向は共通してみられるが、電気がないことがその確率を高める傾向はみられない。他方、全国についてみられなかつた飲料水の種類の効果が有意になる。すなわち、飲料水が「井戸水」の場合と比べて「その他」の場合に乳幼児死亡の確率を高める。都市では非衛生的な地上水等の使用が乳幼児死亡の確率を高めており、仮説通りの結果とも言える。また、全国についてはみられなかつたが、都市では床の材質が「土・砂等」の場合に乳幼児死亡の確率が高まる傾向がみられる。

独立変数として追加された移動経験自体は、乳幼児死亡の確率に有意な効果をもたないが、環境衛生関連要因の影響は移動経験により異なる。飲料水が「その他」の場合に乳幼児死亡の確率が有意に高まるのは都市の非移動者においてだけである。後者については移動者の方が環境衛生状態が悪いために乳幼児死亡の確率が高いといふ仮説通りの結果と言えるが、前者はその仮説に反する結果となっている。これがない場合と床の材質が「土・砂等」の場合にその確率が有意に高まるのは移動者においてだけである。後者については移動者の方が環境衛生状態が悪いために乳幼児死亡の確率が高いといふ仮説通りの結果と言えるが、前者はその仮説に反する結果となっている。

## (3) 乳幼児の下痢の有無

乳幼児の下痢に関する情報はフィリピンとタイについてのみ利用可能である。まず、フィリピンの全国に関する分析結果によれば、電気がない場合、都市居住の場合、北部ルソンと南部ルソン等に居住する場合と中部ルソン以外に居住する場合に乳幼児死亡の確率が高くなる傾向があるが、これは有意でないが、都市にも共通してみられる傾向である。都市では石鹼がない場合に乳幼児死亡の確率がかなり高くなるが、タイの都市においてこのようないくつかの世帯は少数派なので環境衛生を含む生活状況全般が劣悪であることによるものと思われる。全国についてみると北部居住の場合に乳幼児死亡の確率が高く、バンコク居住の場合にその確率が低いが、都市については有意でなくなる。また、インドネシアとフィリピンの場合と同様、全国でも都市でも移動経験自体は乳幼児死亡の確率に対する有意な効果をもたない。

農村区分や都市居住者の移動経験により異なることも示されているので、今後はより詳細な分析を行う必要がある。

なお、本研究の一部は一九九九～二〇〇一年度の環境庁地球環境研究総合推進費「アジア地域における環境安全保障の評価手法の開発と適用に関する研究」の助成によるものである。貴重なコメントを下さった討論者の駿河輝和教授（大阪府立大学）および座長の今泉博国教授（福岡大学）に謝意を表する次第である。

### 参考文献

- Brockhoff, Martin, "Child Survival in Big Cities", *Social Science & Medicine*, Vol. 40, No. 10, 1995.  
小畠宏, "Environmental Determinants of Demographic and Health Behaviours in Asian Countries", 国立社会保障・人口問題研究所編『開発途上諸国における人口増加と地球環境問題の相互連関に関する基礎的研究』—研究成果論文集 II, 一九九七年。  
Mosley, W. Henry, and Lincoln C. Chen, "An Analytical Framework for the Study of Child Survival in Developing Countries", *for Research*, Cambridge University Press, 1984.

## 五 おわりに

結局、特に都市への移動が低い環境衛生水準と関連する傾向があり、乳幼児の下痢・死亡が低い環境衛生水準と関連する傾向があるが、必ずしも予想通りの結果が出ていない。二カ国の比較分析を行うためには各国の特性に配慮しながらも、共通点と相違点を明らかにしやすいモデルや独立変数を使用する必要があつたため、あまり面白味のない結果が得られたのかもしれない。しかし、都市的生活の確率に対しても有意な効果をもたない。

他方、インドネシアの全国における乳幼児の死亡の関連要因に関する分析結果をみると、トイレがない場合と電気がない場合と「その他」の地域に居住している場合に乳幼児死亡の確率が高くなることが示されている。都市に関する分析結果をみると、トイレがないことが乳幼児死亡の確率を高める傾向は共通してみられるが、電気がないことがその確率を高める傾向はみられない。他方、全国についてみられなかつた飲料水の種類の効果が有意になる。すなわち、飲料水が「井戸水」の場合と比べて「その他」の場合に乳幼児死亡の確率を高めており、仮説通りの結果とも言える。また、全国についてはみられなかつたが、都市では床の材質が「土・砂等」の場合に乳幼児死亡の確率が高まる傾向がみられる。

これは都市において非衛生的な地上水等を利用する者の中に貧困層の非移動者が多いことによるのかかもしれない。

次に、フィリピンの全国に関する分析結果をみると、トイレと電気がない場合と中部ルソン以外に居住する場合に乳幼児死亡の確率が高くなる傾向があるが、都市においては電気がないことによる影響が有意でなくなる代わりに、飲料水が「その他」の場合と床の材質が「土・砂等」の場合に乳幼児死亡の確率が有意に高くなる。都市における不利な状況が乳幼児死亡の確率を高めていることが窺われる。しかし、移動経験自体は乳幼児死亡の確率に対しても有意な効果をもたない。

さらに、タイの全国に関する分析結果をみると、飲料水が「その他」の場合に乳幼児死亡の確率が低くなるが、これは有意でないが都市にも共通してみられる傾向である。都市では石鹼がない場合に乳幼児死亡の確率がかなり高くなるが、タイの都市においてこのようないくつかの世帯は少数派なので環境衛生を含む生活状況全般が劣悪であることによるものと思われる。全国についてみると北部居住の場合に乳幼児死亡の確率が高く、バンコク居住の場合にその確率が低いが、都市については有意でなくなる。また、インドネシアとフィリピンの場合と同様、全国でも都市でも移動経験自体は乳幼児死亡の確率に対する有意な効果をもたない。

# 韓国の土地所有と「親環境農業」政策

深川 博史

(九州大学)

## 一 はじめに

韓国の有機農業は八〇年代より各地の住民により自主的・散発的に行われてきたが、九〇年代に環境問題が注目されるや、政府がこれを支援する政策を打ち出した。有機農業振興のために様々な施策が試みられており参加農家も年々増加している。しかし、開発規制地域の中には、有機農法の導入が難しいという農家も多く、

有機農業发展には幾つかの課題も残されている。本研究では、その中から、土地所有問題を焦点を当てて分析を加えている。  
有機農業推進には、土地所有問題の解決がひとつの課題とみられる。有機農業は土壤改善に三年から五年という期間を要する。その間に、農薬や化学肥料の使用を制限して、土壤の性質を徐々に変えていくわけであるが、一時的に収益はかなり低下する。問題はこの収益低下に不安定な借地経営が耐えられるかどうか、ということである。韓国においては統計上に確認されるだけでも農地の約四〇%平均が賃貸借地であり、一年ごとの契約更新が通例であるため、長期安定的な當農が難しい。三年から五年という土壤改善の期間中に、農業に关心を持たない不在地主が借り手を変える可能性が出てくる。

本研究で調査対象とした首都圏近郊のダムサイトは、風光明媚な

別荘地として人気があり、都市資本が入り込んで投機的な土地取引を行っている。この八堂ダムはソウル東方における南漢江と北漢江の合流地点に位置し、巨大な湖水には、首都圏上水道の約八割が依存する。本研究では、同地域の有機農業について、土地所有の視点から実態調査を行っている。

## 二 有機農業の現状

まず、有機農業の対極にある一般農業について、生産投入財の使用状況を見ていくと、八〇年代から九〇年代にかけて、農薬使用量が急激に伸びている。農薬の国内出荷量を農地面積で除して、一ヘクタール当たり農薬使用量を推定していくと、八〇年以降に、水稻一ヘクタール当たり農薬使用量が横ばいを続ける中で、畑作園芸向け農薬使用量は急増している。八〇年対比で九〇年の数値を見ると、都市近郊の畑作園芸では三倍近くまで農薬使用量が伸びており、農薬の過剰使用による健康被害などの問題が出ている。

こういう状況を背景とした有機農業の実態については、一九九六年に農林部が初めて全国的な調査を行った。環境農業実践農家は六七二〇戸（全農家の〇・五%）で、農地面積は七二六五ヘクタール（全農地の〇・四%）である。こういう農家を有機農業の種別に見て

いくと、無農薬・無肥料の有機農業から、低農薬農業など様々であるが、低農薬・化学肥料使用といつ農家が過半を占める。特に果樹の場合、無農薬・無化学肥料といつのは困難であり、農薬散布回数を減らすなどして、環境農業の実践に努めている。本来の「有機農業」という用語は無農薬・無肥料の農業を指すが、ここでは低農薬・化学肥料使用の低投入農業までを含めて、広義の意味としての「有機農業」という用語を使用していく。有機農業による農産物量は一九九六年時点、全国で約十万トン（米一・一万トン、蔬菜類七・五万トン、果実類一・三万トン、その他〇・三万トン）で、その八〇%が市場に向けられており、流通は主として生産者組織と消費者組織との直接取引によって行われている。こうしてみると相当有機農法の導入が進められているようであるが、有機農法導入に際しては、農家の所得減少の可能性、流通未整備などの課題が多いと言われている。

最近の農林部調査は、有機農業と一般農業の生産費を比較して、有機農業の条件不利性を明らかにすることにより、有機農業補助の根拠を見出そうとしている。概して有機農業は一般農業にくらべて、①単価は高いが、②収穫量が少ないために、③粗収入は一般農業並みかそれを下回る。純所得は一般に有機農業の方が低い。一般農業に比べて、農薬費や無機質肥料費は低く抑えられているが、生産費全体に占める割合がそれほど大きなものでないために、有機農業の経費節減には寄与していない。

これらの分析は、有機農業と一般農業を比較する客観的なデータを提供して、有機農業の純所得の低さを示し、有機農業支援の根拠

既存の分析に土地所有の視点が含まれられない理由は、今までの経験から、それを含めても土地改革という根本的な作業がなかなか難しく、有機農業独自の生産費だけが独立に議論されているものと思われる。しかしながら、例えば、日本との比較において韓国の有機農業を理解しようとするれば、この土地所有構造の問題は避けて通ることはできなくなる。有機農法の導入と普及に関しては、韓国と日本において、様々な交流活動が進められているが、土地所有構造という条件の違いを等閑視して、有機農法技術の優劣を論じるだけでは、有機農業の発展は難しいのではないかと思われる。韓国の場合、独特の土地所有構造の制約下に有機農業運動が進められているという点に留意しておく必要がある。

### 三 土地所有と有機農業

そういう有機農業運動を理解するために、典型的な事例地域を選定し実態調査を行つた。この調査地域は、八堂ダム湖畔に位置している。江原道から京畿道に流れ込む漢江は、もともと二つの川からなり、ソウル東方で北漢江と南漢江が合流して、漢江の流れを形成している。この合流地点は昔から水運交通の要衝で、今は八堂ダムにより巨大な湖水と化している。八堂湖は京畿道を含む首都圏の上水道供給源として、首都圏市民の上水と、発電及び農業用水を供給する水源である。八堂上水源は上水源保護区域に対する厳格な規制により比較的正常な状態を維持してきたが、最近同保護区域の農地と山地の開発、土地利用と建築規制の緩和により、飲食店や旅館等の施設が大量に入り込み、水質汚染が加速化している。

同地域の農業は都市資本以外にも、政府所有河川敷の農地賃貸借に関して問題を抱えている。八堂ダムの高さは二十九メートル、八堂湖の標準水位は二十五メートルであるが、二十五～二十八メートル間における高度差三メートルの冠水可能性のある河川敷（もともと農地であったところ）を、政府が農民に賃貸しており、これは「河川部地」と呼ばれている。地代は坪当たり二百ウォンであり、一般の農地の千二百～一千五百ウォンに比べれば、かなり低い水準にある。问题是、九七年から政府が突然に何の通告もなく地代徴収を中止したことである。この件について農民たちは、管理部局の建設交通部が、賃貸借関係を解消して、土地を収用し、河川部地への植林を計画していると推測している。そうなると農民は相当の耕作農地を失うことになるが、明解な政府回答がないために反対運動も難しく、農民の間には不安が広がっている。

筆者は土地所有問題と有機農業の連関を明らかにするために、二〇〇〇年四月に、京畿道南楊州市島安面松前里において、三十軒の農家聞き取り調査を行つた。調査の目的は、有機農業実施地域における賃貸借の実態を把握して、有機農業と賃貸借の関係を明らかにすることであつた。松前里における土地売買は、八八年以前は、村内の取引がほとんどであったが、それ以降は都市資本による売買が急増した。都市資本の土地について、実際の農地賃貸借の管理は、村内にある二軒ほどの不動産業者が行つてゐる。不動産業者は、元来当地の住人であるが、自分の意のままに農地の賃貸借を管理するケースもあり、自分の親しい人に農地を賃貸し、また意にそぐわない借地人から農地を引き揚げることもある。

調査の内容を個票一覧みていくと、次のようなことが言える。

不在地主の土地所有と有機農法導入との間には、一定の相関関係が現れてゐる。借地経営で、その借地が不在地主からのものであるという農家ほど、有機農法の導入には消極的である。有機農法不採用の理由は借地要因ばかりではなく、労働力不足や高齢化を理由に挙げる農家も少なくない。しかしながら、一定の労働力保有を前提に、各農家の有機農法導入如何の条件を検討していくと、土地問題がやはり浮上してくる。特に有機農法導入の一定程度進んだこの地域では、より一層の普及には土地所有問題がネックとなつてゐる。これらの調査結果から、一般に、有機農業の発展には賃貸借関係の安定が不可欠ということが言える。

以上のように、韓国の有機農業を理解するためには土地所有問題を避けて通ることはできない。特に日本と比較して、韓国の有機農

地を失うことになるが、明解な政府回答がないために反対運動も難しく、農民の間には不安が広がっている。

都市資本と国家による不安定な土地所有のもとにおいてさえ、有機農業運動は成果をあげてきている。八堂有機農業本部の有機農法導入農家は、九五年までは五、六軒にすぎなかつたが現在は三五〇件に上る。土壤改良・転換中の農家を含めると約千三百軒になる。施策側では、一九九八年には環境農業育成法が通過して政府支援が開始された。三千坪当たり五万ウォンの有機農法補助があり、ほかにも、有機農業への補助として、農協原資融資（長期低利二～五年五%・四千万～六千万ウォン）、ソウル市利子補給（通常一四%の金利負担を軽減）などがある。財源としては水道料賦課金があり、一九九八年の水質対策法でソウル市民の水道料に水源保護のため負担金が課せられることとなつた。流通網・販売市場開拓については、九五年からソウル市の支援が始まり、ソウル市内二十五ヵ所の区庁のうち十カ所で有機農業產品の市場を開いている。こうして同地域の有機農業は近年、飛躍的な発展を遂げて、全国的にも有機農業のモデル団地として注目されている。

しかしながら、先に指摘したように、土壤改良期間中における農地引き揚げの可能性から、有機農業に踏み切れない農家も多く、土地所有が有機農業普及のひとつの障害となつてゐる。土壤改良期間中は生産性が当初、急激に下がり収穫量も減る。これらは後に回復するが、回復までの期間を如何にして経済的に支え、また経営を安定させていかが問題となる。生産費という短期的問題に加えて、長期地代契約の締結による経営の安定という課題が残されている。

業を論ずる際には、日本とは異なる土地所有構造に留意する必要がある。有機農業すべてが土地所有に左右されるわけではないが、有機農業の今後の発展は、土地所有問題の解決に依存するところが少くない。都市資本と国家の土地所有について、長期賃貸借契約の締結という経営安定の条件を確保できれば、同地域の有機農業は一層の普及拡大が見込まれる。同地域は韓国における有機農業のモデル団地であるために、その動向は韓国全体の有機農業の進路を左右すると考えられる。

（1）金正鎭「転換期の韓国の農業環境政策」『農業と経済』第六四卷 第二号、富民協会、一九九八年一月、六九一七二頁。

（2）韓國農村經濟研究院「条件不利地域及び環境保全ニ対スル直接支払制度ノ調査研究 III」「第四章 環境農業支援ノタメノ実態調査」一九九八年、八六一一二二頁。

（3）京畿開發研究院「八堂上水源水質改善方案ニカンスル研究」一九九七年、三頁。

#### （付記）

討論者である沖縄大学の下地玄栄先生には、生活者・消費者の視点からの環境問題といつことについて、丁寧なコメントをいただきた。この視点についてご指摘いただいた下地先生に感謝したい。なお、本研究は、一九九九年度日本生命財團研究助成による成果の一

# 汚染排出許可証市場とモニタリング

細江 守紀  
(九州大学)

## はじめに

環境汚染の対する統御メカニズムを情報とインセンティブの観点から総合的に見なおすことは重要である。本稿では排出権市場の特性とその汚染抑制効果を検討し、とくにその効果を保証するために遵守機構のデザインをおこなう。この排出権制度の遵守問題はこの制度の根幹にかかることであり、こつした遵守を可能にするためにあらたな遵守メカニズムを構築しなければならない。この問題は Malik (1990) によって最初に取り上げられ、遵守されない場合には排出権市場の効率性が損なわれることを示した。また、Keeler (1991) は直接規制と比較して排出権市場のほうがルールを逸脱する可能性が高いことを示した。つしてこの分析は情報とインセンティブの観点から環境汚染の抑制ルールの比較をおこなう先駆けとなつた。さらに Malik (1992) はルール遵守メカニズムを明示的に導入することによって Keeler の主張を補強した。つしたるルール遵守メカニズムの重要性が認識されてきたにもかかわらず、この遵守メカニズムそのものの最適デザインを追求していない。わずかに Garvie and Keeler (1994) における問題が取り上げられてくる。

## II 排出水準とファーストベスト解

いまある市場において生産の副産物として汚染環境を引き起す状況を考える。それぞれの企業はなんらの環境規制もないとときに実現する汚染物質排出水準が共通にある  $e^0$  となるものとする。その点で企業間の差はないが、排出水準を下げるために生じる費用においてタイプが異なるとする。とくに  $e^0$  から  $e$  の水準に引き下げるために企業が破る費用を  $(1+\theta)(e^0 - e)^2/2$  とする。ここで  $\theta$  は企業間で異なり、 $\theta$  の大きな企業ほど消滅費用が高い、すなわち非効率的企業である。この  $\theta$  は  $(0, 1)$  上のある確率密度関数  $f(\theta)$  のもとに分布しているとする。また全体の企業数は 1 に基準化しておく。また排出量一単位の汚染額を  $a (> 0)$  で表す。このとき、各企業に対しても最適な排出水準は社会的費用（外部費用+私的費用）を最小にするものであるので、それは  $e = e^0 - a/(1+\theta)$  で表され、ファーストベスト排出水準といつてがわかる。この排出水準はタイプ  $\theta$  の増加関数となつてゐる。このとき、タイプ  $\theta$  の企業の最小社会的費用は  $ae^0 - a^2/2(1+\theta)$  となる。したがって、いますべての私的便益を  $B$  であらわせば、社会的に望ましい企業のタイプは  $B \geq ae^0 - a^2/2(1+\theta)$  を満たすものであり、そのと

きの最大タイプ  $\theta^*$  は  $a^2/2(ae^0 - B) - 1$  である。これに対して、なんらの環境規制もない、いわばすべてのタイプの企業は  $B$  の利益を得る。つまり、規制がないときには  $e^0$  の排出をやることになるが、このときの純利益が  $B$  といつていいのである。

## III 汚染許可証市場

いまに規制当局は企業タイプも企業の排出水準も観察できなくなる。このとき、当局がなにもしなければ、どのタイプの企業も排出削減努力をしないことをみたが、これを克服するために、排出許可証市場を導入し、それがどのような規制効果をもつか検討しよう。ここで排出許可証市場はつぎのよくなメカニズムである。まず、各企業に対して一単位の排出水準を許可する証書をたとえば  $m$  枚割り当てる。この割り当てるがどのように企業の排出水準に影響するかはあとで述べる。ただし、当局は企業タイプを知らないので、割り当てる量はすべての企業に対して同一である。つぎに、この初期割り当てるのもとで各企業は最適な排出水準を求める。いま、排出許可証の価格が  $\theta$  とするタイプ  $\theta$  の企業は

$$\min_e \frac{1+\theta}{2}(e^0 - e)^2 + b(e^0 - m)$$

となるように排出水準  $e$  を決める。これが初期許可証の量  $m$  より多ければ市場から許可証を調達し、少なければ市場に放出する、となる。これから、最適排出水準は  $e = e^0 - b/(1+\theta)$  となり、このときの私的最小費用は  $\hat{C} = -b^2/2(1+\theta) + b(e^0 - m)$  となる。したがって、生産をおこなつて排出許可証市場に参加すれば、タイ

の企業は

$$B - \left( -\frac{b^2}{2(1+\theta)} + b(e^0 - m) \right)$$

の利益を得、生産をやめて初期割り当てる排出証を放出すると  $pma$  の利益を得るので、生産をおこなう最大タイプ  $\theta$  は  $\theta = b^2/2(b e^0 - B) - 1$  となる。つして、排出証制度を導入する、いふは企業数に影響することがわかる。すなわち、価格が低いときにはすべて企業は市場に留まり、十分高くなると企業数は価格の減少関数となる。また、ある有限の価格水準において  $\theta = 0$  となる。この価格を  $p^*$  とする。したがって、ある価格水準のもとでの排出許可証市場での超過需要は

$$\int_0^{p^*} (e^0 - p/(1+\theta) - m) f(\theta) d\theta + \int_{p^*}^1 m f(\theta) d\theta$$

となる。これから、均衡価格は  $p = F(\theta e^0 - m)/f_0^*(1+\theta)/(1+\theta) d\theta$  を満たすとなる。この右辺を  $H(\theta)$  とすると、この定理が成り立つ。

定理 1：(許可証市場の均衡価格)

$$2e^0 - 2\sqrt{e^{02} - B} > H(1)$$

が成り立つとも、既存の企業体制のもとで均衡価格が存在する。この均衡価格は安定的である。また、その条件のもとで、市場退出が生じる均衡価格も必ず存在する。

ついで、この排出許可証市場を導入することによつてめぐらのファーストベスト解が実行されるかどうかを検討してみよう。まず、フ

アーストベスト解において現状の企業数が許容されているとき、すなわち、 $\theta^f \geq 1$ のときから考えよ。このとき、均衡価格  $p^l = a$  では、アーストベスト解を達成することになる。これは

$$a = \int_0^1 \frac{e^{\theta} - m}{1 + \theta f(\theta)} d\theta$$

を満たすことを意味する。(もしにアーストベストにおいて企業数に制限がおこなわれる場合にもはや均衡価格  $p$  では実行されない。しかし、 $p^l$ を考えれば、 $p^l = a$ となるように初期割り当てを調整する)ことによってアーストベスト解を得ることができ、また、このとき、市場に留まる企業数もアーストベストの場合と一致する)ことがわかる。

#### 四 排出許可証市場の遵守可能性と監視制度

これまでには排出許可証を入手すればそれ以上の汚染排出をおこなわないということを前提にしてきた。すなわち、排出許可制度は厳密に遵守されるとしてきた。しかし、考えてみると、排出権どおりの排出水準を企業が遵守する保証はない。それどころか、われわれの設定では、企業が排出権どおりに排出しなければ、初期割り当てをすべて市場で売却し、売却利益を得、さらに、排出水準を初期水準  $e^l$  にするであろう。したがって、結果として排出許可証市場の価格はゼロとなる。したして、排出許可証市場は機能しなくなる。これを回避するために、許可制を監視する制度が必要になる。すなわち、排出許可証市場の効果的機能のためには監視体制が不可欠なのである。

このために、(もとのよつたモニタリング確率とペナルティの組によつてこの監視制度を表すことにする。いま、各企業に対しても排出量が超過しているかどうかチェックするための監視を確率  $\beta$  でおこなうとする。)ここで、監視の費用関数は限界費用遞増的であるとする ( $T' > 0, T'' > 0$ )。また、ペナルティについても  $V(e - m)$  の関数とする。(もとで、 $m$  は許可証市場で購入した許可証数であり、実際の排出水準が  $e$  であれば、 $e - m$  が違反量である。このペナルティ関数は  $T'(0) = 0$  であり、違反量に対しても非減少関数である。)では監視されば当局は確実に違反量を把握できるものとする。)としてモニタリング制度が与えられると各企業は排出水準と許可証購入量を決めなければならない。これはつきのようく定式化できる。

$$\min_{e, m} \frac{1 + \theta}{2} (e^0 - e)^2 + \beta V(e - m) + p(m - \bar{m})$$

この問題において、排出水準  $e$  は  $m$  より少なくていいとは明らかである。われわれの問題は一週間であるから排出許可証の貯蓄は考えられない。まず、違反する場合の最適問題を解いてみよう。これから、 $p = (1 + \theta)(e^0 - e)$  すなわち、排出許可証価格 = 限界削減費用が導かれる。したがって、その場合の最適な排出水準と許可証需要量はそれぞれ

$$e = e^0 - \frac{p}{1 + \theta}, m = -V^{-1}\left(\frac{p}{\beta}\right) + e^0 - \frac{p}{1 + \theta}$$

で表される。(もとの各企業の総費用を  $C^l$  とする。)これに対し

て、排出許可証制度を遵守すべきかどうかが決定される。それぞれの最小費用を比較するところである。

定理2：ペナルティ関数が違反量にのみ依存する場合、違反するかしないかは企業タイプに依存しない。すなわち、すべてのタイプが違反するか、すべてのタイプが遵守するかになる。とくに、ペナルティ関数の違反量に関する弾力性  $\epsilon$  が1より大きければ(小れば)、排出許可証制度を遵守しない(遵守する)。また、違反する場合は、その違反量自体は  $e - m = V^{-1}(p/\beta)$  となり、企業タイプに依存しない。

#### 五 おわりに

本稿では遵守メカニズムを明示的に導入することにより、汚染許可証市場のワーキングと、その特徴を明らかにした。これらの分析を基礎として今後なすべき問題は直接規制、課税・補助金政策との比較をこなした情報とインセンティブの観点からおこなつ」とである。また、モニタリング費用として単に監視確率に対応する費用の

#### 参考文献

- [1] Garvie, D. and A. Keeler (1994), "Incomplete enforcement with endogenous regulatory choice," *Journal of Public Economics*, Vol. 55, pp. 141-162.
- [2] Keeler, A. (1990), "Noncompliant Firms in TDP Market: Some Extensions," *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol. 21, pp. 180-189.
- [3] Malik, A. (1990), "Markets for pollution control when firms are noncompliant," *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol. 18, pp. 97-108.
- [4] Malik, A. (1992), "Enforcement costs and the choice of policy instruments for pollution control," *Economic Inquiry*, Vol. 30, pp. 714-721.

[5] 細江守「排出許可証市場と遵守メカニズム」『現代経済の課題』分冊1 九州大学出版会、一九九九年。

(付記)

学会報告に際して、討論者の戸田雅弘教授から有益なコメントをいたいた。記して謝意を表したい。

# 公共選択論の視点からの開発援助政策

——経済・政治構造改革に関するものを中心に——

奥井克美

（筑波大学院大学）

本稿の目的は、発展途上国、体制移行国あるいは社会的混乱の見られる新興市場国に対し、IMFをはじめとする開発援助機関がどのような政策をとればよいのかを、公共選択論の視点から論ずることにある。本稿では特に、援助を受ける国の経済・政治構造をどのように変革すればよいのかに焦点をあてて議論する。

雑誌 Public Choice 等で最近さかんに行われているのが、政治経済体制と経済パフォーマンスの関係を探る議論である。それらの成果を列挙すると、次のようになる。(1) 政治体制が経済発展や経済成長に与える影響ははつきりしない。(2) 経済発展は政治的民主化を促進する。(3) 経済的自由は経済発展や経済成長を促進する。

これらがどのよう明確にされたかについては奥井(1997)を参考されたい。(1)で注意を促したいのは、これらの内容から導かれる開発援助についての次の政策含意である。

それは、政治的自由の拡大と経済的自由の拡大どちらが政策課題として優先されるべきかについては、後者の方であるということ

## 一 政治経済体制と経済パフォーマンスの関係を探る最近の実証分析結果から

る。方法論的個人主義とは、個人から超越した国家や公的利害は存在しないことを意味している。契約主義は、国家や政府が構成員の合意に基づいてつくられることを意味している。

これらの公理から、個人から超越した国家・政府・ルールといったものは存在せず、これらは合理的な判断能力を持つ個人個人の選択と合意に基づいてつくられる、との考え方が直接的に導かれる。

国家・政府・ルールといった制度的枠組みは、憲法 (constitution) と呼ばれる。憲法は長期にわたって持続するのが一般的があるので、個人は憲法を選択する際、将来に自分の立場が変わり得ることまで考慮せねばならなくなる。このような状況を不確定性のベール (veils of uncertainty) と呼ぶ。不確定性のベールのもとでは、人々はかなり長期的な視野にたつた選択をすることができるので、望ましい憲法の制定が期待できる。財政支出の抑制ルールである均衡財政法は、望ましい憲法の一例としてよく言及される。

それでは、このように合理的な人が国家や政府をつくるのであるから、必ず望ましいものができるのだろうか。第一節において経済的自由の高い制度枠組みを持った社会が高い経済発展を実現するという意味で望ましいことが示されたわけだが、人々は、これを体現する憲法を常につくることができるのでしょうか。否である。開発援助を受ける必要のある国々は、まさにこのケースに属すると言えよう。次のような説明がよくなされる。

第一は、やはり公共選択論の重鎮である Mancur Olson (1982) の言ふ、共同的な合理性と個人合理性の間にギャップがある場合である。彼は、利益集団である分配連合が私利を追求することによつ

である。経済的自由の拡大は経済的繁栄を導き、この経済的繁栄は政治的民主化をもたらすことが期待される。したがって、経済的自由の導入は自動的に政治的民主化を導くことが期待される。しかしながら政治的自由の拡大については、これが経済的繁栄をもたらさない場合、政治的民主化の後退を引き起こすかもしれない。当初の政治的自由の導入が意味のないものになってしまい可能性があるからである。しかし、どのような政治体制でも経済的自由や市場経済化を達成できるのだろうか、といぶかる人があるかもしれない。次には、公共選択論のミクロ的基礎とでもいべき立憲的政治経済学の考え方を使って、これらの疑問に答えてみたい。

## 二 立憲的政治経済学の考え方の導入

立憲的政治経済学は、James M. Buchanan によって唱えられている公共選択論のリサーチプログラムであり、政治的な決定におけるルールの役割を分析の中心に据えている。立憲的政治経済学には、確固たる公理が存在する。ホモ・エコノミカス・方法論的個人主義、契約主義の三つの公理である。ホモ・エコノミカスは、個人が効用最大化、利潤最大化の原理に基づいて行動するとの想定であ

てレンントシーキング社会となり、自由経済が損なわれことによって、その国の経済成長が阻害される点を指摘した。彼によれば、戦争によってこのような分配連合が育たなかつたので、日本やドイツが成功をおさめたのである。

第二は、個人の合理性が限定的なものであり、制度の選択が歴史的な経路に依存して、大域的な最適が達成されない場合である。

以上の点は、表1のような囚人のジレンマに象徴されよう。左上のレンントシーキング活動を両プレイヤーが行わない戦略の組み合わせは自由市場体制を示しており、右下の両プレイヤーがレンントシーキング活動を行う戦略の組み合わせはレンントシーキング社会を示していると考えることができる。両プレイヤーは自由市場体制のもとで多くの利得を享受できるのだが、均衡はレンントシーキング社会となる。このような時、自由市場体制を実現するため、次の二つのことが必要になる。まず、自由市場体制を実現し、そこにとどまるようになることを明記したルールづくり、そして、それを実現するための制度構築である。

後者の制度構築に関しては、いくつかの手立てを考えられる。まずは、話し合いである。話し合いのない非協力ゲームの枠組みで、レントシーキング社会というペレート劣位の結果に陥つたとしても、人々の本性に協調を求めるものがあるのであれば、話し合いによってペレート優位な自由市場体制を実現することが可能かもしれない。すなわち、このような場合の政治制度は、話し合いを重視する民主的な政治プロセスということになる。

別の手立てとしては、強権的にレンントシーキング活動を禁止する

方法である。例えば、ある主体がレンントシーキング活動を行ったことが発覚すれば、その主体に罰則を与えることとなる。これは、表1のペイオフを変更させることを意味する。例えば、罰則のペナルティーを3とするならば、表1のペイオフは表2のようになる。この時、均衡はレンントシーキング活動を行わない戦略の組み合わせとなり、自由市場体制が実現する。

こののような罰則を可能にするためには、監視機関や司法機関の存在は不可欠である。よって、この場合の政治制度は、強権的なより大きな政府によるものとなる。ただ、ここで注意せねばならないのは、このようないくつかの監視機関や司法機関の導入を国民は全員一致で導入できるといふことである。表1のままであるならば、(3,3)の利得が実現せず、(-1,-1)となるから、両プレイヤー合わせて $(3+3)-(-1)+(-1)=8$ の損失となる。この損失8を現実のものとしないよう(すなはち、この8の分の利得を目指し)、両者はコストを支払つことに同意して、表2のペイオフ行列を実現するような監視機関や司法機関を導入するのである。強権的な政府を用いる手立てによって解決を図る場合も、国民の合意によつてこの強権的な政府を導入できる、といふ点がここでのポイントである。

すなはち、立憲的政治経済学の考え方を用いて、政治制度設計が必要である。確かに先のレンントシーキング社会の例のようになれば、最初に国家ありき、政府ありきという考え方をするべきではない、といふこと。国民の合意は経済的自由を実現せず間違つた方向にいく可能性は存在

		表1 共同的な合理性と個人合理性の間にギャップがある場合	
自由市場体制		レンントシーキング活動を行わない	レンントシーキング活動を行う
レンントシーキング活動を行わない	3 3	-3 5	
	5 -3	-1 -1	

レンントシーキング社会

		表2 共同的な合理性と個人合理性の間にギャップがある場合の一つの解決策	
自由市場体制		レンントシーキング活動を行わない	レンントシーキング活動を行う
レンントシーキング活動を行わない	3 3	-3 2	
	2 -3	-4 -4	

レンントシーキング社会

よつて最近よくなされる次のようないくつかの議論、(1)市場経済への移行を進めるためには、政府の積極的な介入が必要である。(2)改革はピッグバン方式よりも、漸進主義方式の方が望ましい、これらは否定されることはなる。また、ユーロのようないくつかの民族独立や連邦脱退も国民の一つの選択であつて、この際の混乱をもつてIMF等の経済自由化政策を批判するのは適当ではない、との結論になる。

#### 参考文献

- Brennan, Geoffrey, and James M. Buchanan (1985). *The Reason of Rules*, Cambridge: Cambridge University Press. (逐次英訳)
- (1989)『立憲的政治経済学の方法論』(文眞堂)
- Buchanan, James M. (1991). *The Economics and the Ethics of Constitutional Order*, Ann Arbor: The University of Chicago Press. (加藤寛訳) (1992)『ロバート・ブチナンのナレッジ』(河出書房新社)
- Okada, Akira (1993). "The possibility of cooperation in an n-person prisoners' dilemma with institutional arrangements," *Public Choice*, 77, pp. 629-656.

- Olson, Mancur (1982). *The Rise and Decline of Nations*, New Haven: Yale University Press. (原藤寛訳) (1991)『国家興亡論』, AHP研究所

- 奥井克美 (1997)「政治的自由、経済的自由、経済発展、経済成長の関係に関する考察」『追手門経済論集』第XXXII巻第一号、八五

(付記)  
一四九頁。

(政策二) 経済的自由の実現、維持をルール化する。  
(政策一) 政治的民主化を迫るような、政治制度への介入は避けれる。  
(政策三) 経済的自由を実現するためには制度選択は、被援助国国民の判断に委ねる。

これらは、次のように含意している。立憲的政治経済学における財政均衡法の提案と同様の主旨で、市場経済への移行・定着を立法化・ルール化すべきであること。融資拒否の脅威は、このルールを強制する大きな助けとなる。そして独裁制の国への融資や援助を拒否すべきでないこと。さらに、市場経済への移行を進めるためのやり方に介入すべきでない。

(付記)  
討論者の中村まづる先生(青山学院大学)をはじめ会場の諸先生方から、学会において貴重なご意見をいたいただいた。また本誌二人のレフリードの方からは、丁寧かつ有益なご指摘をいただき、感謝の意を表する。

# 水道事業の一般化費用関数の推定\*

中山 德良

(流通科学大学)

## 1 はじめに

水道事業のよつたな公益事業の生産・費用構造を分析する場合には、費用関数の推定が行われることが多い。日本の水道事業についても、桑原(1998)、高田・茂野(1998)、Mizutani and Urakami(1999)が推定を行っている。

しかし、水道事業のよつたな公益事業の費用関数の推定には、費用関数が経済主体の費用最小化行動から導出されているという点で問題がある。特に水道事業は法律によって地域独占を保証されており、競争が働かず、費用最小化を行っていないことが考えられる。したがって、費用最小化行動から導かれるよつたな通常の費用関数を適用して、規模の経済性などを計測することが必ずしも適当ではない。このよつたな数値をもとに政策が決定されれば、その政策は適切なものとは成り得ない。

この問題に対処するため、費用最小化の仮定を課さず、配分非効率性を計測することのできる費用関数(一般化費用関数)を推定することを考えられる。この一般化費用関数の推定が、アメリカの水道事業に(1) Bhattacharyya, Parker, and Raffee(1994), Bhattacharyya, Harris, and Narayanan(1995)により行われて

いる。わが国については、小林(1996)の電力産業や中西・中山(1996)の老健施設などの研究がされているが、水道事業の研究はまだない。

そこで本稿では、わが国における水道事業の一般化費用関数を推定する。その際に水道事業はネットワーク産業であるため、Caves et al.(1984)のように費用関数にネットワーク変数を導入し、密度の経済性をも計測できるようにする。本稿の意義は、日本で初めて水道事業にネットワーク変数を含めた一般化費用関数を推定し、配分非効率性の存在を確認したことであろう。

以下の論文の構成は次のとおりである。第一節では、推定モデルについて説明する。第三節では、本稿で用いるデータの出所とその加工について説明する。第四節では、費用関数の推定結果を示し、その結果を考察する。第五節では結論を述べる。

## II 推定モデル

### (1) 一般化費用関数

一般化費用関数は、市場価格によつて費用を最小化する制約を課さない費用関数である。<sup>(2)</sup>もし経済主体が費用最小化行動をとれば、次の条件が成立しなければならない。

$$W_i W_j = F_{x_i} / F_{x_j}$$

(1)

(1)式で、 $W_i$ は第*i*生産要素の価格、 $F_{x_i}$ は第*i*生産要素の限界生産力を示している。しかし、配分非効率性が発生している場合は、上記の条件が成り立たない。そこで、その場合の条件を次のように表す。

$$W_i^{sh} / W_j^{sh} = F_{x_i} / F_{x_j}$$

(2)

(2)式で、 $W_i^{sh}$ は第*i*生産要素のハヤード価格を表している。ハヤード価格は次のよつたに定義される。

$$W_i^{sh} = \theta_i w_i$$

(3)

$\theta_i$ は第*i*生産要素の観察された価格といひ、 $w_i$ は第*i*生産要素の観察された価格である。

本稿では、水道事業は労働、資本、その他投入財の三つの投入財を投入し、有収水量を产出すると仮定する。ハヤード価格では(2)式が成立するので、シャドー価格では費用を最小化してくることになる。そこから導かれるものがシャドー費用関数である。(3)のハヤード費用関数を本稿では以下のようなトランスクロッグ型に特定化するが、その際に Caves et al.(1984)に従つて、ネットワーク変数を導入する式のよつたにな。

$$\begin{aligned} \beta_{ii} &= \beta_{ii} \quad i \neq j; i, j = 1, 2, 3 \\ \delta_{yy} &= \delta_{yy}, \quad \gamma_{NN} = \gamma_{NN}, \quad \eta_{ni} = \eta_{in} \quad i = 1, 2, 3 \\ \sum_{i=1}^3 \beta_{ii} &= 1, \quad \sum_{i=1}^3 \beta_{ij} = 0, \quad \sum_{i=1}^3 \delta_{yi} = 0, \quad \sum_{i=1}^3 \eta_{ni} = 0 \end{aligned}$$

ハヤード価格の補題によつて、ハヤード・ペナルティは、

$$S_i^{sh} = \beta_i + \sum_{j=1}^3 \beta_{ij} (\ln(\theta_j w_j)) + \delta_{ii} \ln Y + \eta_{ni} \ln N \quad i = 1, 2, 3 \quad (5)$$

となる。

また、観察された費用関数は次式のよつたに導く」とはである。